

民主党政策INDEX

2008



内閣・消費者 1

- 消費者権利官が行政をチェック..... 1
- 危険情報公表法の制定..... 1
- 消費者団体訴訟制度など消費者政策の充実..... 1
- NPO活動の促進・支援税制..... 1
- 障がい者差別禁止..... 1
- 自殺予防対策..... 1
- 戦後処理問題..... 1
- 靖国問題・国立追悼施設の建立..... 1
- 危機管理体制の整備..... 2
- 警察改革..... 2
- 治安対策..... 2
- 総合的な銃器犯罪対策の推進・合法銃の所持許可基準の見直し..... 2
- 災害対策..... 2
- 沖縄政策..... 2
- アイヌ民族の人権を尊重した総合的施策確立へ..... 3
- 北方領土問題..... 3

子ども・男女共同参画 3

- 出産・子育てにかかる経済的・精神的負担の軽減..... 3
- 月額2万6000円の「子ども手当」創設..... 3
- 出産時助成金の支給..... 3
- 子ども家庭政策の一元的取り組み..... 3
- 幼保一本化の推進..... 3
- 学童保育の拡充..... 3
- 有害情報から子どもを守る..... 3
- 子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備..... 4
- 性的搾取・性的虐待から子どもを守る..... 4
- 児童虐待防止対策の充実..... 4
- ひとり親家庭への自立支援策..... 4
- DV防止法の強化..... 4
- 生殖補助医療に係わる法整備..... 4
- 女性も安心な年金制度の確立..... 4
- ワークライフバランスの実現..... 5
- 真の男女平等のための基盤づくり..... 5
- 生涯を通じた女性の健康保障..... 5
- 男女共同参画の視点に立った国際協調..... 5
- 選択的夫婦別姓の早期実現..... 5
- 嫡出推定制度の改善..... 5

行政改革 6

- 天下りの根絶でムダづかいをなくす..... 6
- 官製談合を撲滅..... 6
- 国が行う契約の適正化..... 6
- 独立行政法人等の改革..... 6
- 地方分権推進と国家公務員総人件費の削減..... 6

- 公務員制度の抜本改革と労働基本権の回復..... 6

- 霞が関改革・政と官の抜本的な見直し..... 7

分権改革 7

- 新たな「国のかたち」の構築..... 7
- 中央政府の役割の限定..... 7
- 基礎的自治体の整備..... 7
- 広域自治体のあり方の見直し..... 7
- ひもつき補助金の廃止と一括交付金化..... 7
- 新たな地方財政調整制度の創設..... 8
- 国と地方の協議の制度化..... 8
- 政省令による義務付け等の見直し..... 8
- 住民投票による民意のくみ上げ..... 8
- 住民自らによるガバナンス形態の決定..... 8
- 自治体の監査機能の充実強化..... 8
- 地方の再生..... 8
- コミュニティの再生・強化..... 9
- 国民の視点からの公共サービスの見直し..... 9

政治改革 9

- 政治資金の透明化..... 9
- 政治献金の規制強化..... 9
- 国会議員の定数1割以上削減..... 9
- 1票の価値の較差の抜本是正..... 9
- 選挙権年齢の引き下げ..... 9
- インターネット選挙運動解禁..... 10
- 電子投票制度の導入..... 10
- 永住外国人の地方選挙権..... 10
- 政治家によるあっせん根絶..... 10
- 国会審議における官僚依存からの脱却..... 10
- 首長の多選制限..... 10

郵政事業・情報通信・放送 10

- 郵政事業の抜本の見直し..... 10
- NHKの改革..... 10
- 通信・放送委員会（日本版FCC）の設置..... 11
- 通信・放送行政の改革..... 11
- 電波の有効利用..... 11
- 情報格差の解消..... 11
- 地上デジタル放送への円滑な移行..... 11
- インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進..... 11

法務 11

- 法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進..... 11
- 裁判員制度の円滑なスタートに向けた環境整備..... 12
- 行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化..... 12
- 取り調べの可視化、証拠開示の徹底による冤罪防止..... 12
- 共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准..... 12
- 少年犯罪の防止..... 12
- 仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直し..... 12
- 死因究明制度改革の推進..... 12
- 再犯防止の取り組みの強化..... 13
- 性同一性障がい者の人権..... 13
- 国籍選択制度の見直し..... 13
- 成年年齢の18歳への引き下げ..... 13
- 人権侵害救済機関の創設..... 13
- 難民認定委員会の創設・難民の生活支援..... 13
- 人権侵害の救済へ向け国際機関への個人通報を制度化します..... 13
- 選択的夫婦別姓の早期実現..... 13
- 嫡出推定制度の改善..... 13
- 性的搾取・性的虐待から子どもを守る..... 14

外務・防衛 14

- 新時代の日米同盟の確立..... 14
- アジア外交の強化..... 14
- 日中友好協力関係のさらなる促進..... 14
- 台湾問題..... 14
- 北朝鮮外交の主體的展開..... 14
- 日韓両国の信頼関係の強化..... 14
- 日露関係の促進..... 14
- 領土問題の早期解決..... 14
- 海洋資源の開発、海洋の安全確保..... 15
- テロ根絶と真の和平実現——新テロ特措法延長への対応..... 15
- イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて..... 15
- 航空自衛隊のイラク派遣を直ちに終了..... 15
- 欧州・EUとの関係..... 15
- ODAの活用・「人間の安全保障」などへの取り組み..... 15
- 国連改革..... 15
- 核廃絶の先頭に立つ..... 16
- ミサイル防衛への対応..... 16
- 情報の収集分析・管理保全の適正化..... 16
- 自衛権の行使は専守防衛に限定..... 16
- 国連平和活動への積極参加..... 16
- 防衛省改革..... 16

財務・金融 16

- 財政構造改革の推進..... 16
- 予算編成のあり方の見直し..... 17
- 特別会計改革..... 17
- 健全な金融市場の育成..... 17
- 公開会社法の制定..... 17
- 包括的な金融サービス・市場法の制定..... 17
- 中小企業向け金融検査マニュアルの策定..... 17
- 地域金融円滑化法の制定..... 17
- NPOバンク、小規模な共済の負担軽減..... 17

税制..... 17

- 税・社会保障共通の番号制度の導入..... 17
- 給付付き税額控除制度の導入等..... 17
- 金融所得課税改革の推進..... 18
- 納税者権利憲章の制定..... 18
- 消費税改革の推進..... 18
- 法人税改革の推進..... 18
- 租税特別措置透明化法の制定..... 18
- 中小企業支援税制..... 18
- 特定非営利活動法人(NPO)支援税制等の拡充..... 18
- 相続税・贈与税改革の推進..... 19
- 国際連帯税の検討..... 19
- 個別間接税改革の推進..... 19
- 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税..... 19
- 徴税の適正化..... 19

文部科学..... 19

- 日本国教育基本法案..... 19
- 教育の責任の明確化..... 20
- 中央教育委員会の設置..... 20
- 保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置..... 20
- 教育予算の充実..... 20
- 教員の質と数の充実..... 20
- 少人数学級の推進..... 20
- 教育の無償化..... 20
- 高等教育の機会の保障..... 20
- 奨学金制度改革..... 20
- 私立学校改革..... 20
- 学習指導要領の大綱化..... 20
- 教科書検定および採択について..... 21
- 拡大教科書の充実..... 21
- 学校安全対策基本法の制定..... 21
- 学校施設耐震化の促進..... 21
- いじめ問題..... 21

- スクールカウンセラーおよびガイダンスカウンセラー制度の充実..... 21
- 大学改革と国の支援のあり方..... 21
- 専修・各種学校の充実..... 21
- 学校図書館の整備等..... 21
- 社会ルールの学習..... 22
- 生涯学習の充実..... 22
- インクルーシブ教育の推進..... 22
- 国内外における日本語教育の充実..... 22
- 芸術文化活動への支援..... 22
- 伝統文化の保存・継承..... 22
- 国民総スポーツの推進..... 22
- 地域密着型の拠点づくりを推進..... 22
- 学校施設の開放と複合利用の推進..... 22
- 校庭の芝生化..... 23
- 地域スポーツリーダーの育成..... 23
- スポーツ医学振興政策..... 23
- 世界レベルでのスポーツを推進..... 23
- イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備..... 23
- 科学技術人材の育成強化..... 23
- 中小企業の研究開発力の強化..... 23
- 世界最先端の環境エネルギー技術の確立..... 23

厚生..... 24

- 国の責任で社会保障制度を安定維持..... 24
- 医師等確保対策で医療従事者不足を解消..... 24
- 勤務医の就業環境の改善..... 24
- 臨床研修の見直し..... 24
- 医師養成数を1.5倍に増加..... 24
- 医師不足解消に向けた小児科・産科医療..... 25
- 医療の安心・納得・安全..... 25
- 医療従事者の資質の向上..... 25
- 医療従事者の職能拡大と定員増..... 25
- 救急搬送・救急医療の連携強化..... 25
- 医療事故の原因究明および再発防止..... 25
- 後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化..... 26
- 包括払い制度の推進..... 26
- 新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化..... 26
- がん対策..... 26
- 後発医薬品(ジェネリック薬品)..... 26
- アスベスト健康対策..... 26
- 肝炎総合対策..... 27
- 新型インフルエンザ対策..... 27
- 感染症対策..... 27
- 難治性疾患対策..... 27
- カネミ油症被害者対策..... 27
- 臓器移植のあり方について検討..... 27
- 被爆者援護..... 27
- 歯科医療改革..... 27

- 良質な介護を可能とするマンパワーの充実..... 28
- 介護サービス基盤の拡充..... 28
- 障がい者福祉政策の改革..... 28
- 生活保護制度の充実..... 28
- 中国残留邦人支援..... 28
- ホームレス自立支援..... 28
- 麻薬・薬物対策..... 29

年金..... 29

- 「年金通帳」で「消えない年金」..... 29
- 公平な新しい年金制度を創る..... 29
- 年金受給者の税負担を軽減する..... 29
- 年金保険料は年金給付以外に使わない..... 29
- 社会保険庁解体と歳入庁創設..... 29
- 「無年金障がい者」救済の拡充と「無年金高齢者」救済の創設..... 29

労働..... 30

- 長期安定雇用を基本とする雇用政策..... 30
- 若年層から中高年層まで職業能力開発支援..... 30
- 若者の雇用就労支援..... 30
- 非正規労働者の労働条件確保..... 30
- 労働者派遣法の見直し..... 30
- 最低賃金の大幅引き上げ..... 31
- 労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決..... 31
- 雇用保険制度をはじめとするセーフティネットの整備..... 31
- 仕事と家庭の両立支援..... 31
- 募集・採用における年齢差別禁止..... 31
- ワークライフバランスの実現..... 31

農林水産..... 32

- 所得補償制度の導入による農業経営の安定化..... 32
- 農山漁村の「6次産業化」..... 32
- バイオマス関連産業の育成..... 32
- 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用と定住人口・交流人口の増大..... 32
- 総合的な農山漁村の活性化..... 33
- 農山漁村を支える女性の支援..... 33
- 食料の完全自給への取り組み..... 33
- 水田の持つ機能のフル活用および米の棚上備蓄体制の確立..... 33
- 食の安全・安心の確保..... 33
- 輸入検疫体制の強化・拡充..... 33
- 輸入牛肉に対するトレーサビリティの義務付け..... 34
- 農地制度の改革..... 34

- 農地面積の確保…………… 34
- 環境保全型農業の推進…………… 34
- 都市型農業の振興…………… 34
- 木材自給率の向上…………… 34
- 林業、木材関連産業等地域産業の活性化…………… 35
- 中山間地域を中心とする
100万人の雇用拡大 …………… 35
- わが国の「住」の生活様式の復活
による「木の文化」の再生…………… 35
- 漁業の振興
(資源管理漁業の重視)…………… 35

経済産業…………… 36

- 中小企業憲章の制定…………… 36
- 中小企業支援策としての
人材育成・職業訓練の充実 …………… 36
- 公正な市場環境の整備・「中小企業
いじめ防止法」の制定 …………… 36
- 中小企業金融の円滑化…………… 36
- 中小企業の技術力の発揮と向上… 36
- 中小企業の声に耳を傾ける
仕組みづくり…………… 36
- 地域の産業と雇用を守る
中小・小規模零細企業支援税制 …… 36
- 中小企業支援予算3倍増 …………… 36
- 地域経済の活性化…………… 36
- 中心市街地・商店街の活性化 …… 37
- 知的財産立国の実現…………… 37
- 起業・ベンチャー支援 …………… 37
- ものづくり政策の推進…………… 37
- 事業規制の原則撤廃と
次世代競争力の確保…………… 37
- 貿易・投資の自由化を主導 …… 37
- WTO交渉の早期妥結…………… 37
- EPA／FTA…………… 38
- セーフガード発動の弾力化…………… 38

エネルギー…………… 38

- エネルギー安定供給体制の確立… 38
- 新エネルギー・省エネルギー技術
の推進…………… 38
- 「国際エネルギー効率化計画
2030」の実現 …………… 38
- 原子力政策に対する基本方針… 38
- 安全を最優先した原子力行政… 38
- 原油価格高騰への対応策…………… 39

国土交通…………… 39

- 地方の特性を生かした国土政策… 39
- 島嶼部の揮発油税免除など
過疎地域対策…………… 39
- 地域活性化に立脚した観光政策… 39

- 人にやさしい地域主権の
まちづくり…………… 39
- 少子高齢化など社会環境に
対応したまちづくり…………… 40
- 環境・暮らしにやさしい
下水道法等の改正…………… 40
- 多様なニーズに応じた住宅政策… 40
- 安全・安心な住宅 …………… 40
- 交通基本法の制定…………… 40
- 各地域の特性やニーズに応じた
航空政策…………… 41
- 産業政策としての物流…………… 41
- 交通面における環境負荷の軽減… 41
- 整備新幹線…………… 41
- 道路行政等の抜本改革…………… 41
- 高速道路無料化…………… 42
- 「運輸安全委員会」の厳正な運用… 42
- 公共事業改革…………… 42
- 大型公共事業の見直し…………… 42
- 諫早湾干拓事業…………… 42
- PFIの促進および検証…………… 42
- 治水政策の転換
(みどりのダム構想)…………… 43

環境…………… 43

- 環境政策(全般)…………… 43
- 民主党「脱地球温暖化戦略」の
推進…………… 43
- 実効ある国内排出権取引市場の
創設…………… 43
- 主導的な環境外交の展開…………… 44
- 地球温暖化対策税の創設…………… 44
- オゾン層破壊防止・フロン回収 …… 44
- グリーン契約…………… 44
- 環境教育…………… 44
- 環境健康被害対策…………… 44
- 水俣病問題対策…………… 45
- 総合的な化学物質対策…………… 45
- シックハウス対策…………… 45
- 殺虫剤による健康被害
(化学物質過敏症や急性中毒等)
対策…………… 45
- ノンアスベスト社会の実現…………… 45
- 土壌汚染対策…………… 46
- 総合的な廃棄物・リサイクル
対策…………… 46
- デポジット制度の導入…………… 46
- 個別リサイクル法の改正…………… 46
- 環境アセスメント…………… 46
- 調査・研究、環境保全制度の充実… 47
- 生物多様性の保全
(野生生物保護)…………… 47
- 動物愛護…………… 47
- 外来生物対策(移入種対策)…………… 47
- クマ対策…………… 47
- 自然環境保護…………… 47
- 里地・里山の保全 …………… 48
- 海岸の保全…………… 48

憲法…………… 48

- 国民の自由闊達な憲法論議を… 48

項目名五十音索引…………… 49

内閣・消費者

消費者権利官が行政をチェック

内閣の各省庁から独立した「消費者権利院」を創設し、その長である「消費者権利官」が消費者の相談、苦情等に応じて、行政機関に情報の提供を求め、また勧告等を通じて行政を是正します。また、消費者の相談窓口を充実・一元化し、全国の消費生活相談に対して迅速に対応します。

消費者の立場から行政機関を強力に監視する組織を創設することによって、消費者の立場に立った行政を担保することができます。

危険情報公表法の制定

消費者の立場に立って、自動車や回転ドア、公園遊具など、消費者に危害を及ぼすおそれのある製品・物品等に関する情報について、企業に公開を義務付ける「危険情報公表法」を制定します。これにより、一般消費者には製品等の危険情報が迅速に提供され、被害の発生を防ぐことができます。

消費者団体訴訟制度など消費者政策の充実

民主党は結党以来、常に消費者の視点に立った政策実現を目指してきました。近年、サービスの多様化・グローバル化が急速に進展するにしたがい消費者関連紛争が急増していますが、消費者と事業者では情報力や交渉力において大きな格差があることは否定できません。

2006年には、民主党の主張を取り入れ、消費者団体が個々の消費者の利益のために訴えを提起する消費者団体訴訟制度を創設するため、消費者契約法の改正が行われました。今後、民主党は、消費者団体訴訟に損害賠償請求権を導入するなど一層の充実に取り組みます。また、消費者契約やカード利用等に関する知識も含め、消費者教育の充実を図ります。

NPO活動の促進・支援税制

NPOをはじめ非営利セクターの育成は緊急かつ重要な課題であり、民主党は、公益法人制度の見直しともあわせて、これらの活動が社会にしっかりと根付くための努力を続けます。また、現行の特定非営利活動法人に対する支援税制については、認定要件が厳しいために、これを利用することができる「認定特定非営利活動法人」は特定非営利活動法人全体（約35万法人）の中でわずか89法人にすぎません（2008年9月1日現在）。民主党は、その認定要件を大幅に緩和します。また寄付金控除制度を大幅に拡充します。

（※p.18特定非営利活動法人（NPO）支援税制等の拡充参照）

障がい者差別禁止

現行の「障害者基本法」では、障がいを理由とする差別の禁止が明記されているものの、罰則規定が設けられていないため、実効性・拘束力の面で甚だ脆弱です。すでに世界では、障がいのある人に対する差別を禁止する法律を持つ国が40カ国以上にのぼっており、わが国の取り組みは遅れています。民主党は、2006年12月に国連で採択された障がい者権利条約の批准に伴う国内関連法の整備とともに、「障がい者差別禁止法」の制定に取り組みます。

自殺予防対策

自殺者が10年連続で3万人を上回り、自殺問題への総合的な対策が喫緊の課題です。民主党は、自殺はその多くが社会的問題であり、防ぐことができるという観点から、自殺へ至る要因分析や調査、対処方策、情報提供、自殺者の家族・自殺未遂者への支援等の法制化を主張し、民主党主導で「自殺対策基本法」が成立しました。今後も民主党は、国と地方自治体が一体となって自殺予防対策を推進するよう、取り組んでいきます。

戦後処理問題

今日の日本の平和と繁栄の背後には、先の大戦において内外に多くの犠牲が存在したことを忘れてはなりません。国会図書館に恒久平和調査局を設置する「国立国会図書館法改正案」、シベリア抑留者への未払い賃金問題等の解決のための「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案」の成立を目指します。また民主党は、アジア等の女性に対する旧日本軍による「慰安婦」問題の解決を図るための「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を国会に提出しました。その他にも、中国残留邦人に対する支援など、戦後処理問題は幅広く存在しており、今後も取り組みを続けます。

靖国問題・国立追悼施設の建立

靖国神社は、戦前は国家神道の一つの象徴的な存在として位置づけられ、国家が戦争を遂行するにあたり、戦地に赴く国民の精神的支柱としての役割を担ったことは、歴史上の明白な事実です。内外に多くの犠牲をもたらした先の大戦を国策として立案・指導した人たちの責任は非常に大きいことから、こうしたA級戦犯が合祀されている靖国神社に、総理が参拝することは好ましいことではありません。また、国民が自由意思により靖国神社を参拝することは何

ら問題ありませんが、国家の機関である総理や閣僚が公式参拝することや、1宗教施設である靖国神社をわが国における戦没者追悼施設の中心施設として位置づけるのは、憲法で規定している「信教の自由」や「政教分離」に抵触する可能性があります。民主党は、何人もがわだかまりなく戦没者を追悼し、非戦・平和を誓うことができるよう、特定の宗教性をもたない新たな国立追悼施設の設置に向けて取り組みを進めます。

危機管理体制の整備

わが国への侵略、大規模テロ、大規模自然災害などの非常事態に対応するため、情報収集・分析体制を内閣官房に一元化するとともに、危機管理に関する権限を持つ「危機管理庁」(日本版FEMA)を創設します。とりわけ国内におけるテロの発生にそなえ、原子力施設へのテロ対策、ハイジャック対策、核・生物・化学兵器テロ対策、在外邦人や在日外国人の安全対策、テロ資金対策、サイバーテロ対策など、広範囲にわたる対策の整備を行います。

警察改革

捜査用報償費等を裏金化していたとされる警察不正経理問題や、情報の漏洩、警察官による犯罪等、さまざまな不祥事が続発し、警察行政への信頼は低下しています。これら警察不祥事に関して、公安委員会の存在感は極めて薄く、その役割が改めて問われています。

民主党は、警察を監督する公安委員会の体制を強化するとともに、その事務を警察自身が行っているという矛盾を解消するため、国家公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置します。また都道府県知事や都道府県議会による監督の強化や、苦情処理制度の大幅に拡充により、市民の声を反映した警察行政を実現します。

治安対策

落ち込んだ検挙率を回復させることを目標とし、地方警察官等を増員して「地域・刑事・生活安全」にかかる警察機能を拡充します。また、地域社会の防犯機能を生かすための支援を行います。

「治安・防犯」の確保のためには、新たな捜査手法の確立など警察の捜査能力向上が必要ですが、その一方で警察権限の無節操な拡大は、捜査権の乱用やプライバシー侵害などの弊害が懸念されます。このことにより市民の警察捜査に対する不信や非協力など、結果として治安の向上に悪影響を生じかねません。新たな捜査手法の導入にあたっては、人権に配慮し、市民社会の本旨に反することがないよう運用の

ルールをしっかりと定めます。また防犯カメラ・Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)・DNA鑑定捜査等については、個人情報保護の観点から、設置・運用についての法律の制定を含めた検討を進めます。さらに盗聴・盗撮による被害が深刻化していることから、これらの取締りを強化します。

総合的な銃器犯罪対策の推進・ 合法銃の所持許可基準の見直し

長崎県佐世保市の散弾銃乱射事件など、銃器を使用した凶悪事件が多発しています。平穏な生活の脅威となる銃器犯罪を防止するため、暴力団関係者等に対する徹底した摘発・検挙、密輸入阻止のための水際対策などの総合的な銃器犯罪対策を強力に進めるとともに、合法銃の所持許可の欠格事由厳格化や実弾管理の徹底化などを行います。

災害対策

災害発生後の救急活動や情報伝達、交通規制や応急復旧などを円滑に進めるため、国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担、協力体制の整備を進め、行政の危機管理体制を拡充するとともに、民間の諸活動を強力に支援します。また大規模災害に迅速に対応するため、内閣総理大臣の権限を強化するとともに、「危機管理庁」(日本版FEMA)を活用します。

災害による心身のダメージを被災者が一刻も早く克服するには生活基盤の回復が必要です。2007年に「被災者生活再建支援法」が改正され、住宅本体も含め支援金の用途について制限がなくなりましたが、引き続き制度の円滑な運用が図られるよう民主党は取り組みます。

全国各地で大規模地震の危険性が指摘されています。特に都市部には、密集市街地が多く、倒壊や火災による被害は甚大なものになると予測されています。このような被害を減らすため、既存不適格住宅の耐震改修を進めます。さらにゲリラ豪雨や都市における河川氾濫など、新しいタイプの災害が頻発している現状にかんがみ、これらの対策について取り組みを進めます。

沖縄政策

沖縄は先の大戦で、国内で唯一、地上戦が行われ、数多くの犠牲者を出す悲劇に見舞われました。さらに、敗戦後も米軍による占領を経験しました。復帰後の経済発展も期待どおりに進んでいません。この状況を重く受け止め、民主党は1999年7月に「民主党沖縄政策」、2002年8月には「民主党沖縄ビジョン」を策定し、2005年および2008年には諸情勢の変化等を勘

案し「民主党沖縄ビジョン」を改訂しました。

「民主党沖縄ビジョン」では、従来型の補助金や優遇措置に依存する活性化ではなく、沖縄本来の魅力や特性を最大限活用することを基本的な方向性として、経済振興・雇用創出、自然環境政策、教育政策等、沖縄の真の自立と発展への道程を示しています。

また沖縄には依然として在日駐留米軍専用施設の多くが集中するなど、県民は過重な負担を強いられています。これら負担軽減を目指すとともに、基地縮小に際して生ずる雇用問題には、セーフティネットの確保も含め、十分な対策を講じます。また、当事者としての立場を明確にするためにも在沖米軍の課題を話しあうテーブルに、沖縄県なども加わることができるよう働きかけます。

アイヌ民族の人権を尊重した 総合的施策確立へ

2008年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」、また2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」も踏まえ、アイヌ民族の人権を尊重し、権利を確立する総合的施策を進展させます。

北方領土問題

わが国の固有の領土である択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島のいわゆる北方4島の返還が今日なお実現を見るに至っていないことは痛恨の極みです。民主党はこれら4島の一括返還を目指します。また、経済・文化交流等を通じたロシア国民との信頼醸成、元居住者に対する支援、国民世論の喚起など、返還にむけた環境整備についても積極的に取り組みます。

子ども・男女共同参画

出産・子育てにかかる 経済的・精神的負担の軽減

子どもを持つすべての保護者が、ゆとりと責任をもって子育てができるよう社会的な支援を強化します。子ども手当や出産時助成金、育児休業給付の充実など、子どもが生まれてから成長していく過程にかかる経済的支援を総合的に充実させます。

また、男女がともに家族としての責任を担い、健康で仕事や自己啓発、地域活動もできるよう、ワークライフバランスのとれた働き方を確保するとともに、多様な働き方に応じた保育ニーズへの対応や、学童保育の待機児童解消を進め、保育環境を向上させます。

さらに、保健所や児童館などの子育て支援機能を強化し、育児不安や地域での孤立を解消するため、子育て支援相談や子育てを支える地域ネットワークづくりを推進します。

月額2万6000円の「子ども手当」創設

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援する観点から、扶養控除や配偶者控除を見直し、行財政改革の断行により、子ども手当を創設します。子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障するため、中学校卒業までの子ども1人あたり、月額2万6000円を支給します。

出産時助成金の支給

出産時には、保険給付による現行の出産一時金(約35万円)に加え、国庫を財源として、出生児一人あたり20万円の助成金を給付し、ほぼ自己負担なしに出産できるようにします。

子ども家庭政策の一元的取り組み

子どもや家庭政策に係わる政策の立案、執行機関を一元化します。

子どもや家庭に係わる問題については、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、通学路は国土交通省、塾は経済産業省などと多くの省庁にまたがっています。民主党は、縦割り行政の弊害をなくし、包括的な取り組みを進めます。

幼保一本化の推進

待機児童を解消し、就学前の子どもたちにとって質の良い居場所を確保していくため、縦割り行政を是正し、幼稚園と保育所の一本化を推進します。

約2万人といわれる保育所入所を待つ待機児童がいる一方で、幼稚園では定員割れの状況が発生しています。NPOなどが行っている家庭的保育制度(保育ママと呼ばれてきたもの)など、地域の多様な人材・施設などの積極活用も含め、待機児童解消に向けた具体策を実行します。

学童保育の拡充

安全・安心な子どもの居場所づくりのために、学童保育の拡充が求められています。家庭と同じようにすごせる居場所としての学童保育を、全児童対策とは別に、適正な規模で、専門の指導員のもとで、希望するすべての小学生が入れるように拡充します。

有害情報から子どもを守る

残虐な暴力や性暴力などの有害情報から子どもを守るため、書籍の区分陳列や放送時間帯の配慮など、

子どもたちが有害情報に触れずにすむ環境をつくり
ます。

また、大人社会のモラルと保護者の責任感を強め、
子どもの権利を擁護します。今後、情報との付き合い
方についても単に情報を与えないのではなく、情報
化社会に生きる子どもたちが情報の持つ意味を正し
く理解し活用できる能力(メディアリテラシー)を持
てるような教育を進めます。

2008年の169回通常国会において、超党派議員立法
により成立した「青少年が安全に安心してインター
ネットを利用できる環境の整備に関する法律」が確
実に運用されるよう、検証を進めます。

子どもたちが安心・安全に生活できる 環境整備

家庭や学校、公園やプールなど各種施設での子ど
もの痛ましい事故や事件を防ぐための取り組みを強
化します。

製造者による事故防止情報の公表を促進する「消
費生活用製品の危険情報公表法」の制定をはじめ、大
人の自転車の補助いすに子どもを同乗させた際の幼
児のヘルメット着用義務付け、学校や通学路におけ
る犯罪防止のための、学校安全専門員の配置や国に
よる財政支援などを盛り込んだ基本法の制定など、
安心・安全に生活できるための環境整備に取り組み
ます。

(※p.1危険情報公表法の制定参照)

性的搾取・性的虐待から子どもを守る

「児童買春・児童ポルノ処罰法」を改正し、性的搾
取・性的虐待から子どもを守るための法整備を進め
ます。

児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノ取得罪の
新設、罰則対象範囲の拡大、また被害にあった子ど
もたちに対する保護規定の見直しやフォローアップ体
制を確立し、実効性ある内容に充実させます。

児童虐待防止対策の充実

虐待を受けた子どもたちの保護や虐待防止対策を
進めます。

全国の児童相談所が対応した児童虐待に関する相
談が、2007年度には4万件を超えるなど、虐待が増加・
深刻化しています。また、被害を受けた子どもたちの
受け皿も整っていません。

民主党は、保護を必要としている子どもたちへの
支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談
所等関係機関の機能強化を推進します。

ひとり親家庭への自立支援策

ひとり親家庭が安心して子育てできる環境整備に
取り組みます。

民主党は、子どもと触れ合いながら働ける在宅就
労を促進するなど実効性ある就労の保障、保育所の
優先入所などの子育て支援、離婚時の養育費支払い
の履行確保策など、就労支援と経済的支援を合わせ
た総合的な取り組みで、ひとり親家庭に対する自立
支援を拡充します。また、児童扶養手当の支給水準
の変更を元に戻し、生活保護給付の母子加算の廃止
を見直します。

DV防止法の強化

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する法律」(DV防止法)のさらなる強化・充実ととも
に、性暴力被害者のための迅速で適切な支援体制の
整備に取り組みます。

被害当事者や支援者の声を踏まえながら、被害者
の保護と自立支援をより実効性あるものとするた
め、引き続き、母子への総合的な支援策の充実、DV
被害者の保護命令制度の拡充、民間支援団体への財
政支援強化、加害者更正策や未然防止策を進めます。

生殖補助医療に係わる法整備

代理出産など生殖補助医療のあり方が社会的な問
題となっていますが、日本には生殖補助医療に関す
る法律が存在せず、日本産科婦人科学会の自主規制
に頼っているのが現状です。民主党は、生殖補助医療
に関する基本法制定も視野に入れ、取り組みを進め
ていきます。

不妊治療については、適応症と効果が明らかな治
療は医療保険の適用を検討し、支援を拡充します。ま
た、子どもを産まない女性が追いつめられることの
ないように、多様な選択を認める社会の実現を目指
します。

女性も安心な年金制度の確立

働き方による被保険者の区別を解消して、すべて
の人が同じ年金制度に加入することで、就労形態や
ライフスタイルの変化に対応でき、安心して高齢期
を迎えられる年金制度を創ります。

現在の年金制度は、自営業者、被用者、公務員など
就労形態によって別々になっており、誰にとっても
不公平な制度となっています。とくに女性の場合は、
現在の年金制度が個人単位でなく世帯単位であるこ
とから起きる大きな不公平を解消し、安心の新年金
制度を創ります。

(※p.29年金の項参照)

ワークライフバランスの実現

時間外勤務手当の割増率を現行の25%から50%に引き上げ、長時間労働によるメンタルヘルスの悪化、過労死・過労自殺などを防ぐため、健康・安全配慮義務、健康確保のための労働時間管理を徹底します。

また、妻の出産後の男性の産後休暇、男性の育児休業取得の一層の促進、有期雇用労働者の育児・介護休業取得の保障などを推進することで、男性・女性を問わず、すべての労働者が、仕事と家庭生活の両立、健康確保、地域活動、自己啓発など、一人ひとりの意識やニーズに応じて、健康で充実して働き続けることのできる社会、ワークライフバランスの実現を目指します。

真の男女平等のための基盤づくり

真の男女平等のための基盤づくりを進めます。自立・自律能力の形成を教育目標に据え、職業体験学習、男性の家庭参加促進教育を進めます。教員、医療福祉関係、警察官、入管職員など人権に密接にかかわる仕事の従事者への男女平等教育を進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためクォータ制を含む積極的差別是正措置を講じます。

生涯を通じた女性の健康保障

性と生殖に関する女性の権利と健康を守るための施策の拡充を図り、女性が心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう、総合的に支援します。

民主党は、10代の望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐためにも、男女ともに年齢にふさわしい性教育を行います。

女性と男性の生物学的性差や社会的性差に着目しつつ、女性の心身の症状を診る「性差医療」を拡充します。男女間で発症のしやすさや症状、薬の副作用に差があったり、老年期の健康に悪影響を及ぼしかねない病気について、女性の社会的文化的状況を考慮した医療が行われるようにします。

(※不妊治療に関しては、p4生殖補助医療に係わる法整備を参照)

男女共同参画の視点に立った国際協調

世界の紛争地域では、多くの女性と子どもが犠牲となり、被害を被っています。開発途上国においても一般に女性は教育、雇用、健康等の面で男性に比べて弱い立場におかれています。紛争国や開発途上国において、女性の教育水準向上と仕事の充実を図ることは、貧困を是正し、男女格差・国際間格差を解消するために重要な方策です。日本の援助はこうしたジェンダー（社会的、文化的に形成される男女の違い）

の視点をもっと重視する必要があります。

民主党は、ODA予算配分(※)と実施に際して、調査、計画、立案、推進、評価の段階に、男女共同参画の視点を取り入れます。また、女性や子どもに関わる関連法については、未だ国際的な標準に達していないことから、母性保護に関する条約など関係条約の締結を促進します。

(※p.15 ODAの活用・「人間の安全保障」などへの取組み参照)

選択的夫婦別姓の早期実現

選択的夫婦別姓等の導入のため、民法を改正します。

現在日本では、本人が希望しても夫婦別姓は認められておらず、婚姻した夫婦の96%で女性が改姓していますが、仕事上の事情から結婚前からの姓を名乗り続けたい、生来の姓を自己のアイデンティティとを感じるなどのさまざまな理由で夫婦別姓を望む人が選択できる制度を求める声が若い世代を中心に増えています。民主党がこれまで提出してきた「民法改正案」では、婚外子(非嫡出子)の相続差別をなくすこと、再婚禁止期間を100日に短縮する内容も盛り込んでいます。

嫡出推定制度の改善

近年問題となっている「戸籍のない子」問題の解消に向け、民法772条の嫡出推定規定等を改正します。

同条は、離婚後300日以内に誕生した子を前夫の子と推定するという規定を置いています。しかし、推定をくつがえして真実の父子関係を確定するための「嫡出否認の訴え」は前夫からしか起こせず、それができないために戸籍も持てない子どもが存在するなどの弊害が生じています。

最近の法務省通達によって、離婚後に妊娠したことを医師が証明した場合には前夫の子とせずに出生届が受理されるようになりましたが、別居中に妊娠したケースなどについてはまだ解決されていません。

離婚による婚姻の解消の場合、離婚に先行して事実上の離婚状態にある期間が存在することが社会通念上一般的と考えられることから、一定の条件のもとで推定排除を認める規定を民法、戸籍法に追加します。

行政改革

天下りの根絶でムダづかいをなくす

公益法人など4696法人に2万6632人も国家公務員が天下り、これら天下りを受け入れた団体に対して12兆6407億円(2006年度)もの税金が流れていることが、民主党の要請によって行われた衆議院の予備的調査で判明しました。

役所のあっせんによる天下りは、官製談合や随意契約など税金のムダづかいの原因となっているため、中央省庁による国家公務員の再就職あっせんを禁止するとともに、天下りの背景となっている早期退職勧奨を廃止します。また国家公務員の定年を段階的に65歳まで延長することによって、年金受給年齢まで働くことのできる環境を整えます。政府に対して勧告権を有する「行政監視・評価院」(日本版GAO)を国会に設置し、税金のムダづかいを厳しく監視します。

官製談合を撲滅

続発する官製談合を撲滅するため、官製談合防止法の適用対象に公務員OBも含め、天下り先での談合を防止します。公正取引委員会の権限を強化するとともに、省庁等に対する改善措置要求を入札談合防止のためにも行えるようにします。改善措置要求を受けた省庁等には、調査結果および談合防止のために講じた措置の内容を国会等に報告する義務を課します。また、事件ごとに第三者による調査委員会の設置を義務付けます。独占禁止法を改正し、談合を申告した事業者については一定の条件を満たせば課徴金が減免されるなどの措置を拡充することで、談合を摘発しやすくします。

国が行う契約の適正化

国が行う契約の適正化を図るため、会計法を改正し、国による随意契約・指名競争入札について、契約の相手方における天下り公務員の在籍状況や、随意契約・指名競争入札の理由など徹底的な情報公開の義務付け、厳格化等を行います。

国が2006年度に行った契約のうち、中央省庁等の幹部OBを天下りとして受け入れている団体に対するものについて、その契約金額の約98%が随意契約によるものであることが判明しました。天下りを背景とした随意契約が横行しているのは、契約の相手方における天下り公務員の在籍状況や、随意契約・指名競争入札の理由などについて説明する義務が法定化されていないことがその原因です。

独立行政法人等の改革

独立行政法人等は、国からの補助金や交付金を使って非効率的な事業運営をしていたり、官僚の天下りの受け皿となるなど、さまざまな問題点を抱えています。このため、独立行政法人等やこれらにかかわる特別会計は、原則廃止を前提にすべてゼロベースで見直し、民間として存続すべきものは民営化し、国としてどうしても必要なものは国が直接行います。

また、天下り受け入れの見返りに業務を独占するなど実質的に各省庁の外郭団体となっている公益法人は、制度改革にあたって、廃止します。

さらに、独立行政法人の税金のムダづかい体質を改めるため、①各府省の独立行政法人評価委員会委員および各独立行政法人の監事の独立性向上(公務員出身者による就任を制限)②公募による独立行政法人の長の選任③会計監査人の監査対象となる独立行政法人の拡大④独立行政法人の統合時における資産の鑑定義務付け——などを行います。

地方分権推進と国家公務員総人件費の削減

真の行政改革のためには、国と地方のあり方を抜本的に見直し、地方分権を進めることが不可欠です。民主党は、各省庁や自治体に対して情報提供を求められることができる強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、国の役割を大幅に限定して事務事業の多くを地方へ移譲するという観点から事務事業の見直しを集中的に行います。

国の機関の組織および定員は行政刷新会議の提言に基づいて抜本的に改めます。大胆な地方分権の結果、国家公務員の定数も大幅に減少し、国家公務員総人件費を3年間で2割以上削減することが可能になります。

公務員制度の抜本改革と労働基本権の回復

「国家公務員制度改革基本法」が2008年の169回通常国会で成立し、内閣一元管理による新たな幹部職制度の創設や、政官接触の透明化、多様な人材の登用、能力・実績に応じた処遇の実施等、今後の公務員改革の方向性が示されました。しかし、今後個別法の制定など具体化の段階で、既得権益に固執する官僚によりこれらの事項が骨抜きにされるおそれがあります。民主党は、これらの改革が確実に実施されるよう監視するとともに、天下りの禁止や労働基本権の回復等、残された課題について引き続き取り組みます。

労働基本権は労働者本来の権利であり、重要な労働条件などは当事者抜きに決められてはなりません。しかし、日本の法令および慣行は公務員の労働基本権を制約しており、国際労働機関(ILO)も1965

年以降、このような日本の状況がILO条約の規定に違反しているとの厳しい勧告を出しています。民主党は、公務員の職務の特性にかんがみて特に異なる取扱いが必要となる場合を除き、公務員の労働基本権を回復します。その結果、労働条件は民間と同様、交渉で決められるようになります。それに伴い、一般職の公務員には労働契約法や判例法理等に準じた雇用保障制度を導入します。

霞が関改革・政と官の抜本的な見直し

官僚による独走を防ぐため、与党議員が100人以上、副大臣・政務官等として政府の中に入り、中央省庁の政策立案・決定を実質的に担うことによって、政治家による霞が関主導体制を確立します。なお、与党議員と官僚の癒着によって公正であるべき行政が歪められることがないように、政治家と官僚の接触に関する情報公開など、透明性確保のための制度改善を図ります。さらに「行政監視・評価院」(日本版GAO)を国会に置き、行政をチェックする立法府の行政監視機能の充実を図ります。また各省設置法のあり方を抜本的に見直し、内閣の意思によって柔軟かつ機動的な省庁再編を可能とするよう改めます。

分権改革

新たな「国のかたち」の構築

中央集権制度を抜本的に改めることで、地方分権国家を樹立し、陳情政治からの脱却を図ります。

民主党は、地方分権国家を担う母体を基礎的自治体とし、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を基礎的自治体に大幅に移譲します。将来的には、全国を300程度の多様性のある基礎的自治体で構成する、新たな「国のかたち」を構築します。

その過程の5～10年間で、国から都道府県・基礎的自治体に対して大幅に事務事業を移譲するとともに、都道府県が担っている事務事業の1/2程度を基礎的自治体に移譲します。その結果、国と都道府県の役割が大幅に縮小し、基礎的自治体の役割が大幅に拡大されます。

公務員数および総人件費は、国・都道府県・基礎的自治体の事務事業に応じて見直します。その際、公務員が国から都道府県・基礎的自治体、都道府県から基礎的自治体へ異動することができるようにします。

中央政府の役割の限定

強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、事

務事業の見直しを集中的に行います。中央政府の役割を、外交、防衛、危機管理、治安から、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定し、地方のことは権限も財源も地方に委ねる仕組みに改めます。その結果、国会議員も国家公務員も国家レベルの仕事に専念できるようになります。

国の出先機関である地方支分部局は廃止・縮小し、国と地方の二重行政を解消します。

基礎的自治体の整備

自治体の自主性を尊重しつつ、第2次平成の合併を推進すること等により、基礎的自治体の能力の拡大に努めます。基礎的自治体の能力に応じて、当該自治体が担う事務権限を設定します。基礎的自治体が担うことを期待される事務事業を能力的に担えない場合には、近隣の基礎的自治体が共同で、もしくは都道府県が当該事務事業を担うこととします。

住民と行政との距離を縮めるために、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限を持った自治区を設けられるようにします。これにより、人口の多い政令指定都市や合併によって面積が大きくなった市町村においても、自治体が住民のニーズや意見を的確に把握できるようになる、住民の行政への参加意識が向上するなどの効果が期待できます。

これらの施策を進める際には、人口規模や地理的条件など、基礎的自治体の多様性を尊重します。

広域自治体のあり方の見直し

新たな「国のかたち」に至る過程において、当分の間、広域自治体は道州によらず、現在の都道府県の枠組みを基本とします。

広域自治体から基礎的自治体への事務事業の移譲を推進しますが、小規模な基礎的自治体に対応できない事務事業は引き続き広域自治体が行うこととします。また、県域を越えて流れる河川管理等の広域的対応が必要な事務については、広域自治体が連携し、広域行政機能を強化することによって対応します。このほかの広域自治体の役割は基礎的自治体間の調整などに限定します。

役割が大幅に縮小した都道府県が、効率的な運営を図ることなどを目的として合併することや都道府県の枠組みを残したまま連合を組むことは、地域の自主性に委ねます。

ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配

の根源であり、さまざまな利権の温床となっており、これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法案」を成立させます。

一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分については、現行水準の交付額を交付します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。

中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

新たな地方財政調整制度の創設

自治体間の財政格差の拡大に対応するため、新たな財政調整制度を創設します。

政府が2004年度から3年間で行った「三位一体の改革」で約5.1兆円の地方交付税および臨時財政対策債を削減したことなどにより、自治体間の格差が拡大し、自治体は厳しい財政運営を迫られています。地方財政調整制度の改革は喫緊の課題です。

自治体間の財政調整制度を抜本的に改革するため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整等の機能を一層強化した新たな制度を創設します。

国と地方の協議の制度化

国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進します。

これにより、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと進化させます。

政省令による義務付け等の見直し

自治体が住民のニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、国が政省令によって自治体を縛りつけている実態を改めます。政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては、政省令の規定を廃止する、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を政省令に設けます。それにより、地域住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決められるようになります。

住民投票による民意のくみ上げ

住民投票を地域の意思決定に積極的に取り入れるため、「住民投票法」を制定します。

住民投票は住民の意思を確認するために非常に重要な手段であり、適切に利用すれば代議制民主主義を補完して住民の意思を政治に反映する有効な手段

となります。

住民自らによるガバナンス形態の決定

地域のことを地域で決める地域主権を確立するため、シティマネージャー制度の導入や地方議会定数の見直しなど、地方が独自の判断で自治体や議会の仕組みを決められるようにします。

自治体の監査機能の充実強化

自治体の財政の健全性を高めるため、自治体における監査委員制度と外部監査制度を充実強化するとともに、自治体の公会計制度の整備を進めます。

2007年の166回通常国会で成立した地方財政健全化法により、財政状況の悪い自治体は財政健全化計画等の策定が義務付けられることになったこともあり、自治体の財政の健全化は喫緊の課題です。監査機能を充実強化し財政状況を正確に把握することにより、行政の効率化、財政の健全化を促進します。

また、これにより、入札談合事件、裏金問題、不適切な会計処理を契機とした自治体の財政破綻など、地方行政に対する住民の信頼を低下させる事例をなくす効果も期待できます。

地方の再生

自公政権は地方の財政を急激に圧縮したうえに、地方の景気低迷に対して何ら有効な対策を講じなかったため、地方を疲弊させました。民主党は、地方の自由度を大幅に高めるとともに地方が自由に使える財源を確保することで、地方が主体の地方再生等を支援します。

さらに、国として農林畜産漁業・中小企業の再生等による地方における働く場の確保、医師不足対策の導入等によるセーフティネットの再構築、暫定税率廃止、高速道路の無料化等による生活コストの削減などに取り組み、過疎地などを活性化し、地方の暮らしの安心を取り戻します。

民主党の地方再生に結びつく主な政策

- ・所得補償制度の導入による農業経営の安定化 (p.32参照)
- ・中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大 (p.35参照)
- ・漁業の振興 (p.35参照)
- ・中小企業憲章の制定 (p.36参照)
- ・公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定 (p.36参照)
- ・地域経済の活性化 (p.36参照)
- ・医師等確保対策で医療従事者不足を解消、医師養成数を1.5倍に増加 (p.24参照)
- ・暫定税率の廃止 (p.19自動車関連諸税の整理、道路

特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税参照)
・高速道路無料化(p.42参照)

コミュニティの再生・強化

住民が単に公的サービスの受け手となるだけでなく、公共サービスの提供者・立案者といった自治の担い手として参画する社会を目指します。特に、地域で行われている高齢者宅の見回りなど、地域住民同士が互助互恵の精神で行う奉仕活動を促進し、過疎地などのコミュニティを再生・強化します。

さらに、コミュニティの中心的な活動主体となりつつあるNPOが自立的に活動できるよう、税制改革等を通じて財政基盤強化のための支援を行います。

国民の視点からの公共サービスの見直し

国民のニーズに合った公共サービスの提供、国・自治体・企業・NPO等の適切な役割分担の実現という課題を解決するため、「公共サービス基本法」の制定を目指します。

法案の内容は、①国民が「良質な公共サービスを享受する権利」等を有していること②国・自治体は国民の意見を踏まえて自らの公共サービスを不断に見直すこと③国民のニーズに対応するため、行政・企業・NPO等のベストミックスによって行政運営を行う「新しい公共」を作り上げていくこと——などです。

政治改革

政治資金の透明化

政治に対する国民の信頼を回復するため、政治資金の実態をガラス張りにして国民の監視のもとにおきます。

民主党は、政治資金規正法改正案を繰り返し国会に提出し、①政治団体に普通預金等や保有する現金の残高を収支報告書に記載させる②政党本部や政治資金団体の収支報告書に対する外部監査を義務付ける③インターネットによる収支報告書の公開を総務省等に義務付けるとともに政治団体や総務省等が収支報告書等を保存する期間を延長する④政治団体が領収書等を保存する期間を現行の3年から5年に延長する——などを提案し、政治資金の透明化を強く促しています。

政治献金の規制強化

2004年の自民党派閥のヤミ献金事件により、大きな政治不信を招きました。国民から信頼される政治

を実現するため、政治献金に関する規制を抜本的に強化します。

民主党が2005年の163回特別国会に提出した「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」には、①いわゆる迂回(うかい)献金(政党や政治資金団体を迂回させて寄附を受け取る行為)を禁止する②政治団体から同一の政党・政治資金団体への寄附は年間1億円まで、政党・政治資金団体以外の同一の政治団体への寄附は年間3000万円までとする③企業団体献金を受領できる政党支部の数を制限する④国や自治体と請負その他特別の利益を伴う契約をしている者等の献金に関する現行の規制を強化し、契約期間中および契約終了日から1年間禁止とする⑤150万円超の寄附の過失による収支報告書等への不記載に対する罰則を創設する⑥政治団体間の100万円超の寄附に際し銀行振込みを義務付ける⑦広告掲載料の名を借りて政治献金を行う脱法行為を防ぐため、後援会等の機関紙誌への広告費の上限を年間150万円とする——などを盛り込んでいます。

国会議員の定数1割以上削減

国会議員定数の1割以上を削減します。具体的には、政権選択の可能な選挙を実現するため、小選挙区選挙をより重視する観点から、衆議院の比例議席180中、80議席を削減することを提案しています。2004年159回通常国会には、こうした内容を盛り込んだ「公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出しました。

1票の価値の較差の抜本是正

衆議院、参議院それぞれにおいて1票の価値の較差を是正します。

衆議院選挙においては、1票の較差拡大の原因となっている「基数配分」(小選挙区割りの際にまず47都道府県に1議席ずつ配分する方法)を廃止して、小選挙区すべてを人口比例で振り分けることにより、格差是正を図ります。

参議院については、2006年の164回通常国会での法改正後も1票の較差が4.84倍(平成17年国勢調査に基づく)となっています。議員1人当たりの人口の最も少ない選挙区を隣接する選挙区と合区することにより、較差を3.69倍に縮小します。

選挙権年齢の引き下げ

選挙権を18歳から付与する法律を国民投票法に合わせ施行します。

わが国の民主主義をより成熟したものにするためには、国民が政治に参加する機会を拡大し、多様な意見を政治に反映できるようにすることが必要です。

(※p.13成年年齢の18歳への引き下げ参照)

インターネット選挙運動解禁

政策本位の選挙・カネのかからない選挙の実現、候補者と有権者との対話促進などを目的として、インターネット選挙運動を解禁します。

民主党が2006年の164回通常国会に提出した「インターネット選挙運動解禁法案」を成立させ、政党や候補者に加え、第三者もホームページ・ブログ・メール等あらゆるインターネットの形態を使って選挙運動ができるようにします。インターネット導入に伴って予想される不正行為に対しては、①誹謗・中傷を抑制するためにホームページ等を使って選挙運動をする者の氏名・メールアドレスの表示を義務付ける②「なりすまし」に対する罰則を設ける——など、きめ細かな対応策を講じます。

電子投票制度の導入

地方選挙においてのみ実施可能となっているタッチパネルの電子投票機等を用いて投票する電子投票制度を、国政選挙にも導入することを目指します。

電子投票には選挙事務の効率化、選挙結果の公表の迅速化といったメリットがある一方で、投票データの改ざんや機器の不具合への懸念も示されています。そのため、導入に際しては、不正・事故防止のための措置を設けることを選挙管理委員会等に義務付けるなど必要な対策を合わせて講じます。

永住外国人の地方選挙権

民主党は結党時の「基本政策」に「定住外国人の地方参政権などを早期に実現する」と掲げており、これに基づいて永住外国人に地方選挙権を付与する法案を国会に提出しました。

さらに2008年5月、永住外国人地方選挙権の付与について検討するため、党内に「永住外国人地方選挙権検討委員会」を設置しました。

政治家によるあっせん根絶

現行のあっせん利得処罰法の抜け道をふさぎ、政治家や秘書等によるあっせんに根絶します。

民主党が2004年の159回通常国会に提出した「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」には、①処罰の対象に公職にある者の親族を加える②犯罪の構成要件から「請託」や「権限に基づく影響力の行使」を外し立件しやすくする③政党支部などを使った「わいろ」の迂回(うかい)を禁止する——などの対策を盛り込んでいます。

国会審議における官僚依存からの脱却

国会審議は、国民の代表である国会議員が行います。国会の委員会審議で大臣に代わって官僚が「政府参考人」として答弁を行う国会審議の官僚依存を改めます。衆参両院の本委員会は専ら議員のみで議論を行い、国家公務員、民間人等から意見聴取や資料収集を行う場合には、委員会の下に設置する小委員会で行うこととします。

首長の多選制限

談合事件に絡んで多選の首長が逮捕されるなど、首長の多選に対する批判が高まっています。職業選択の自由など憲法上の問題に留意しながら、地方自治体の首長の4選禁止の制度化について検討していきます。

なお、民主党は既に2001年から4期目以上を目指す知事・政令市長に対しては、選挙で推薦しないこととしています。

郵政事業・情報通信・放送

郵政事業の抜本の見直し

現在の郵政事業には、国民生活の利便性が低下していること、地域社会で金融サービスが受けられなくなる可能性があること、事業を担う4社の将来的な経営の見通しが不透明であることなど、深刻な問題が山積しています。

民主党は、郵政事業における国民の権利を保障し、劣化したサービスを改善するとともに国民生活を確保して地域社会を活性化するため、国営・公社に戻すことなく、以下の郵政事業の抜本の見直しに取り組みます。①「日本郵政」「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」の株式売却を凍結するための法律(郵政株式売却凍結法案)を可及的速やかに成立させます②郵政各社のサービスと経営の実態を精査し、国民不在の「郵政事業の4分社化」を見直し、郵便局のサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを再構築します③その際、郵便局における郵政3事業の一体的サービス提供を保障するとともに、株式保有を含む郵政会社のあり方を検討し、郵政事業の利便性と公益性を高める改革を行います。

NHKの改革

NHK職員によるインサイダー取引など、NHKの信頼を揺るがす不祥事が続出していることにかん

がみ、経営改革と体質改善を推進し、NHKが法令順守を徹底するように厳しく監視します。

また、受信料不払者の存在から来る不公平感の解消と未だ収入に対して比率の高い受信料徴収コストの削減のため、受信料のあり方や、受信料の徴収方法について検討します。

さらに、NHKの業務範囲が国民に理解されるものとなるよう、とかく不透明性が問題となる子会社について設置基準を見直して整理を進めるとともに、NHK本体と子会社の契約のあり方についても見直します。また、NHKの各チャンネルの位置づけを再度明確にした上でBS放送波の削減を検討します。

通信・放送委員会(日本版FCC)の設置

通信・放送行政を総務省から切り離し、独立性の高い独立行政委員会として通信・放送委員会(日本版FCC)を設置し、通信・放送行政を移します。これにより、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入を排除します。

また、技術の進展を阻害しないよう通信・放送分野の規制部門を同じ独立行政委員会に移し、事前規制から事後規制への転換を図ります。

通信・放送行政の改革

近年の技術革新により通信と放送の融合が進展しており、既存の通信・放送に関する法体系の総合的な見直しが課題となっています。現代の通信・放送の融合時代に対応した法制のあり方を検討します。

同時に、多様なメディアが存在する現状にかんがみ、表現の多様性を確保するために、クロスメディア所有(同一の者が新聞・テレビ・ラジオなど複数のメディアを所有すること)の是非も含めたマスメディア集中排除原則のあり方を検討します。

電波の有効利用

産業活性化や新たな技術開発、国民の利便性向上につなげるため、有限な資源である電波(周波数)の有効利用に取り組みます。

既存利用者の効率利用と新規需要への迅速な再配分を図るため、①電波利用料に電波の経済的価値を反映させることによる電波の効率利用促進②適当と認められる範囲内でオークション制度を導入することも含めた周波数割当制度の抜本的見直し——などを行います。

情報格差の解消

インターネットや携帯電話は、災害対策をはじめ、

遠隔医療を可能にする、子どもの安全を守るなど、日常生活でも、また企業の活動でも重要になっています。しかし、地域によってはインターネットに接続できる環境の整備が遅れているところがあり、情報格差の拡大が懸念されています。民主党は、情報ネットワークの構築が遅れている地域に情報格差が生じないよう必要な環境整備・支援を行います。

地上デジタル放送への円滑な移行

2011年7月24日に地上アナログテレビ放送は終了し、地上デジタルテレビ放送のみになります。しかし、地上デジタル放送に対応できるテレビやチューナーを持っている世帯はまだ半数ほどです。また、山間部や離島など、地上デジタル放送が見られない地域も残っています。

民主党は、誰もが地上デジタルテレビを見られるようにするため、以下の取り組みを行います。

①自治体と連携するなどしてデジタル放送受信に関する相談体制の強化②安価なチューナーの開発促進および経済的弱者に対するチューナーの購入支援③電波が届かない過疎、離島地域などでの中継局設置に対する支援④都市部などで高層ビル等が障害になり電波が届かない場合、共同アンテナ等の設置に対する支援——など必要な環境整備・支援を行います。

インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進

過去に放送されたテレビ番組(コンテンツ)をインターネットで2次利用する場合には、すべての権利者から許諾を得なければならず、2次利用はなかなか進んでいません。インターネット上でのコンテンツの活用を図るため、著作権の保護に配慮しつつ、著作権処理の円滑化に向けて抜本的な検討を進めます。

特に、権利処理が困難な過去のコンテンツの再利用を円滑化するための措置を早急に検討します。

法務

法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進

2006年に業務を開始した日本司法支援センターの地域事務所の整備とスタッフ弁護士確保、新たに導入された法曹養成制度の検証、被疑者国選弁護制度や民事法律扶助制度の充実に取り組みます。

国民に基盤を有する身近で充実した司法を創り出し、その司法制度のもと、公平で公正なルールが行きわたり、人権が保障され、安心して暮らせる社会をつ

くるために、司法制度改革に取り組みます。

裁判員制度の円滑なスタートに向けた環境整備

2009年5月にスタートする裁判員制度について、国民の制度への理解がすすむよう広報を強化するとともに、裁判員休暇制度の普及、育児・介護等を必要とする家族のいる者のための一時預かりサービス、取り調べの全過程の録音・録画による可視化などの環境整備を急ぎます。

さらに裁判員辞退事由の弾力的運用、守秘義務違反に対する罰則適用の限定、死刑判決の評議方法の見直しなど、裁判員となる国民の負担軽減のための制度検証と見直しに早急に取り組みます。

行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化

団体訴訟制度の導入、公金検査請求訴訟の創設などに取り組み行政に対するチェックをさらに実効的に行えるようにします。

2004年159回通常国会で行政事件訴訟法が改正され、義務付け訴訟、差止訴訟の法定や原告適格の拡大など司法による行政へのチェック機能の強化が図られましたが、一層実効性を高めるために行政訴訟制度の第2弾の改革を進めていきます。

取り調べの可視化、証拠開示の徹底による冤罪防止

警察、検察等での被疑者取り調べの全過程についてビデオ録画等による可視化を図り、公正で透明性の高い刑事司法への改革を行います。

最近、富山水見事件や志布志事件などの冤罪事件が相次いで明らかになりましたが、最大の問題は密室での取り調べです。民主党は、取り調べでの自白の強要による冤罪を防止するため、①裁判で自白の任意性について争いになった際に検証できるよう、取り調べの全過程を録音・録画することを捜査当局に義務付ける②刑事裁判での証拠開示の徹底を図るため、検察官手持ち証拠の一覧表の作成・開示を義務付ける——等を内容とする「刑事訴訟法改正案」を参議院に提出、可決しましたが、衆議院で与党の反対により廃案になりました。引き続きその実現を目指します。

共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准

共謀罪を導入することなく国連組織犯罪防止条約の批准手続きを進めます。

政府は、国連組織犯罪防止条約を批准するための

国内法整備として、共謀罪を新設する法案を繰り返し国会に提出してきましたが、これに反対する国民の広範な世論の前に、法案は廃案となりました。共謀罪は、団体の活動として犯罪の遂行を共謀した者を処罰するものですが、犯罪の実行の着手、準備行為がなくても相談をただけで犯罪となること、およそ国際性とは無縁な犯罪や重大犯罪とまではいえないようなものを含め619もの犯罪が対象となることなど、わが国の刑法体系を根底から覆しかねないものです。しかし、条約は「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」ことを求めているにすぎず、また、条約が定める重大犯罪のほとんどについて、わが国では現行法ですでに予備罪、準備罪、幫助犯、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪とする措置がとられています。したがって、共謀罪を導入しなくても国連組織犯罪防止条約を批准することは可能です。

少年犯罪の防止

少年犯罪の防止に向け、家庭、学校など少年を取り巻く環境の整備、早期発見のネットワーク、安心して相談できる仕組み、家庭裁判所の充実強化、保護観察官の増員、少年院・更生施設を出た後の就労・社会復帰支援等の立ち直り支援策の強化等、総合的な対策のさらなる充実を図ります。「非行少年の育ち直し」という少年法の理念を堅持する立場で取り組みます。

仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直し

死刑存廃の国民的議論とあわせて、「仮釈放のない終身刑(重無期刑)」を創設することを提案します。

現在、死刑存置国は先進国中では日本と米国のみであり、EUの加盟条件には死刑廃止があがっています。一方、わが国の刑法では、死刑に次いで重い刑である無期懲役について、10年を経過した後に仮釈放を許可できることとなっています。近年、無期懲役の受刑者の仮釈放までの在所年数は伸びる傾向にあり、平均27年ほどとなっていますが、最短では12年程度で仮釈放される受刑者もいます。このように、死刑と無期懲役との間の刑の重さの開きが大きいことが、わが国で死刑廃止の議論を難しくしているという面があります。世界的な死刑廃止の潮流を踏まえ、わが国でも死刑制度の存廃については国民的議論を行っていく必要があります。

死因究明制度改革の推進

犯罪死体、非犯罪死体の区別なく、変死体(非自然死体)について死因究明をきちんと行うため、「非自然死体の死因の究明の適正な実施に関する法案」、法

医解剖など死因を究明するための「法医学研究所設置法案」の2法案の成立を図ります。わが国の死因究明制度は諸外国に比べて貧弱であり、犯罪死や欠陥製品被害等による事故死をたんなる病死と取り違えるなどの問題が少なからず起きています。再発を防止し、公衆衛生の向上を図ります。

再犯防止の取り組みの強化

刑事施設の過剰収容状況の解消、収容者の生活環境改善のための施設・職員体制の整備、適正な医療体制の整備、矯正処遇プログラムの充実、社会復帰に向けた就労支援、保護観察体制の充実など、再犯防止の取り組みを強化します。

性同一性障がい者の人権

性同一性障害者特例法をさらに見直し、未成年の子どもがいても性別の変更ができるようにすることを目指します。

「心の性」と「体の性」の不一致に苦しむ性同一性障がい者について、一定の条件で戸籍法の「性別記載」の訂正を認める特例法が2003年に全会一致で成立し、2008年には子のいる者についても子が成年に達している場合には性別変更が認められるよう法改正されました。しかし当事者や有識者からは、未成年の子がいる場合でも性別変更を認めるべきとの声が根強く、改正附則の検討条項に従って一層の見直しを進めるべきであると考えます。

国籍選択制度の見直し

重国籍容認へ向け国籍選択制度の見直しを図ります。

日本では1984年の国籍法改正により「国籍選択制度」が導入され、外国人との結婚や外国での出生によって外国籍を取得した日本人は一定の時点までに日本国籍と外国籍のいずれかを選択することとなりました。法改正以後出生した者がその選択の時期を迎えており、就労や生活、父母の介護などのために両国間を往来する機会が多い、両親双方の国籍を自らのアイデンティティとして引き継ぎたいなどの事情から、重国籍を容認してほしいとの要望が強く寄せられています。民主党は、こうした要望を踏まえ、国籍選択制度の見直しを図ります。

成年年齢の18歳への引き下げ

民法の成年年齢、少年法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、その他の分野の法律・制度についても新たに18歳以上20歳未満の者を成年者として取り扱うために必要な法制上の検討・整備を進めます。

2007年に成立した憲法改正国民投票法で投票権年齢が18歳と定められたことに伴い、同法附則で国は公職選挙法の選挙権年齢の18歳への引き下げ、民法の成年年齢の18歳への引き下げ、その他の関係法令について検討し同法が施行される2010年までに必要な法制上の措置を講じることが定められています。（※p.9選挙権年齢の引き下げ参照）

人権侵害救済機関の創設

人権侵害を許さずその救済を速やかに実現する機関の創設を目指します。

民主党が2005年の162回通常国会に提出した「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」（人権侵害救済法案）では、内閣府の外局として中央人権委員会、各都道府県に地方人権委員会を設置し、人権侵害に係る当事者への助言・指導などの一般救済手続きと調査・調停・仲裁等の特別救済手続きを行うことができるよう定めています。報道機関による人権侵害については特別救済手続きの対象とはせず自主的救済制度をつくる努力義務を定めています。

難民認定委員会の創設・難民の生活支援

先進国中もっとも冷たく厳しいと言われる日本の入管・難民認定行政、難民への生活支援、難民申請者への処遇を改めるため、「難民等の保護に関する法律」の制定を目指します。

わが国が1981年に批准した難民条約の趣旨にのっとり適正かつ迅速な難民認定を行うために、難民認定行政を法務省から切り離し、内閣府外局に難民認定委員会を設置するとともに、在留難民等の生活を支援する制度を構築します。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が認定した難民は、原則として受け入れることとします。

人権侵害の救済へ向け国際機関への個人通報を制度化します

人権侵害の救済機会を広げるため、国際機関に対し個人が直接に人権侵害の救済を求める制度（個人通報制度）が適用されるよう、政権獲得後速やかに関係条約の選択議定書の批准等の措置をとります。

個人通報制度を規定する人権条約には、女子差別撤廃条約選択議定書、自由権規約選択議定書、拷問禁止条約22条、人種差別撤廃条約14条があります。

選択的夫婦別姓の早期実現

（※p.5参照）

嫡出推定制度の改善

（※p.5参照）

性的搾取・性的虐待から子どもを守る

(※p.4参照)

外務・防衛

新時代の日米同盟の確立

日米両国の対等な相互信頼関係を築き、新時代の日米同盟を確立します。そのために、わが国は独自の外交戦略を構築し、日本の主張を明確にします。また、国際社会において、米国と役割を分担しながら、その責任を積極的に果たしていきます。

わが国の安全保障の基軸である日米同盟を、真にアジア太平洋地域の平和と安定の要としていくため、また、納税者の視点とシビリアン・コントロールを果たしていく見地、および基地負担軽減への配慮から、アジア太平洋地域の安全保障における米軍のあり方や在日米軍基地の位置付けについて検討し、日米地位協定の抜本的な改定に着手するとともに、米軍再編にかかる経費負担のあり方、思いやり予算など米軍関連予算の執行について不断の検証を行います。

アジア外交の強化

アジアの一員として、中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げ、国際社会においてアジア諸国との連携を強化します。特に、エネルギー・通商・環境分野において、アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立します。

日中友好協力関係のさらなる促進

対中関係は、日本外交にとって極めて重要な2国間関係の一つとなっており、さらなる友好協力関係を促進します。

中国は東アジア地域の平和と繁栄にとって重要な隣国ですが、両国間には食の安全、チベットなど人権問題、環境、軍事力の透明化問題などの懸案事項が横たわっています。両国首脳間の強固な信頼関係を築きあげ、懸案となっている諸問題に関し、建設的な話し合いによる問題解決に取り組みます。また、東シナ海ガス田開発問題は、合意事項の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、残された問題について真摯に対話を続けます。

民主党と中国共産党間で設置した「交流協議機構」を通じ、2007年12月には日中国交正常化35周年記念訪中団の派遣など継続的な交流・協議を行い、両党の信頼関係の中、違いを乗り越えて問題解決への道を切り開いています。

台湾問題

2005年、日米安全保障協議委員会の共同発表における共通の戦略目標として、台湾に関する記述がなされました。民主党は、台湾の一方的な独立を支持せず、同時に中国の台湾に対する武力行使については断固反対します。わが国は、台湾海峡をめぐる緊張が生じないように中国・台湾にあらゆる予防的働きかけを行うことを最重要課題の一つに位置づけるべきです。その際には、1972年の日中共同声明が前提となることは当然のことです。

北朝鮮外交の主体的展開

日本ほど北朝鮮の核やミサイルの脅威に直接さらされる国はありません。また、わが国に対する主権侵害であり、重大な人権侵害である拉致問題の解決は不可欠です。

経済制裁のあり方については、核施設の無能力化・再稼働の動きやミサイル開発の状況、拉致被害者の再調査に対する姿勢、北朝鮮の政権の動向などを慎重に見極めるべきです。北朝鮮が核・ミサイル、拉致問題の解決に正面から向き合うよう、国際社会との連携を図りつつ、主体的な外交を展開します。

北東アジア地域の非核化を目指した国際的な取り組みを強化します。

日韓両国の信頼関係の強化

東アジアや世界の安定と平和に寄与するために、日韓両国の信頼関係を強化します。

韓国は、6者協議の当事国でもあり、良好な日韓関係の再構築は、北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題の解決はもちろん、朝鮮半島の平和と安定のために重要です。東アジアや世界の安定と平和に寄与するため、両国の信頼関係を強化し、さらに日韓中3カ国の強力な信頼・協力関係を構築していきます。このような見地から、日韓FTA締結や竹島問題の解決等に取り組みます。

日露関係の促進

経済・文化交流の活性化や、資源開発への協力などを通じて、日露関係を深めます。北方領土の早期一括返還に向けて、粘り強く交渉に臨みます。また、6者協議の当事国として、北朝鮮問題の解決のため、一層の協力を求めます。

グルジア情勢については、動向を慎重に見極めつつ、関係諸国に冷静な対応と人道への配慮を求め、武力ではなく対話による平和的解決を支持します。

領土問題の早期解決

領土問題の解決は、困難を伴うとともに相当の時

間を要するものです。民主党は、わが国が領土主権を有する北方領土・竹島問題の早期かつ平和的解決に向けて、粘り強く対話を積み重ねていきます。

海洋資源の開発、海洋の安全確保

排他的経済水域を含むわが国の管轄海域は、世界第6位の広さがあります。「新たな海洋立国」実現に向けて、海洋資源の探査、開発を推進します。また、海洋の安全確保のため、海上保安庁の組織体制について、総合的な検討を進めます。

テロ根絶と真の和平実現—— 新テロ特措法延長への対応

多国籍軍に対して海上自衛隊が行っている給油活動に関する総括やテロ対策の効果の検証もなく、説明責任を果たさないまま政府が制定を強行した新テロ特措法の延長に反対します。

テロ根絶と真の和平実現のためには、国連の関連機関をはじめ国際社会が結束していくことが重要です。わが国の特性を活かした外交努力を第一義とし、NGOとも連携して人道支援を促進していきます。

「テロ根絶法案」(2007年の168回臨時国会提出)の趣旨を踏まえ、アフガニスタン国内における和解と抗争停止合意の形成を促し、抗争停止合意の後、かんがい事業や医療、物資の輸送、警察行政改革を重点に、自衛隊も含む人道復興支援等の実施を検討します。

航空自衛隊のイラク派遣を直ちに終了

政府は、イラクに派遣されている航空自衛隊の任務を終了させる方針を検討すると発表しました。撤退方針は当然であり、遅きに失しています。

民主党は、イラク戦争の大義の欠如や「非戦闘地域」の概念の虚構性等にかんがみ、過去4回にわたって「イラク特措法廃止法案」を提出してきました。また、航空自衛隊の活動内容がイラク復興の目的に適しているのか大きな疑念がある上、政府の情報開示が極めて不十分であることから、イラク特措法とその延長には反対し続けてきました。2008年4月には、名古屋高裁でイラク派遣の違憲判決も出されました。

恣意的で不正確な情報に基づいて、米国に追従してイラク戦争支持を表明した当時の政府判断について検証を行い、早急に責任を総括すべきと考えます。その上で、国際協調の枠組みの下、わが国にふさわしいイラク復興支援のあり方を検討します。

イスラエル・パレスチナの 和平合意に向けて

50の国や国際機関が参加する中東和平国際会議が2007年11月に開催され、2008年末までにイスラエル・パレスチナ間で和平条約を締結すべく、あらゆる努力を尽くすことが同意されました。2008年6月にはエジプトの仲介により、イスラエルとハマスの間で、ガザにおける停戦合意が成立しました。

イスラエルとパレスチナ間で早期に和平合意が達成されるよう、国連や米国をはじめ関係諸国とともに、双方に積極的に働きかけていきます。また、JICA等を通じて行っている対パレスチナ支援を強化し、経済復興や信頼醸成を促進します。

欧州・EUとの関係

ユーロ通貨統合やEU拡大など、欧州が新たな動きを見せるなか、わが国と欧州各国やEUとの関係は、政治的にも経済的にもますます重要になっています。欧州における政策動向についての理解を深めるとともに、国際テロ対策での協調、WTO交渉、環境問題等について、ASEM(アジア欧州会合)やG8(主要国首脳会議)などの場を通じて、相互の連携の強化と深化を図っていきます。

ODAの活用・「人間の安全保障」などへの 取組み

ODA(政府開発援助)を抜本的に見直し、相手国の自然環境の保全と生活環境の整備に重点的に援助することで、日本が地球環境の保全で世界をリードする地位を築いていきます。また、情報公開や外部監査・業務評価を徹底させ、透明性・効率性を確保します。国際協力においてNGOの果たす積極的な役割を評価し、連携を強化します。特にアフリカに対する重点的な支援も重要であり、各国と協調し、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて、ODAの積極活用を含む支援強化を図ります。

また、1国だけでは解決できない環境・難民・貧困・感染症問題などの「人間の安全保障」への取組み、ミャンマーやジンバブエをはじめとした国々の民主化を支援します。

(※p.5男女共同参画の視点に立った国際協調参照)

国連改革

国連には、紛争解決能力の限界や非効率な運営などの問題が指摘されています。米国などが2003年、明確な安保理決議を経ずにイラク攻撃を行ったことで、国連安保理ひいては国連の権威の失墜が問われています。日本は、国連が国際の平和、安全と繁栄に一層よく機能するように、国連改革に主体的・積極的

な役割を果たすべきです。膠着した国連改革を抜本的に立て直し、安保理の構成や拒否権の見直し、敵国条項の撤廃を求めるとともに、国内世論と加盟国の支持を前提にわが国の常任理事国入りを目指します。また、国連との連携強化という観点から、日本人国連職員の増加を求めています。

核廃絶の先頭に立つ

唯一の被爆国として、世界の核廃絶に向けて日本が先頭に立ち、行動します。わが国が主導して、核保有国の理解を求め、非核保有諸国やNGO等と連携をとりつつ、核軍縮の取り組みと実効性ある査察体制の確立を含む核不拡散体制の強化を積極的に進めます。また、2010年に予定されているNPT(核不拡散条約)再検討会議において、主導的役割を果たします。

米印原子力協定をめぐる、NPT未加盟のインドに対する輸出規制の例外扱いを認めることは、NPT体制の形骸化を招くと同時に、NPT未加盟のパキスタンやイスラエル、NPTを脱退して核開発を進める北朝鮮、NPTに加盟したままウラン濃縮活動を続けるイランに誤ったメッセージを送ることになりかねません。インドに対し、NPT加盟を強く求めると同時に、国際社会に働きかけ、CTBT(包括的核実験禁止条約)の早期発効や北東アジア地域の非核化など、核廃絶・核軍縮・核不拡散への努力を継続していきます。

ミサイル防衛への対応

ミサイル防衛は、その必要性を踏まえ、抑止的・政治的効果や、日米同盟強化、技術的可能性、費用対効果など総合的な検討を加えることが必要です。自衛権行使のあり方も含め、シビリアン・コントロールを徹底する見地から、国会の関与、国民への公表、迎撃の原則等について、さらに検討します。

情報の収集分析・管理保全の適正化

専守防衛を国是とするわが国にとって、情報収集・分析・対応能力の向上が喫緊の課題です。不審船・武装工作船やミサイル発射の意図、北方領土での拿捕(だほ)など、わが国に対する脅威、威嚇を事前に察知し、専門家による継続的かつ総合的で徹底的な情報収集・分析を行う体制の抜本的な強化が必須です。

一方、中国製ギョーザ問題や米原子力潜水艦の冷却水漏れ事案において、国民生活に直結する情報を外務省が開示しなかったことが明らかになりました。国の安全を司る防衛省・自衛隊では、秘密情報の流出や、インド洋での給油量取り違えなど、情報に対する認識の甘さを露呈する事案が噴出しています。

国民の安全やシビリアン・コントロールを確保していく見地から、情報の開示基準や保全のあり方を見直し、情報管理の適正化を図ります。

自衛権の行使は専守防衛に限定

日本国憲法の理念に基づき、日本および世界の平和を確保するために積極的な役割を果たします。自衛権は、これまでの個別的・集団的といった概念上の議論に拘泥せず、専守防衛の原則に基づき、わが国の平和と安全を直接的に脅かす急迫不正の侵害を受けた場合に限り、憲法第9条に則って行使することとし、それ以外では武力を行使しません。

国連平和活動への積極参加

国連は二度にわたる大戦の反省に基づき創設された人類の大いなる財産であり、これを中心に世界の平和を築いていかなければなりません。

国連の平和活動は、国際社会における積極的な役割を求める憲法の理念に合致し、また主権国家の自衛権行使とは性格を異にしていることから、国連憲章第41条および42条に拠るものも含めて、国連の要請に基づいて、わが国の主体的判断と民主的統制の下に、積極的に参加します。

防衛省改革

防衛施設庁の官製談合や度重なる情報流出、防衛装備品調達をめぐる汚職事件など、防衛省・自衛隊の不祥事が相次ぎました。また、護衛艦と漁船との衝突事故や火災、航泊日誌の誤破棄等、規律の緩みでは済まされない事故も頻発しており、防衛省を抜本的に立て直すことが喫緊の課題です。

まずは、シビリアン・コントロールの徹底と、防衛調達の透明化、適正化に取り組みます。あわせて、自衛隊員のメンタルヘルス対策など、規律回復と士気向上のための取り組みを進めます。

財務・金融

財政構造改革の推進

将来の世代へ過重な負担を押し付けないようにするため、2011年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を図ります。その後、債務残高GDP比を着実に引き下げます。そのため、以下のような改革を行います。

政治主導の予算編成により、予算の総組み替えを行います。不要不急・非効率な事業を廃止し、国民ニーズに即した政策に予算を重点配分します。

予算配分の抜本的転換、真の地方分権の推進、セーフティネットの強化、暫定税率廃止などによる生活コストの引き下げなどの改革を通じて、経済を活性化します。

国民の財産である年金保険料をムダづかいしてきた社会保険庁は廃止・解体、業務を国税庁に吸収し、歳入庁を設置します。

資金調達コストの最小化、安定的な債務償還を行うため、債務管理庁の設置を検討します。

予算編成のあり方の見直し

民主党政権では、国民を代表する政治家が自ら予算を編成します。

現在の予算編成は、縦割り構造にある省庁が、「対前年度比」という時代に合わない考え方でつくった予算を持ち寄ったものにすぎません。民主党政権では、官邸に各省の大臣などを集め、予算編成の基本方針を決定し、基本方針を受けて、省庁ごとに政治家がグループをつくってその省庁の予算を編成します。このようなシステムに転換してこそ、ムダな公共事業の削減や省庁の縦割りをなくし、民意を反映し、かつ未来を見据えた予算が実現できると考えます。

特別会計改革

特別会計制度は、国の財政状況をわかりにくくし、また各省庁の隠れた財布となって、巨額のムダづかいの温床となっています。このムダづかいを止めるために、特別会計をゼロベースで見直し、最終的には「財政再建特別会計」と「交付税特別会計」の二つのみとします。

健全な金融市場の育成

証券取引等監視委員会を改編し、独立性が確保され、強力な権限を有し、幅広く金融商品取引を監視する「金融商品取引監視委員会」(日本版F S A)を創設するとともに、人材育成に努めます。

日本の金融市場の国際的な地位向上を図り、経済を活性化するためには、貯蓄から投資への流れを加速させることが重要です。そのためには、投機筋にかく乱されない健全で信頼される市場を構築しなければなりません。

公開会社法の制定

市場が求める情報開示、会計監査を確実に実行できるガバナンスを担保するため、公開企業のみにも適用される特別法としての公開会社法の制定を検討します。

包括的な金融サービス・市場法の制定

さまざまな金融商品が開発・販売されるようになりましたが、金融商品に関するトラブルは後を絶ちません。民主党は、銀行商品・保険商品・先物商品を含めたすべての金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備を図ります。

中小企業向け金融検査マニュアルの策定

中小企業金融は、大企業向けの貸付と明確に区別して取り扱います。担保に偏らずキャッシュフローに重点を置いた中小企業向け金融検査マニュアルを大企業向けとは別につくり、貸し渋り、貸しはがしを解消させます。

地域金融円滑化法の制定

地域への寄与度や中小企業に対する融資条件などの情報公開を通じて金融機関同士の競争を促すため、「地域金融円滑化法」を制定します。

NPOバンク、小規模な共済の負担軽減

市民から資金を集め、福祉や環境などの地域活動に融資するNPOバンクのような小規模・非営利法人については、貸金業法の資産要件を適用除外にします。

営利を目的とせず、保険会社では提供しにくい特定のリスクに対応した保険や低廉なリスク移転の手段などを提供し、一定の社会的意義を有する小規模かつ短期の自主共済については、保険業法の適用除外とします。

税制

税・社会保障共通の番号制度の導入

所得捕捉を公平に行い、かつ、支援が必要な人に適切な給付を確実に行うために、税および社会保障に共通の番号制度を導入します。

給付付き税額控除制度の導入等

相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、必要な人に確実に支援ができる給付付き税額控除制度を導入します。

国際化、情報化に伴う競争激化や産業構造の変化、雇用の不安定化等により格差拡大が進行しており、所得税においては所得再分配機能の強化が求められています。

所得の高低に関係なく税額から一定額を差し引く税額控除は、相対的に中・低所得者に有利な政策で

す。給付付き税額控除は、税額控除の額より税額が低い場合、控除しきれなかった額の一定割合を給付する制度であり、就労支援や消費税の逆進性への対応も可能です。特に人的控除については、「控除から手当へ」転換を進めます。「配偶者控除」「扶養控除（一般。特定扶養控除、老人扶養控除は含まない。）」は「子ども手当」へ転換します。

「公的年金等控除」「高齢者控除」は、平成16年度改正以前の状態に戻します。ただし、適用には所得制限を設けます。

給与所得控除については、特定支出控除を使いやすい形にするとともに、適用所得の上限を設ける等の見直しを行います。

金融所得課税改革の推進

本来すべての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいものの、金融資産の流動性等にかんがみ、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大することとします。証券税制については、二重課税調整、安定的な個人株主育成の観点から、配当課税の軽減税率は維持しますが、譲渡益課税の軽減税率は廃止します。

納税者権利憲章の制定

税務行政の公正の確保と透明性の向上を図るために、納税者権利憲章を定めます。また、納税者としての意識や税金の用途に対する監視意識を高めるため、給与所得者の年末調整を廃止し、原則、納税者全員が確定申告を行うこととします。

消費税改革の推進

消費税に対する国民の信頼を得るために、その税収を決して財政赤字の穴埋めには使わないということ約束した上で、国民に確実に還元することになる社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確にします。

具体的には、現行の税率5%を維持し、税収全額を年金財源に充当します。将来的には、すべての国民に対して一定程度の年金を保障する「最低保障年金」や国民皆保険を担保する「医療費」など、最低限のセーフティネットを確実に提供するための財源とします。

税率については、社会保障目的税化やその用途である基礎的社会保障制度の抜本的な改革が検討の前提となります。その上で、引き上げ幅や用途を明らかにして国民の審判を受け、具体化します。

インボイス制度（仕入税額控除の際に税額を明示した請求書等の保存を求める制度）を早急に導入することにより、消費者の負担した消費税が適正に国

庫に納税されるようにします。

逆進性対策のため、将来的には基礎的消費に係わる消費税額を還付する制度を創設します。

法人税改革の推進

「恒久的減税」では、定率減税導入と法人税率引き下げがセットで行われましたが、定率減税のみが廃止されました。本来なら法人税の税率については見直しも検討すべきですが、現下の経済状況も踏まえ、大企業向けの法人税率は維持します。

欠損金の繰戻還付制度は凍結を解除します。

租税特別措置透明化法の制定

租税特別措置について、減税措置の適用状況、政策評価等を明らかにした上で、恒久化あるいは廃止の方向性を明確にする「租税特別措置透明化法」を制定します。

特定の企業や団体が本来払うはずの税金を減免される点で、租税特別措置は実質的な補助金であると言えます。しかし、民主党の調査の結果、税務当局も要求官庁も各租税特別措置の必要性や効果を十分に検証しておらず、国民への説明責任を全く果たしていない実態が浮かび上がってきました。

租税特別措置の透明化を進める中で、租特を含めた実質的な負担水準を明らかにし、それにより課税ベースが拡大した場合には、法人税率の水準を見直していきます。

中小企業支援税制

中小企業は団塊世代がリタイア時期を迎える中で事業承継に不安を抱えており、これを重点的に支援することによって安定的な活動を支えます。

中小企業に係る法人税の軽減税率は当分の間半減します。

「特殊支配同族会社」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止します。

中小企業はわが国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。

特定非営利活動法人(NPO)支援税制等の拡充

官に過度に依存することなく、国民それぞれが公益実現に直接貢献する社会を創造するために、税制で大胆な支援を行います。

認定特定非営利活動法人制度については、要件緩和、認定手続等の簡素化、みなし寄付の損金算入限度額引き上げ、寄付の税額控除制度創設など、支援税制

を拡充します。

所得税の寄付優遇税制については、税額控除制度を創設し、現在の所得控除制度との選択性としてします。

相続税・贈与税改革の推進

相続税については、世代間格差縮小の観点からの見直しが必要です。わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成に配慮しつつ、相続税の課税ベースや税率構造を見直していく必要があります。また歳出面でも、その税収を社会保障の財源とすることを検討します。同時に格差の固定化に結びつかない、例えば寄付などの形で社会に還元する意志を被相続人が持っている場合には、その意志を可能な限り尊重できるように、相続税における寄付控除対象を拡大することを検討します。その中で「富の一部を社会に還元する」考え方に立つ「遺産課税方式」への転換も検討します。

国際連帯税の検討

国境を越える特定の経済活動に課税し、集まった収入を貧困撲滅・途上国支援などを行う国際機関の財源とする「国際連帯税」について検討を進めます。

個別間接税改革の推進

単一の経済行為に消費税と2本立ての課税を行うことになる個別間接税は速やかに整理し、間接税は消費税に一本化すべきです。

一方で、税によって社会に益をもたらす特定の品目の普及や使用を促進したり、社会的コストを生じる特定の品目の普及や使用を抑制したり、あるいはその社会的コストの一部の負担を求めることは、適当であると考えます。このような観点に立って、残存する嗜好品やエネルギーに係わる個別間接税は「グッド減税・バッド課税」の考え方に基づいた課税体系に改めます。

自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

わが国の自動車関係諸税は、あまりに複雑で、かつ一部が二重課税となっている等、自動車ユーザーに過重な負担を強いており、抜本的な整理が必要です。整理にあたっては、間接税の基本的な考え方に基いて二重課税の排除等を行います。同時に、自動車の資産性や温暖化ガスの排出、交通事故、騒音などの社会的なコストに着目し、負担を求めることとします。

以上のような考え方から、自動車関係諸税について以下のように整理します。

自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止します。自動車重量税および自動車税は、保有

税(地方税)に一本化し、その税収を自動車から生じる社会的負担に広く対応する地方の一般財源とします。ガソリン等の燃料課税は、一般財源の「地球温暖化対策税」(仮称)として一本化します。

なお、上記の改革を実現する第一歩として、自動車関係諸税の内、特定財源に係わるものについて、地方分を含めてすべて一般財源化すると同時に、暫定税率は、地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

徴税の適正化

毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状にかんがみ、徴税の適正化を図ります。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行います。

消費税の還付額が年間3兆円にも達していますが、その中に相当額の不正な還付が存在します。これを防止するため、還付に係わる調査機能を強化します。

企業活動の国際化に伴い、「移転価格税制」が課題となっています。企業活動の円滑化を図るため、速やかに関係各国と調整を行う体制を整えると同時に、一部に見られる租税条約の乱用等不適切な事案の摘発を強化します。

文部科学

日本国教育基本法案

民主党の教育政策の集大成である「日本国教育基本法案」の主な内容は以下のとおりです。

①何人にも「学ぶ権利」を保障する②普通教育の最終的な責任が国にあることを明記③幼児期および高等教育において無償教育の漸進的な導入を宣言④地方の教育委員会を発展的に改組した「教育監査委員会」を創設し、教育行政の責任を首長に移管する⑤教育予算の安定的確保のため、教育財政支出についてGDP(国内総生産)に対する比率を指標とする——などです。

さらに、建学の自由、私立学校の振興、障がいのある子どもへの特別な状況に応じた教育、情報文化社会に関する教育、職業教育などの規定を設けるとともに、生命あるすべてのものを尊ぶ態度や、宗教的感性の涵養および宗教に関する寛容の態度を養うことを教育上尊重する規定を設けました。

教育の責任の明確化

国の責任と市町村の役割を明確にした教育制度を構築します。

①国は、義務教育における財政責任を負うとともに、「学ぶ権利」の保障について最終責任を負います
②現行の教育委員会制度を抜本的に見直し、自治体の長が責任をもって教育行政を行います。市町村は、学習内容・具体的な学校運営等について、首長の責任の下で民主的に運営し、自らの創意工夫で自由に行います
③学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等の参画する学校理事会制度により、主体的・自律的な運営を行います。

中央教育委員会の設置

教育行政における国（中央教育委員会）の役割は、
①学習指導要領など全国基準を設定し、教育の機会均等に責任を持つこと
②教育に対する財政支出の基準を定め、国の予算の確保に責任を持つこと
③教職員の確保や法整備など、教育行政の枠組みを決定すること——などに限定し、その他の権限は、最終的に地方公共団体が行使できるものとします。

保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置

地方公共団体が設置する学校においては、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する「学校理事会」が主な権限を持って運営します。現場に近い地域と保護者が協力して学校運営を進めることが、学校との信頼関係・絆を深め、いじめや不登校問題などにも迅速に対応し、学校との有機的連携・協力が生まれ、同時に地域コミュニティの再生・強化につながります。

教育予算の充実

先進國中、著しく低位の、わが国の教育への公財政支出（GDP比3.4%）を、先進国の平均以上を目標（同5%以上）として引き上げていきます。民主党は、学校教育に関連する公財政支出は、国内総生産に対する比率を指標として、予算の確保・充実の目標を定めなければならないとした規定を盛り込んだ「学校教育環境整備法案」（2008年の169回通常国会に提出）の成立を目指します。

教員の質と数の充実

教員が職責を全うできるように、教員免許制度を抜本的に見直します。教員数を拡充するとともに、教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図ります。教員を煩雑な事務から解放し、教育に集中できる環境をつくります。

少人数学級の推進

民主党は、「30人以下学級法案」を提出するなど一貫して少人数学級の実現と拡大を目指してきました。さらにOECD先進国並の教員配置（教員一人あたり生徒16.7人）を目指します。

学力問題や不登校、学級崩壊、いじめなど学校現場でのさまざまな問題に対応するためには、児童生徒の抱える問題を教員が把握でき、わかる授業を行う態勢にしていくことが重要です。民主党は、少人数学級を原則とする教育を目指し、さらに強く働きかけをしていきます。

教育の無償化

高等学校は希望者全入とし、公立高校の授業料は無料化、私立高校などの通学者にも授業料を補助（年12万～24万円程度）します。

また、義務教育就学前の5歳児の就学前教育の無償化を推進し、さらに漸進的に無償化の対象を拡大します。

高等教育の機会の保障

すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて大学などの高等教育を受けられるように、国際人権規約に基づく高等教育無償化の漸進的導入、および奨学金制度など関連諸制度の抜本的拡充を実施します。

奨学金制度改革

学生・生徒に対する奨学金制度を大幅に改め、希望する人なら誰でもいつでも利用できるようにし、学費のみならず最低限の生活費も貸与します。親の支援を一切受けなくても、いったん社会人となった人でも、意欲があれば学ぶことができるシステムをつくります。

私立学校改革

民主党は「日本国教育基本法案」で、建学の自由の尊重と、私立の学校の振興を明記しています。学生に多様な教育機会を提供する私立学校の設立を促進するため、学校設置基準の再点検・見直しを行います。客観基準を満たしていれば、私立学校審議会の意見を聴取することなく設立を認めるように私立学校法の改正を行います。

学習指導要領の大綱化

学習指導要領は大綱化を促進します。学力向上には情報処理力と情報編集力の両方を相乗的に引き上げるといった視点が必要です。設置者および学校の裁量を尊重し、地域・学校・学級の個別状況に応じて、学

習内容・学校運営を現場の判断で決定できるようにします。

教科書検定および採択について

普通教育に対する国の責任の一環として、できるだけ多くの選択肢を提供できる教科書検定制度を維持します。教科書採択にあたっては、保護者や教員の意見が確実に反映されるよう、現在の広域採択から市町村単位へ、さらには学校単位(学校理事会)へと採択の範囲を段階的に移行します。

拡大教科書の充実

小中学校に在籍する弱視の児童用の教科書が不足している現状を改善するため、民主党の提案を契機に、2008年169回通常国会で、「教科書バリアフリー法」が成立しました。その内容は、①障がいのある児童生徒が使用する教科用図書に関する国や教科書発行者の責務②障がいのある児童生徒が使用する拡大教科書等の法定化③拡大教科書の無償給与——などです。民主党は、引き続きすべての子どもの学ぶ機会を保障する観点から、教科書のバリアフリー化に積極的に取り組みます。

学校安全対策基本法の制定

子どもたちが、安全で安心な学校生活をおくることができるよう、学校安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「学校安全対策基本法案」の成立を目指します。国や自治体が、安全基準策定や体制整備の責務・役割を積極的に担い、防犯(学校安全専門員の配置など)、防災、老朽化・事故防止、環境衛生(アスベスト対策含む)対策に万全を期します。

学校施設耐震化の促進

児童・生徒の学習・生活の場であり、震災時の防災拠点でもある公立学校施設の約4割が耐震基準を満たしておらず、老朽化による事故なども増加しています。民主党は、学校施設の安全性を確保するため、耐震診断の義務付けと補強・改築費用の補助のかさ上げを図るなど危険校舎の改修促進のため「学校施設耐震化促進法案」を提出してきました。

こうした民主党の取り組みを契機に、2008年の169回通常国会で、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。今後とも、学校施設の耐震化に取り組み、子どもたちの安全を守ります。

いじめ問題

小中高校生の間で、「いじめ」が原因とみられる自殺が相次いで起きており、深刻な社会問題となって

います。こうした事件を繰り返さないよう、社会全体で問題解決にあたるべきです。この間、学校現場や教育委員会で、責任の押し付け合いや、いじめ問題の隠ぺいがなされたことについては、率直に反省すべきであり、関係者が本気で親身に取り組むことが重要です。民主党は、教員にも親にも、もっと子どもたちに向き合い、語り合ってもらうことが必要だと考え、学校理事会の設置など、現場が主体的に取り組む具体的な方策を提案していきます。そして、学校と地域が一体となって、いじめの未然防止や早期解決を図れるよう取り組みます。

スクールカウンセラーおよび ガイダンスカウンセラー制度の充実

いじめや不登校などの問題や、職業選択などの進路指導について児童・生徒の相談に応じることができ、仕組みを充実させる必要があります。民主党は、専門的知識をもって指導および助言を行う専門相談員を全国の小学校、中学校、高等学校等に配置するための「学校教育法の一部改正案」の成立を目指します。

大学改革と国の支援のあり方

「学生・研究者本位の大学」「創意ある不断の改革を現場から自発する大学」「社会に開かれ、社会と連携・協働する大学」を目指し、「象牙の塔」から「時代が求める人づくり・知恵づくりの拠点」として大学改革を進めます。その際、世界的にみて低い高等教育予算の水準見直しは不可欠ですが、従来の学校単位の支援から個別研究プロジェクト単位の支援に転換します。また産業振興的な側面ばかりでなく、学問的な価値にも十分な配慮を払っていかねばなりません。

国立大学法人については、大学への国の関与がますます強まり大学の自主性を損なうものと考え、その再検討を進めます。

なお、大学入試のあり方については、大学センター試験・大学入試そのものの抜本的な検討を進めます。

専修・各種学校の充実

今日、専修学校や各種学校は社会の実学を支え、広く産業・社会の人材養成の基盤となっています。これら学校の発展を促すため、財政支援を充実させるなど、教育制度上での位置づけを明確にします。

学校図書館の整備等

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするうえで欠かせないものです。「子どもの読書活動推進法」を足がかりとしながら、全国の学校図書館の整備・充実を進

め、子どもの読書環境を改善します。また、文字・活字文化の振興に取り組みます。さらには、司書教諭が不足している現状にかんがみ、その充実に取り組みます。

社会ルールの学習

異年齢・異世代との交流、団体活動等を通じて子どもたちが社会を知り、ルールと教養、自律心を身につけられるように、自主的な学校運営の下で、毎週土曜日は、地域のさまざまな団体・企業等の協力を得て、スポーツ、自然体験や野外活動、ボランティア、伝統文化の継承等の活動を行います。

生涯学習の充実

技術の高度化、転職・再就職の準備、地域活動のリーダー養成、教養講座など多様な教育ニーズに対応する生涯学習社会を実現します。子どもから大人までが利用しやすい施設の整備、公民館活動の活性化、公立図書館の一層の充実を図ります。また、大学・短大を卒業し社会で働く人に、本人の希望で再び大学や大学院で教育を受けることができる制度（リカレント教育制度）を確立するなど、学ぶ機会の充実を図ります。

インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもたちにも、特別な状況に応じた教育、それぞれの子どものにとって適切かつ最適な支援を行っていきます。学校教育において障がい者と健常者がともに学ぶことを原則とし、保育園・幼稚園の段階から小中学校教育までインクルーシブ保育・教育に取り組みます。また、学校施設のバリアフリー化や弱視者用の拡大教科書等の普及、発達障がい児への支援など、障がい者の視点に立った教育環境をつくります。

国内外における日本語教育の充実

すべての児童および生徒に、文化的素養を醸成し、他者との対話、交流および協働を促進する基礎となる国語力の習得を推進します。国内における日本語教育を充実させるとともに、海外の日本語学習者への日本語専門家の派遣や、外国人日本語教師の訪日研修など、海外における日本語教育を支援します。

芸術文化活動への支援

人々の創造性や表現力、コミュニケーション能力を高めるうえで、芸術文化の振興は極めて重要です。民主党は、従来の文化ホール建設といったハコモロ中心の行政を改め、人材を活かす文化政策へと転換します。さまざまなジャンルの芸術文化に対する地域住民のニーズや取り組みに応え、芸術家・専門家を

支援していく地域住民主導型の文化政策を目指します。

伝統文化の保存・継承

日本の伝統文化を保存し、さらに新たな文化を創造する基盤を整備します。文化財の保護、地域に固有の伝統芸能・工芸の継承、教育における体験鑑賞など、文化・伝統を保護、育成するための環境整備を行います。

国民総スポーツの推進

これまでのわが国のスポーツ政策は、企業や学校が中心の、ともすればスポーツエリート育成型のものになりがちでした。しかし、子どもから高齢者の運動不足や体力低下が問題となり、健康づくりが注目される中、これまでの枠組みを超えた新しい取り組みが必要です。

スポーツの新たな価値を発見し、スポーツが持つ本来の力を見つめることの効果は、地域住民の世代を超えた交流促進や住民の健康増進、地域間交流や国際交流、さらには地域産業振興など多岐に及びます。

民主党は、スポーツを三つの柱「する」「観る」「支える」で捉え、国民一人ひとりの身近なところにスポーツが位置づけられる社会の実現を目指します。そして、地域での自主的・主体的取り組みを基本としたスポーツ政策の充実を図ります。

地域密着型の拠点づくりを推進

老若男女、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに取り組めるよう、生涯スポーツの拠点として、地域に根ざしたクラブスポーツの確立や、学校施設等の複合利用の推進が不可欠です。住民による自主的・自発的な運営、企業との連携、行政の支援を一本化し、生活に身近な地域におけるスポーツ活動の“核”を育てることが必要です。ウォーキング、グランドゴルフ、ゲートボール、体操など、誰でも取り組みやすい身近な活動や、スポーツを通じての地域コミュニティ活性化を目指し、地域密着型クラブスポーツを振興します。

学校施設の開放と複合利用の推進

住民に身近なスポーツ活動の場として、また地域コミュニティの拠点として学校施設を開放していきます。

地域密着型クラブスポーツ振興の観点からも、徒歩圏内に安全な運動施設が存在することは欠かせない要素となります。毎週土曜日は、学校施設を拠点に、地域の団体、企業等の協力も得て、スポーツ、自然

体験、野外活動、ボランティア、伝統文化の継承等の活動を行います。また、子どもたちの安全確保を前提に学校施設利用の利便性向上やスポーツ施設との複合利用をさらに推進します。

校庭の芝生化

小学校校庭や公共スポーツ施設の芝生化事業を強く推進するための予算を確保します。

安心して思いきり走り回ることのできる運動場が子どもたちには必要です。運動場の芝生化は身体への衝撃を緩和し、スポーツ技術向上と体力作りに貢献するばかりでなく、子どもたちのストレス軽減、CO₂削減効果やヒートアイランド現象の抑制効果も期待されています。また、芝生の効率的な保全管理や雇用創出の観点から、NPO等との連携を重視します。

地域スポーツリーダーの育成

誰もが、どこでも、スポーツを親しめる環境を整備し、子どもから高齢者までさまざまな種目に、各々の年代に応じて参加できる機会を確保するため、指導者の育成や、外部コーチ派遣制度確立、スポーツ少年団支援、社会体育指導者等の身分保障、養成・確保、生涯スポーツ振興事業を推進します。

また、誰もが気軽に取り組める機会を一層拡大するため、スポーツ団体による講習会や地域リーダーの育成、異世代交流事業、青少年スポーツ活動との連携などを推進するとともに、公共スポーツ施設のバリアフリー化を図ります。

自治体や関係スポーツ団体等とのネットワークの構築など、スポーツ振興施策と障がい者施策の効果的な連携を推進します。

スポーツ医学振興政策

年齢や障がいの程度を超えていかなる人でもスポーツの恩恵にあずかり、健康で文化的な生活を営むことができるよう、スポーツ医学の振興を強く後押しします。

スポーツ医学は一部のアスリートのためだけの学問ではありません。競技力向上や障がい予防の観点からスポーツの現場に医学知識を必要とすることは当然ですが、生活習慣病が年々増加傾向にある現代においては、運動に関する研究成果を人々の健康増進に活かしていくことも極めて重要です。

世界レベルでのスポーツを推進

アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むとともに、活動が遅れている国への支援を行います。

スポーツは、言語の壁を越えて同じルールの下で

行われる全世界共通の文化です。文化・風習などが異なる外国との間でスポーツに関する技術や情報・知識の交流を図ることは、世界中の人々が平和で協力しあえる社会の実現に大きく寄与するものと考えます。また、日本古来の武道を含め、スポーツを通じた国際社会の相互理解と交流のための施策をさらに推進します。

イノベーションを促す基礎研究成果の 実用化環境の整備

産学官が協力し、新しい科学技術が社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部」(仮称)を、現在の総合科学技術会議を改組して、内閣総理大臣のもとに設置します。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図ります。また、プロジェクトの評価を行い国会に報告します。

また、素粒子物理学や再生医療等の巨額な予算を要する基礎科学研究分野において、今後もトップランナーの地位を維持していくためにも、世界的な研究拠点となることを目指して、欧米やアジア諸国との連携強化に積極的に取り組んでいきます。

科学技術人材の育成強化

スーパーサイエンスハイスクール(科学技術・理数教育を重点的に行う学校)を拡充するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行います。

研究者奨学金を、1500億円から3000億円へと米国並みに倍増し、国籍を問わず国内の研究プロジェクトへの支援を強化します。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくりします。

中小企業の研究開発力の強化

政府の中小企業研究開発予算120億円を、中小企業の技術力が高く評価されるドイツの政府支出比率と同等の600億円へと5倍増するとともに、大学・研究機関と中小企業の共同研究を制度・予算上で強化します。また、中小企業基盤機構の技術情報提供・流通の機能を強化します。

世界最先端の環境エネルギー技術の確立

2020年までにエネルギーの10%程度を再生可能エネルギーとすることを目標に、世界をリードする燃

料電池技術、太陽光発電技術、超伝導技術、バイオマス技術など環境エネルギー技術の研究開発や実用化への重点化を図ります。

厚生

国の責任で社会保障制度を安定維持

年金や生活保護、障がい者の所得保障、その他低所得者対策などの所得保障について国の責任を明確に位置付け、すべての国民が迎える高齢期や、困窮した場合のセーフティネットを堅固なものにします。

現在の社会保障制度は権限と責任の所在が曖昧です。政府が「三位一体」の改革と称して再三、生活保護財源の国庫負担割合の引き下げを画策したように、国が権限を握り続けたまま、自治体に社会保障財源の負担を押しつけ、社会保障制度そのものが空洞化する危機が生じています。

現物給付である医療については、人口の高齢化が進み、国民健康保険財政の地域格差が広がっており、民主党は国民皆保険を堅持し、持続可能な制度となるよう医療保険制度を改革します。介護・福祉サービスがより身近な地域でその機能を完結できるようにします。医療・介護の保険料やそれぞれのサービス利用時の自己負担分などについて、国民で公平に支えあう総合的な社会保障制度を確立します。

医師等確保対策で医療従事者不足を解消

医師不足に対する緊急対策として、国および各地域に「医療従事者等確保支援センター」(仮称)を設置し、医療従事者が不足している地域の要望を受け、自治体病院など医療機関に対して医師の派遣要請・あっせん等を行います。

同センターではこのほか、研修医の適正配置、休職医療者の復職促進、医師の国内研修や国外研修の支援、地域学士入学生に対する奨学金の支給、開業医による地域中核病院の外来診療や夜間診療の分担などを促進します。

一定の要件の下で、国立病院勤務医など医師公務員の兼業を解禁します。短時間正規勤務制の導入等を行い、医療機関の連携を推進し、現役医師の有効活用を図ることで、医師不足を解消します。

勤務医の就業環境の改善

医療従事者の勤務条件を改善し、勤務医の離職を防ぎ、国民に良質で安全な医療を提供します。医師の交代勤務制の導入を促進し、勤務医の不払い残業を是正し、当直を夜間勤務に改めます。大学病院などで

無給で働く医局員を常勤雇用とし、医療現場での労働基準法の遵守を徹底します。当直明けに勤務しなければならないなど医師の善意により医療提供が成り立っている状況では、医療ミスやエラーが発生しやすくなり、ひいては医療の質の低下を招きかねません。

子育てや介護をしながら勤務する医療従事者が働き続けられるよう、また復職しやすいよう、院内保育所の整備やオープン化、保育所への優先入所、病児保育の充実、育児支援などを拡充します。休職医療従事者が復職するための研修支援等を進めます。

臨床研修の見直し

質の高い医師を養成するため、医学部卒業後の前期臨床研修医の適正配置および後期の卒後臨床研修の充実を図ります。卒後臨床研修制度導入に伴い、卒業直後の医師が地方の大学に残らず、都市部や市中病院に集中しがちなことから、大学が派遣先の医療機関から医師を引き上げ、地方の医師不足に拍車がかかっています。また、研修医が多くの症例を経験したくとも、都市部など特定の医療機関に集中すれば、症例数や指導医数に見合った医師が育成されるとは限りません。

前期卒後臨床研修について、都市部の研修人数を調整し、各臨床研修先の定員充足率を向上させます。

後期卒後臨床研修については、総合臨床医研修、へき地医療研修、産科・救急・小児医療研修などの分野を中心に充実を図ります。

医師養成数を1.5倍に増加

医療崩壊をくい止めるため、また、団塊世代の高齢化に伴い急増する医療需要に応え、医療の安全を向上させるため、医師養成の質と数を拡充します。

実働医師数の正確な調査を行い、高齢化の進展に伴う医療需要増、医師の勤務条件改善を考慮した必要医師数を推計し、これに基づいて医師養成計画を策定します。医師の高齢化、女性医師の増加に伴い医師全体の生涯稼働率は減少傾向にあり、また、医師による丁寧な説明など医療の質の向上が求められ、医師の労働時間が増加していることなどを考慮する必要があるからです。

当面、OECD諸国の平均的な人口当たりの医師数(人口1000人当たり医師3人)を目指します。

大学医学部の定員増、学士入学や編入制度の拡大、歯学部定員減などにより、大学医学部の定員を1.5倍にします。専門職大学院(メディカルスクール)の創設も検討します。学士入学生に対する奨学金支給などを充実させます。

医師養成を担う大学や医師の養成に協力する医療

機関等に対しては十分な財政的支援を行います。

医師不足解消に向けた小児科・産科医療

小児科では開業医が地域小児科センターで時間外外来を担当するといった協働作業による集約化をさらに進めます。小児救急医療のシステム化、医療機関の連携体制の推進、保護者の不安を解消する救急相談体制の整備拡充、小児医療診療報酬引き上げ、小児医療の自己負担軽減を行います。

産科医療については、助産師などとの連携を強化し、安心して出産できる環境を整備します。

また、勤務が過酷なだけでなく、訴訟リスクなども高いことから、すべての医療事故を対象とする無過失補償制度と医療事故の原因究明のための医療安全委員会を設立します。

医療の安心・納得・安全

医療情報の開示・評価と、医療機関や治療方法に関する患者の決定を促すことで医療の質を向上させます。医療機関の情報開示、カルテ・レセプトなどすべての医療情報の患者本人等への開示や説明体制の拡充、医療に関する相談支援センターの設置、医療事故調査制度や医療機関の評価制度の確立などを柱とした「患者支援法」を成立させます。どこに住んでいても標準治療として確立された最善の医療が提供される体制を整備するとともに、患者が安心と納得を得られる体制を確立します。

医療従事者の資質の向上

医療従事者全体のレベルアップを目指します。特定機能病院は先進・先駆的な医療の開発を担うとともに、専門医教育・研究者養成を行います。

良質なチーム医療の提供を推進し、医薬品の安全管理体制を強化するなどの観点から、各学会等の認定資格制度等の活用を協議しつつ、認定看護師、認定薬剤師などの医療従事者(コメディカルスタッフ)の専門教育を助成します。

地域がん診療拠点病院は国立がんセンターと協力し、化学療法専門医・放射線治療専門医を養成します。臨床研修病院では初期・後期卒後研修を担い、優秀な臨床医を育成し、国は小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医・放射線治療専門医等の数値目標を明示します。

医療従事者の職能拡大と定員増

医療従事者(コメディカルスタッフ)の職能拡大と定員増により、医療提供体制の充実、医療事故防止、患者とのコミュニケーション向上を図ります。昨今、病院勤務医が診療のみならず、診断書や意見書、紹介

状の作成などさまざまな事務手続きをしなければならず、非効率であるだけでなく、こうした業務負担が医師不足に拍車をかけています。

医師の負担を軽減するため、専門的な臨床教育等を受けた看護師等の業務範囲を拡大し、医療行為の一部を分担します。現在81万人強の病院勤務の看護師を、当面100万人に増員できるよう支援します。薬剤師、理学療法士、臨床検査技師、介護士などの職能を拡大します。医師の事務を分担する医療事務員(医療クラーク)の導入を支援します。

救急搬送・救急医療の連携強化

医学的管理の下に実施できる救急業務体制を整備します。救急業務を市町村から原則的に都道府県に移管し、救急本部に救急医療の専門的知識・経験がある医師を24時間体制で配置します。救急本部は、通報内容から患者の緊急度・重症度を判断し、軽症の場合は医療機関の紹介等を行い、重症の場合は救急車や消防防災ヘリ、ドクターカー・ドクターヘリ等、最適な搬送手段により医療機関に搬送します。こうした体制整備のため、ドクターカー(現在90台)をすべての救命救急センター(現在209カ所)に配置し、消防防災ヘリ(現在72機)をドクターヘリとしても活用できるよう高規格化し、救急本部ごとのドクターヘリ(現在14機)配備を目指します。

医療事故の原因究明および再発防止

医療事故が起こったときに、患者・家族の立場に立った真相の究明とともに、再発防止や患者側の納得が得られる仕組みをつくります。

医療事故等の可能性がある場合や、死亡診断書に記載された死因や経過などについて患者が納得できない場合、医療機関は院内事故調査委員会において、患者と家族に調査報告をするなど話し合いを進めます。医療機関には、同委員会の設置のほか、死亡診断書の充実や患者・家族への診療経過の説明、遺族の承認を得た解剖や死亡時画像診断(Ai)を用いた死因究明の努力を義務付けます。

この説明等の際、患者・家族の立場に立って十分な知識・情報を提供し、医療側との対話をサポートし、適切な心理的ケアをする医療対話促進者(医療メディエーター)を一定規模の医療機関に配置し、医療機関と患者・家族との対話を促進します。

この報告に患者や家族が納得できない場合、各都道府県に設置される「医療安全支援センター」が、院外調査チームによる調査を実施します。調査と平行して裁判外紛争処理機関による解決を図ることもできるようにします。

事故情報については、指定分析機関への届出義務

をすべての医療機関に拡大し、分析や再発防止策の提言体制を強化します。

妊婦や患者、医療者がともに安心して出産や治療に臨むことができるよう、万が一の医療事故が起こった場合の補償制度を整備します。

後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化

2008年4月から75歳以上の高齢者を対象として始まった後期高齢者医療制度を廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高めます。70歳以上の自己負担を1割、現役並み所得者については2割とします。後期高齢者医療制度は高齢化率が上昇するほど75歳以上の保険料負担が増える仕組みです。後期高齢者制度の導入に伴って改定された診療報酬も元に戻します。

後期高齢者医療制度の廃止後は、老人保健制度にいったん戻しますが、被用者保険と国民健康保険を順次統合しつつ、将来的には、国民の生命・健康を公平に支える「医療保険の一元化」を実現し国民皆保険制度を守ります。

短期的には、高齢者・低所得者の比率が高い市町村国保対策の抜本拡充(市町村国保の財政基盤強化、市町村ごとの保険料格差の是正、低所得者対策の大幅拡充)、高齢者の保険料負担を現行水準の概ね維持または軽減、若年負担について現行水準の概ね維持、医療給付費に占める公費割合の増加等を図ります。

包括払い制度の推進

国内どこに住んでいても、医学的根拠に基づく医療(EBM)が受けられるよう、急性期病院において、より一層の包括払い制度(特定の疾患に定額の報酬が支払われる制度)の導入を推進します。同時にクリティカルパス(*)を可能な限り導入し、療養病床においては食費・居住費を含めた包括払い制度を導入します。超急性期・回復期・維持期リハビリテーションについては、その重要性を考慮し、当面は出来高払い制度としますが、スタッフの充実度および成果を検証し、将来的には包括払い制度に組み込みます。

*クリティカルパス:医療の内容を標準化し、質の高い医療を提供することを目的として、疾患ごとに入院から退院までの経過や検査の予定などをスケジュール表のようにまとめたもの。

新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化

すべての患者が有効性や安全性等について必要な情報を得られ、納得のいく医療、新しい医療を受けることができるよう、保険適用の迅速化を図り、患者の選択肢の拡大を図ります。

現在、健康保険の枠を超える診療であっても、高度な医療技術を用いた療養や承認前の治験中の薬などで厚生労働大臣が定める「評価療養」と、特別の病室の提供など保険適用外の「選定療養」については、全額自己負担して特別の治療やサービスを受ける混合診療が認められています。

医療保険の適用される標準治療を確立し、治験・臨床応用研究の被験者の権利を確立しつつ、国主導の医薬品の治験制度をつくります。同時に、世界で最も速く高齢社会の進む日本で医療機器や医薬品の臨床応用研究をさらに進め、治験に対する評価を不断に行い、製造や輸入の承認や保険適用の判断基準を明確にして、審議や結果をオープンにし、その効果や安全性が確立されたものについて、速やかに保険導入します。

がん対策

国内どこに住んでいても最善のがん検診・治療が受けられる体制、乳がんや子宮がんの検診受診率の向上や予防・治療体制の整備、がん患者への最新のがん関連情報の提供や相談支援体制などを充実させます。民主党は「がん対策基本法」を成立させましたが、がん患者や家族も加わった「がん対策推進協議会」の運営や「がん対策推進基本計画」が着実に推進されるよう取り組みます。

後発医薬品(ジェネリック薬品)

医療を提供する側と受ける側とが医療の情報を共有しつつ、患者負担の軽減、医療連携を推進するという観点から、後発医薬品の普及、電子カルテによる診療情報の伝達網等の整備を推奨します。実際に調剤薬局、保険薬局で患者同意のもと後発医薬品が処方された場合も含め、医薬品の銘柄情報が医師や医療機関にフィードバックされ、その情報が長期間保有されるようにします。後発医薬品はその効果において先発品と同等であるという評価を得ていますが、厳密な意味での比較対照試験は不十分であり、公的機関による評価のための情報収集を推進します。

アスベスト健康対策

被害者の属性により救済内容に格差が生じない「隙間のない救済」を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、アスベスト対策を総合的に推進します。石綿被害者救済法による救済レベルを、労災保険給付と同レベルに引き上げます。アスベスト関連疾患に関する情報開示、悪性中皮腫の全数調査を行い、中皮腫登録制度を発展させます。石綿肺などアスベスト関連疾患を救済制度の対

象疾患に追加するなど、救済対象を広げ、質の高い診断と治療・研究を推進します。家族や周辺住民への影響については、無料健診など住民等に対する健康管理体制を確立します。アスベスト等に起因する業務災害については、近隣工場労働者、復帰前沖縄米軍基地でのばく露も含め、時効期間が過ぎても請求できるようにします。健康管理手帳制度を改善し、当該企業が倒産等をしている場合は、国による健診など健康管理体制を確立します。

肝炎総合対策

薬害に起因するものも含め、ウイルス性肝炎の患者数は350万人と推計されており、民主党は総合的な肝炎対策を実施します。B型・C型肝炎患者が受けるインターフェロン治療の自己負担額の上限を月額1万円にします。肝炎対策の調査研究を促進し、予防体制を確立します。治療のために休業・休職する患者の生活の安定や、インターフェロン以外の治療に対する支援にも取り組みます。

新型インフルエンザ対策

「出現は時間の問題である」とWHOから警告されている新型インフルエンザの被害を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理と位置づけ、「最悪以上の最悪の事態」を想定して取り組みを進めます。ワクチン開発のための国家計画の推進、世界的に大流行する前の新型インフルエンザに対するワクチン(プレパンデミックワクチン)および抗ウイルス薬の十分な備蓄、希望者全員がプレパンデミックワクチンを接種できる体制を整備します。医療機関・医療従事者・医療資材を確保し、入管・税関・厚生労働省等関係機関の連携による水際対策の強化等を中心に対策を強化します。

アジア全体で新型インフルエンザに対応できる体制をつくり、野鳥の監視体制強化など、新型インフルエンザ防止体制を国と自治体が連携して強化します。

また、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場に対する経営支援策を強化します。

感染症対策

エイズウイルス(HIV)感染者の報告数が過去最高となり、ウイルス性肝炎も潜在的な患者数は350万人以上と推計され、結核も患者の高齢化、都市部への集中、集団感染、重症発病の増加などが指摘されていることから、検診の普及、治療の支援を拡充し、感染の拡大防止に努めます。感染症に関する正しい知識の教育、広報を拡充し、感染症患者に対する差別や偏見をなくします。

難治性疾患対策

特定疾患治療研究事業(難病医療費の公費負担)の対象疾患を削減することなく、事業費の5割を国が支出できるように予算を確保します。特定疾患(難病)指定が要望されている稀少疾患については、難病対策委員会など、患者家族代表、専門家を交えた議論の場を適宜設け、早期指定に向けた環境整備を着実に進めます。同時に障がい者施策や薬害被害対策との調整を進め、セーフティネットとしての医療費公費負担制度の法制化を含め推進します。

カネミ油症被害者対策

ダイオキシン類が混入した食用油の摂取により、九州地方を中心に1968年に発生したカネミ油症事件について、民主党の法案提出が契機となって、患者救済のための法律が2007年に成立しました。今後、ダイオキシン類による健康被害の全体像を国の責任で把握するとともに、医療の自己負担分の支援や健康管理手当、特別遺族給付金の支給等、現在もなお健康被害に苦しむ被害者の支援に取り組みます。

臓器移植のあり方について検討

個人の信条・宗教に係ることから、臓器移植法制定の際も、臓器移植法改正についても民主党は党議を決めておらず、対応についてはそれぞれの議員が判断することとしています。衆議院に臓器移植法改正案が3案提出され、衆議院厚生労働委員会に臓器移植法審査小委員会が設置されています。国会での議論に備え、臓器移植の実施状況、医療技術の進歩、国民の意識などについて議論を重ねていきます。

被爆者援護

高齢化している被爆者を迅速に救済するため、新しい原爆症の認定制度を創設します。「被爆者はどこにいても被爆者である」との認識のもと、民主党は在外被爆者が被爆者健康手帳を国外でも取得できるよう被爆者援護法(在外被爆者関係)の改正を実現させましたが、今後も在外被爆者への健康管理の支援等を拡充します。また、被爆者2世が高齢化するにつれて、被爆による健康への影響が懸念されており、その実態把握に努めるとともに、実態に応じた対策を検討します。被爆者に対する、保健、医療および福祉にわたる総合的な施策を実施します。

歯科医療改革

歯の健康の保持の推進に関する法律を制定します。現在、歯科検診は、母子保健法、学校保健法、労働安全衛生法等、年代や所属ごとに異なる法律のもとで実施されていますが、寝たきりの高齢者や障がいの

者も含め、すべての国民が歯科医療を受けられるようにします。近年、自分の歯が多ければ多いほど、また、適切な義歯が入っているほうが認知症になりにくいことや、児童虐待を受けている子どもには虫歯や未処置の歯が多く、虐待の早期発見に有効なことなども明らかになってきました。今後も歯科医療の重要性にかんがみ、歯科疾患の予防法や治療についても調査研究を推進します。

また、身体障害者手帳の交付申請の添付書類として歯科医師の診断書は認められていませんが、そしゃく機能の障害については申請手続に歯科医師の診断書を認めるよう、身体障害者福祉法を改正します。

良質な介護を可能とするマンパワーの充実

良質な介護サービスを確保するため、認定事業者に対する介護報酬を加算し、介護労働者の賃金を月2万円引き上げます。介護の現場では、2度にわたり介護報酬が引き下げられ、事業者の運営に影響が生じた結果、労働者の賃金が低く抑えられ、労働条件が悪化し、深刻な人手不足が生じていることから賃金の引き上げ、労働条件の改善が強く求められています。

ホームヘルパーなど介護スタッフの増員、専門性を高める施策を講じ、介護が必要な人が安心して必要なサービスを受けられるようにします。

介護現場での虐待問題については、「高齢者虐待防止・介護者支援法」の施行状況を検証し、必要に応じて見直します。

介護サービス基盤の拡充

療養病床を削減する介護療養病床再編計画を廃止し、介護の場から追い出されたり、長い間入所待ちを余儀なくされたりしないよう、将来にわたって必要な病床数を確保します。地域における各種病床間・施設間の連携を促進し、適切な医療・介護提供体制を再構築します。質の高いグループホームをはじめ、地域の実情に応じた多機能介護施設を増設します。介護保険制度は国民の共同連帯の理念によって成り立つものであり、親族など特定の介護者に負担を強いるのではなく、介護を必要とする人に良質なサービスを提供できるよう介護基盤整備を拡充します。

障がい者福祉政策の改革

障害者自立支援法による障害福祉サービスや施設利用料の応益負担(定率1割負担)を廃止し、応能負担(所得に応じた負担)に戻すとともに、サービス事業者への財政的支援を行います。民主党は、障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を目指しています。しかし、「障害者自立支援法」により、サービス利用時の応益負担、食

住費の自己負担が導入され、急激に増加した負担に耐えられず、障がい者がサービス利用を中止したり、抑制する事態が生じたりしています。施設を退所し一切のサービスも利用できずに自宅で過ごす状況は、障がい者の自立した生活を妨げていると言わざるを得ません。

身体・知的・精神と障がい種別ごとに分かれ、その他の障がいや難病等に対応できていない現在の障がい者政策・法制度を抜本的に見直し、包括的な「障がい者総合福祉サービス法」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰に向けて関連サービスの整備等を進めます。

生活保護制度の充実

生活保護制度は、わが国のすべての社会保障制度における最後のセーフティネットであり、国は憲法で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」の水準を確保する責任があります。生活保護給付の生活扶助については、健康で文化的な生活を維持できる水準を維持するため、安易な引き下げは行いません。

また、ひとり親世帯で児童を養育している場合に支給される母子加算の廃止を撤回し、ひとり親家庭の子が安心して暮らせるよう、必要な給付額を支給します。生活保護制度の見直しにあたっては、自立支援や就労支援の拡充、無年金者の発生を防止するための公的年金制度改革などと合わせ、セーフティネットとしての機能を確保します。

中国残留邦人支援

老齢年金の満額支給や生活支援給付の実施を定める「改正中国残留邦人等自立支援法」が、民主党も含めた超党派の働きかけにより2007年成立しました。旧満州(現中国東北部)で終戦を迎え、親と死別・離別した日本人孤児など中国残留邦人に対する支援策を盛り込んでいます。民主党は改正法の実施にあたって、生活支援の収入認定について2世・3世と同居する者が不利にならないこと、残留邦人等が死亡した場合は配偶者も生活支援の対象にすること、医療支援については医療機関の選択を認めること等、きめ細かい運用を図ります。

ホームレス自立支援

民主党の法案提出が契機となり成立した「ホームレスの自立支援特措法」に基づく施策を着実に実行するとともに、引き続きホームレスの自立支援に関する施策を充実させます。生活保護制度に依存する

ことなく、公営住宅等の活用による住居の確保、NPO等による就労機会の提供拡大、健康の保持等によって、ホームレスが自立できる環境を整備します。

麻薬・薬物対策

薬物依存・中毒者への治療と自立支援、家族への相談支援を整備します。省庁横断的な薬物取締体制を強化し、薬物の供給源の根絶に取り組みます。

また、覚せい剤、大麻のみならず、「MDMA」など錠剤型合成麻薬や、いわゆる脱法ドラッグの乱用が、青少年を中心に広がっていることを受け、薬物乱用の低年齢化を防ぐため、薬物依存からの回復者の体験談等を通じて、薬物依存のおそろしさが実感できる中高生への教育・啓発活動を実施します。

年金

「年金通帳」で「消えない年金」

いわゆる「消えた年金」「消された年金」の被害者に一刻も早く補償し、年金記録問題の再発防止と年金制度に対する信頼の向上を図るため、以下の政策を実行します。①社会保険庁を解体する前に、コンピューター上の年金記録と紙台帳の記録の全件照合を速やかに開始し、コンピューター上の記録の訂正・統合を行います②厚生年金記録の改ざん（標準報酬月額を引き下げや加入期間の短縮など）に関する全国調査を実施し、被害者の確定と補償を行います③納付した証拠のない方の記録を回復するための判断基準の見直しや、記録を訂正した方が本来の受給額を回復するまでの期間を短縮します④すべての加入者に「年金通帳」を交付し、いつでも自分の年金記録（標準報酬月額を含む）を確認できるようにします⑤社会保険庁における不適正な処理について、退職者も含めた職員全員を対象に徹底的に調査し、実態を解明します。

公平な新しい年金制度を創る

危機的状況にある現行の年金制度を公平で分かりやすい制度に改め、年金に対する国民の信頼を確保します。①すべての人が同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化します②すべての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設します。これにより「納めた保険料は必ず返ってくる制度」として、年金制度への信頼を確保します③消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、すべての人

が7万円以上の年金を受け取れるようにすることで、誰もが最低限の年金を受給でき、安心して高齢期を迎えられる制度にします。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には「最低保障年金」を減額します④消費税5%税込相当分を全額「最低保障年金」の財源として投入し、年金財政を安定させます。

年金受給者の税負担を軽減する

年金受給者の税・保険料合計の負担水準を軽減し、高齢者の生活の安定を図るため、以下の見直しを行います。①平成16年度税制改正で縮小された公的年金控除を、平成16年度改正以前に戻します②平成16年度改正で廃止された老年者控除を復活します。

年金保険料は年金給付以外に使わない

年金保険料を年金給付以外に使わないこととして、年金財政を安定させるとともに、年金に対する国民の信頼を確保します。

年金保険料が年金給付以外に使われた総額は6.8兆円にもものぼります。ところが、今でも毎年約2000億円もの保険料が年金事務費や広報費、システム経費として年金給付以外に使われています。民主党は、社会保険庁事務費への年金保険料流用を禁止し、必要最小限の事務費は国庫で賄います。

社会保険庁解体と歳入庁創設

社会保険庁を廃止し、機能を国税庁と統合して、「歳入庁」を創設します。

社会保険庁は、2010年に「日本年金機構」（特殊法人）に移行することが決まりましたが、「消えた年金」「消された年金」など、数々の問題が未解決です。このまま新組織に移行することは、かえって問題をうやむやにしかねません。民主党は「歳入庁」を創設することによって、①税と保険料を一体的に徴収し、未納・未加入をなくします②所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入します③国税庁のもつ所得情報やノウハウを活用して適正な徴収と記録管理を実現します。これにより、年金保険料のムダづかい体質を一掃し、国民の信頼を確保します。

「無年金障がい者」救済の拡充と「無年金高齢者」救済の創設

無年金となった理由ではなく、現に障がいを負っているという事実を受け止め、無年金障がい者全員に基礎的な所得保障を行います。

また、国籍要件などにより年金制度から排除されて無年金、低年金となった高齢者（在日外国人、在外邦人）に対し、国民年金法創設時点で高齢であった人

や、加入期間が極めて短い人に対して行われた老齢福祉年金等に準じた給付を行います。

労働

長期安定雇用を基本とする雇用政策

長期安定雇用を雇用・労働政策の基本とし、すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持って働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会を目指します。

民主党が2007年に提出した「雇用基本法案」では、若年者や女性・高齢者・障がい者・生活保護者等への就労支援、地域雇用開発や職業能力開発の促進、外国人の労働に関する環境の整備、公正な働き方の確保、安全と健康、ワークライフバランスの確保、求人の開拓や雇用情報の収集・提供等を含めた雇用機会の確保について必要な施策を規定しています。こうした包括的な雇用政策により、しっかりと、まじめに働けば、誰もが普通の生活が送れるよう、新たな「はたらき方」のモデルを提示します。

また、雇用・労働政策の推進にあたっては、国際労働基準の尊重・順守を基本とし、関係条約批准の促進に努力します。

若年層から中高年層まで職業能力開発支援

非正規雇用から正規雇用への転換、障がい者や高齢者の雇用促進、時代にあった公共職業訓練の充実など、積極的雇用政策を推進し、民間の力を活用した職業能力開発に力を入れます。

より高度で実践的な職業能力を有する人材育成のための職業訓練校の展開、各地域の実情に即した官民職業紹介機関、能力開発機関、地方自治体の連携(求人・求職情報の相互提供などを含む)、地域労使参画の評価制度の確立などによって、若年層から中高年層まで、すべての世代に対応する職業能力開発制度の抜本強化を進めます。また、企業内、業界内での職務内容や能力評価基準等の明確化、社会人の利用拡大に向けた奨学金制度の整備、キャリアカウンセラーの育成を支援します。一定期間勤務すれば休業が認められるキャリアブレイク制度の普及も支援します。こうした施策により、企業が求める人材と求職者のミスマッチの解消を進めます。

若者の雇用就労支援

自立を希望する若者が安定した職業に就けるよう集中的に支援するため、①「若年者等職業カウンセラー」による職安での就労支援②「個別就業支援計画」

の作成などによる職業指導③民間企業での職業訓練——等を用意し、必要に応じて就労支援手当(1日1000円、月30000円相当)を支給します。

ネットカフェ等で寝泊りし、住居がないことから安定した就職が難しい若者に対しては、ハローワーク・自治体・企業の連携のもと、カウンセリングや職業紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居など必要な支援も実施します。

また、教育機関・企業・国・自治体が連携して全国の中学2年生を対象とする5日以上職業体験学習をはじめ、企業見学やインターンシップなどの実施を通じて、若い世代の就労意欲の向上を図ります。

非正規労働者の労働条件確保

「期間の定めのない雇用」「直接雇用」を雇用の基本原則と位置づけ、労働者の約3分の1を占める非正規労働者の労働条件確保に取り組みます。特に30歳前後の若者は、社会人となった時期が不況と重なり、非正規雇用を余儀なくされ、雇用への安心感、生活の安定を見出せないケースも多くなっています。

2007年に成立した労働契約法では、民主党の修正提案により、異なる雇用形態であっても就労の実態に応じて均衡を考慮することが労働契約の原則に盛り込まれました。今後も労働者派遣法の改正(別掲)をはじめ、期間の定めのある雇用契約についての締結事由や雇い止め(*)の制限等を定め、短時間労働者に対する待遇の差別的取扱いの禁止、マルチジョブホルダー(多重就労者)に対する労災適用や労働時間管理、雇用保険等社会保険適用についての整備、経済的従属関係にある労働者(偽装雇用)に対する労働契約法の準用などを進めます。

*雇い止め：期間の定めのある労働契約が反復更新された後に労働契約を更新せず期間満了で終了すること

労働者派遣法の見直し

日本の労働力の質を低下させたり、技術や技能の継承を困難にして将来的に国力を衰退させることのないよう、また、使用者責任を明確にし、派遣労働者の労働条件を確保するため、労働者派遣事業を再編します。

解雇予告手当や社会保険が十分適用されない2カ月以下の雇用契約については労働者派遣を禁止します。これに伴い「日雇い派遣」「スポット派遣」(*)も原則禁止し、職業紹介により派遣先が直接雇用することで、教育訓練や安全衛生教育など使用者責任を明確にします。

派遣先(ユーザー)の規制を強化し、マージン比率を含め、個々の雇用契約についても情報公開を徹底

します。「専ら派遣」(*)の禁止規定を拡大し、法人およびその子法人から成る法人グループへの派遣は80%未満とします。

派遣労働者と派遣先労働者との均等待遇原則を確立します。派遣先が違法な派遣業者から派遣労働者を受け入れていたり、期間制限を超えて派遣労働者を受け入れていたりしたなどの場合、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる「直接雇用みなし制度」を創設します。

*日雇い派遣・スポット派遣：派遣会社が派遣先企業に労働者を1日単位または30日未満の雇用契約を結んで派遣すること

*専ら派遣：特定の派遣先企業に対してのみ労働者を派遣すること

最低賃金の大幅引き上げ

まじめに働いた人が生計を立てられる水準まで最低賃金を着実に引き上げます。2007年に成立した改正最低賃金法には、民主党の修正提案により、地域別最低賃金の原則に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言が加わりました。中小零細企業で最低賃金の引き上げが円滑に実施されるよう財政上・金融上の措置を実施し、3年程度で最低賃金を全国平均1000円まで引き上げることを目指します。

労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決

雇用は「期間の定めのない雇用契約」が原則であるとの考え方に立脚し、例外として認められる「期間の定めのある契約」の締結事由や雇い止めの制限等を定め、個別の労使紛争に対する適正、簡便、迅速な紛争解決システムの整備促進を図ります。雇用・就業形態の多様化・複雑化、非正規雇用の増加などに伴い、賃金やその他の労働条件が労働者と企業の個別労働契約に委ねられることが多くなり、労働条件の不利益変更による紛争も増えています。

2007年に成立した労働契約法には、民主党の修正提案で労働契約の原則に就労の実態に応じた均衡考慮、ワークライフバランスへの配慮が盛り込まれ、労働契約の期間や更新の有無などの内容を書面で確認する重要性が明確になりました。今後も労働契約は合意により成立し、変更、終了されるという原則に立脚し、労使紛争の予防と解決の促進に取り組みます。

雇用保険制度をはじめとするセーフティネットの整備

雇用のセーフティネットである雇用保険制度の安定した財政運営を確保するとともに、雇用政策における国の責任を明確にします。

現在、派遣労働者などで1年未満の雇い止め規定がある場合などは雇用保険に入ることができません。求職中の職業訓練との連携強化とともに、雇い止め規定の有無にかかわらず、雇用保険の被保険者となるよう雇用保険法を改正し、派遣労働者のセーフティネットを拡充します。

非自発的失業者について、失業後1年に限り、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できる措置を設けます。さらに能力開発支援プログラムへの参加を要件とする長期失業者等への支援制度を創設するなど、雇用保険と生活保護との間をつなぐセーフティネットを整備します。

こうしてすべての人が雇用保険や社会保険、生活保護などのセーフティネットに支えられ、社会的に排除されることのない仕組みを再構築します。

仕事と家庭の両立支援

育児休業制度を利用しやすくすることに加え、職場復帰後に活用できる多様な子育て支援メニューを整備します。子どもを育てながら安心して働けるように、長時間労働の解消、年次有給休暇の完全消化など働き方を変革するとともに、子どもの看護休暇の普及、妻の出産後の男性の産後休暇、父親の育児休業取得の促進、勤務時間の短縮制度の請求権化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得の保障などを推進します。また、情報通信機器等を活用した自宅での勤務(テレワーク)について、情報保護など設備・技術に関する支援、労働時間の管理や業績評価についてのルールづくりを行います。

募集・採用における年齢差別禁止

労働者の募集および採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を確保します。民主党の「募集・採用における年齢差別禁止法案」を受けて、改正雇用対策法に募集・採用に係る年齢制限禁止の義務化が盛り込まれました。この規定の実効性を高め、バブル崩壊後に長引いた「就職氷河期」に学校を出ても就職できず、正社員を希望してもパートやアルバイトの仕事にしかつかなかった世代、あるいは出産・育児や復学などのためにいったん離職し、再就職を目指す人たち、働く意欲のある高齢者などの雇用機会を増やします。

ワークライフバランスの実現

(※p.5参照)

農林水産

所得補償制度の導入による 農業経営の安定化

国民生活に必要な食料を生産する農業者の経営安定が図られ、農村集落の維持が図られるよう、「農業者戸別所得補償制度」を創設します。

政府が導入した品目横断的経営安定対策は、一部の大規模農家などに限定した選別政策であり、これでは農村地域社会は損なわれ、食料の安定供給、自給率向上もおぼつきません。民主党はこれを抜本的に転換し、国内農業生産の確保・増大を図り、地域社会の維持・発展を図るため、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・雑穀・菜種・飼料作物など販売価格が生産費を下回る農産物を対象に、これらの農産物を計画的に生産する販売農業者に対して、生産費と販売価格との差額を基本とした補てんを行います。交付金の交付に当たっては、品質、流通・加工への取り組み、経営規模の拡大、環境の保全に資する度合い、主食用の米に代わる農産物(米粉用、飼料用、バイオ燃料用の米を含む)の生産の要素を加味します。

これにより、現状の農地が維持されるとともに、農家が農業を持続できる条件が整備され、食料の完全自給への取り組み、食の安全・安心の確保、農業の持つ多面的機能の維持、農村地域社会の維持・活性化が図られます。

畜産・酪農についても、その特徴を踏まえ、農業者戸別所得補償制度の仕組みを基本にした「畜産・酪農所得補償制度」を創設します。また、輸入飼料から自給飼料を中心とする体制へ転換を図るため、適地適作による自給飼料生産や地域条件に応じた放牧の推進、食品残さの飼料化等を推進します。

また、野菜・果樹について新たな振興策を講じます。

さらに、現下の生産資材価格の高騰にかんがみ、所得補償制度が構築されるまでの間、肥料・飼料等価格高騰に対する緊急対策を実施します。

なお、農産物の国内生産の維持・拡大と世界貿易機関(WTO)における貿易自由化協議および各国との自由貿易協定(FTA)締結の促進とを両立させます。

農山漁村の「6次産業化」

農山漁村では、地域資源を活かした基幹産業である農林漁業を中核として、加工・製造業、卸・小売業、飲食業、情報サービス業、観光・宿泊業など、さまざまな産業が営まれています。

こうした農山漁村において、①農林漁業サイドが加工(2次産業)や販売(3次産業)を主体的に取り込むことや加工・販売部門の事業者等が農林漁業に参入することによる「農林漁業の6次産業化」②農山漁村という地域の広がりの中で集落等による1次・2次・3次産業が融合した新たな取り組みを通じた「農山漁村の6次産業化」——を実現し、地域における雇用と所得を確保します。そのため、財源と権限の地方への移譲、金融・税制・補助金・規制の見直し等を総合的かつ一体的に実施します。

これにより、地域の自立した経済圏を確立し、付加価値の多くの部分を地域に帰属させます。

このような6次産業化の促進を通じて、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を実現するための所要の法律案を早期に提出します。

バイオマス関連産業の育成

日本では環境汚染や地球温暖化といった環境問題はますます顕在化しつつありますが、バイオマス(*)の利用は燃料・資材と多岐にわたること、バイオマスは利用の余地が大きいエネルギー資源であること、地域で生産可能なエネルギー資源であることという特性を活かせば、環境調和型・資源循環型社会の構築が可能となります。このため、バイオマス関連産業を、21世紀を担う日本の戦略的産業として位置づけ、また、農山漁村が大量のバイオマス資源を産出する条件に恵まれた地域であることにかんがみ、これらの地域においてバイオマス関連産業を育成します。

*バイオマス：生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

教育、医療・介護の場としての農山漁村の 活用と定住人口・交流人口の増大

農山漁村における安らぎ・癒し、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身障害の回復・機能向上、健康の維持・増進等農林漁業など農山漁村が有する多面的機能に着目して農山漁村を教育、医療・介護の場として活用します。

一定期間、農山漁村に滞在して実践する農林漁業体験、自然体験を学校教育のカリキュラムに明確に位置付けることにより、豊かな人間性と創造性を備えた将来世代を育成します。

さらに、自然と調和して活力にあふれた農山漁村を目指し、農山漁村地域が「創意・工夫」を発揮し得る土地利用制度を確立します。

直売所、観光農園、グリーンツーリズム(農山漁村滞在型余暇活動)、クラインガルテン(滞在型市民農

園)、農山漁村の教育、医療・介護の場としての活用等に係る施設整備・都市部への情報発信について支援します。

総合的な農山漁村の活性化

わが国の農山漁村は、小規模・大規模、専業・兼業等多様な担い手が重層的に織りなすことで、伝統文化や環境を守り、良好なコミュニティを維持し、国土保全、水源かん養、水質浄化、気候緩和等の多面的機能を発揮しています。そのため、小規模な農業生産でも、子を産み、育て、安心して生活できるように、就業機会の拡大、教育・医療サービスの向上、公共交通機関へのアクセスの確保などによる定住条件の向上を進める等総合的な農山漁村活性化策を講じます。また、農山漁村が発揮する多面的機能は農林漁業の担い手以外の国民全体が享受することから、こうした多面的機能を発揮させる取り組みへの対価として支援措置を講じます。

その一環として、地方分権を進めるとともに、高齢者も含めた多様な人材を活用して、地域を活性化します。

農山漁村を支える女性の支援

農村女性は、農業就業人口299万人の5割以上を占めるなど、農業や地域の活性化に重要な役割を果たしています。こうしたことから、農山漁村における女性が、農地を取得したり、その他のビジネスを起業したりすることを積極的に支援するとともに、農山漁村子育て支援ヘルパー制度の創設を行います。また、農山漁村において女性の声をより反映させるため、農協、森林組合、漁協等の理事、農業委員、土地改良区理事について地域の実態に合わせて女性登用の数値目標を設定し、その実現に努めます。

食料の完全自給への取り組み

食料の需給はひっ迫の可能性があり、もし天候異変などによる不作が起これば、最初に経済力の弱い途上国の食料調達が困難になります。日本の経済力が継続し、供給物があれば食料を輸入することもできますが、世界全体の食料需給安定のためには、各国が一定の食料自給率を維持することが最も重要です。実際に先進5カ国(日・英・米・独・仏)では、イギリスの70%を除けば80%台半ばから130%近くの自給率を確保し、国民への食料供給に責任を持っていますが、現在、日本の食料自給率は40%にすぎません。農政を抜本的に転換することにより、主要穀物等の完全自給を目指します。

水田の持つ機能のフル活用および米の棚上備蓄体制の確立

食料安全保障の観点から、減反を大幅に減らすため、主食用に加え、米粉用、飼料用およびバイオ燃料用等主食用以外に利用される米について計画的な生産・流通を推進します。また、米の備蓄方式を「棚上方式(*)」に転換し、300万トン(国内産に限らず)体制を確立します。

*棚上方式:米を一定量保有し、不作等により備蓄米を放出する機会がない場合、一定期間経過後に主食用以外の飼料用などとして販売する方式。

食の安全・安心の確保

わが国の消費者は、BSEや相次ぐ食品偽装事件等を経験し、食の安全・安心に強い関心を持っています。そのため、まず、食品をめぐる事件・事故に対して適切な対応ができていない現状を改革するため、リスク評価機関である「食品安全委員会」の機能を強化するとともに、農林水産省と厚生労働省に分かれているリスク管理機能を一元化した「食品安全庁」(仮称)を創設します。また、加工食品や、外食における原料原産地表示を義務化するとともに、食品のトレーサビリティ(流通経路情報把握制度)を拡充・徹底し、問題が発生した場合には、食品の回収や原因究明等を迅速に行えるようにします。これらを実現するため、民主党が提出した「食の安全・安心対策関連3法案」の早期成立を目指します。

さらに、全国的なレベルで地産地消(そこでできたものをそこで食べる)、旬産旬消(その時できたものをその時に食べる)を推進します。特に、地域の農林水産業の実情と重要性を子どもたちに教えるためにも、学校給食において実施します。

輸入検疫体制の強化・拡充

わが国は、食料の6割を輸入に依存しており、輸入食品の届出件数は近年急激に増加しています。食の安全の観点から、輸入食品についても、輸入先国が日本と同等の食品安全基準や動植物検疫基準を遵守することを輸入の条件とします。また、食料輸出国における食の安全確保体制については、主要な輸出国に輸入国の立場から調査を行う国際食品調査官(仮称)を配置するとともに、トレーサビリティ等とリンクすることにより輸入検疫体制の強化を図ります。これによって、基準値を超える残留農薬等に汚染された食料の国内流入を防ぎます。さらに、輸入食品の検疫体制について、現在は全国31カ所の検疫所でわずか約300人の検査官が配置されているだけであり、わずか5%のモニタリング検査をしているにすぎないことから、わが国の国境における食品検疫体制を大

幅に拡充・強化します。

輸入牛肉に対する トレーサビリティの義務付け

米国における牛の月齢管理や飼料規制等の実効性、輸出プログラムの遵守は疑問視されています。米国産牛肉の輸入条件違反が確認された場合には、輸入の全面停止を含め直ちに適切に対応します。また、国民の食の安全・安心を守り、消費者の選択権を保障するための、牛肉やその加工食品等についてBSE検査済の表示と原産地表示の義務化を実現します。さらに、輸入牛肉についても国産牛肉と同様のトレーサビリティを義務付けるため、民主党が提出した「牛海綿状脳症対策特別措置法」(BSE対策法)の早期改正、「輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」(輸入牛肉トレーサビリティ法案)の早期成立を目指します。

なお、国内のBSE対策として、2008年、打ち切られた全頭検査に対する国庫補助金の復活を図ります。

農地制度の改革

幅広い農業者を確保し、農業の一層の振興を図るため、農地制度については、できるかぎり参入規制(入口規制)を緩和するとともに、農地の権利を有する者の耕作義務の明確化や転用規制(出口規制)の厳格化により、意欲のある多くの者が農業に参入できるようにすることを基本とした抜本的な改革を進めます。

当面は、現行農地制度の基本構造は維持し、「耕作者主義」を堅持します。耕作放棄地が一定期間内に解消されない場合には直ちに特定利用権を設定します。所有者が分からなくなった耕作放棄地については、事務管理の法理を応用し、「耕作放棄地管理」の仕組みを導入します。農業生産に精進する意欲と能力のある農外法人については、農地の有効利用の責務の遵守を条件として、農用地区域以外の農地において、利用権の設定を推進します。また、農業を实践したいというサラリーマンや定年退職者などが増えている状況を踏まえ、市町村が指定する一定区域において農地取得の下限面積要件を撤廃します。

農地面積の確保

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源です。ところが、農地面積は、1961年の609万haをピークに減少し続け、2007年には465万haへと40年余りの間に130万ha以上減少しましたが、その大きな要因は転用と耕作放棄によるかい廃です。このまま放置すれば、食料自給率の向上はおろか、わが国の食料安

全保障の観点からも由々しき事態になりかねず、農地の確保と有効利用に積極的に取り組む必要があります。そのため、まず食料自給率目標の達成と食料自給力の確保のための必要な「農地総量」を明示し、転用許可制度の趣旨に沿い、しっかりとした土地利用計画策定とその厳格な運用によって、無秩序な転用を防止するとともに、耕作放棄地対策を強化します。

環境保全型農業の推進

持続的な農業生産を続けるためには、各地域において気候・土壌等の自然条件に合ったバランスのとれた農業生産形態が必要です。このため、有機農業については、2006年の165回臨時国会に民主党がリードして成立した「有機農業の推進に関する法律」の積極的な推進を図るほか、環境保全型農業を地域において計画的に推進し、農業形態を徐々にバランスのとれた農業生産形態に変えていきます。また、現在バラバラになっている家畜排泄物や廃棄物のリサイクル、環境保全型農業の導入について、法体系の一本化を図るとともに、統合的・一体的な施策の推進を行います。また、農業農村整備事業(農業公共事業)については実施地区の重点化を行うとともに、環境を重視した事業を展開するものとします。さらに、環境保全型農業の取り組みを促進するため、所得補償制度において環境加算を実施します。

また、これらを推進する人材の育成のため、環境と調和した農学・生物系の研究を大幅に拡充・強化します。

都市型農業の振興

消費地である都市近郊の農地で生産された農産物を都市に供給することは、食卓と農地の距離(フードマイレージ)の短縮、鮮度の維持、輸送にかかるコストの軽減といったメリットがあります。また、都市の農地は緑地帯としての役割を果たすという生活環境に関する効用や、食品廃棄物の飼・肥料化によるリサイクルについては都市近郊農業の方が取り組みやすいという利点があります。こうした都市型農業のさまざまな役割に着目し、その振興を進めます。

木材自給率の向上

森林資源に恵まれた日本は、かつて木材のほとんどを自給していましたが、輸入自由化や円高の進行による輸入増の結果、自給率は18%にまで落ち込みました。これまで木材価格の低迷と森林管理コストの増大により森林経営は採算が悪化した結果、戦後植林された多くの森林が間伐等の管理がなされないまま放置されています。

しかし、近年は外材価格の上昇による輸入量の減

少や加工技術の向上等による国産材供給量の増加等に伴い、2007年の自給率は約23%に回復し、3年連続で向上しています。こうした国産材需要の増大という現在のビジネスチャンスを活かし、林業を基点にした地域再生を現実のものとするため、持続可能な森林経営の観点から民主党が2007年6月に策定した「森と里の再生プラン」を実施し、木材生産量を、10年後には、1960年代の生産量である5000万 m^3 /年近くまで拡大し、自給率50%とすることを目指します。

また、森林の有する多面的機能と林業の持続可能な経営を確保する観点から、適切な森林管理を行う者に対し直接支払制度の導入を検討します。

なお、多額の累積債務を抱える国有林野事業については、国有林野を国民共通の財産として適正に管理するとともに、国有林野の役割を一元的かつ総合的に果たしていくため、その在り方を抜本的に見直します。

林業、木材関連産業等地域産業の活性化

放置された森林整備のために、森林組合による林業の団地化、高規格・高コストの林道に代え作業道等の路網の整備と高性能機械の導入により、伐採コストの低減を図るとともに、森林の管理・経営を担うフォレスターの養成を行います。また、間伐・再造林義務付けと長伐期化により、森林資源の持続的利用を可能にします。

木材関連産業は、木材がかさばり重いことから、森林の近くに展開される典型的な地域資源立地型産業であり、中山間地域でも中心となりうる産業です。木材加工業、住宅産業、紙パルプ産業等への国産材利用を推進するため、需要に対応した製材工場の効率化や木材流通体制の整備による流通コストの大幅引き下げ、建築基準法等の規制の見直しによる国産材の優先活用を図ります。

中山間地域を中心とする 100万人の雇用拡大

木材の生産・加工・流通体制の大胆な見直しにより新たな生産体制を構築し、森林の整備等緑の雇用の拡大、木材加工業の活性化、公共事業の縮小により疲弊している工務店等建設業の雇用の拡大、グリーンツーリズム・エコツーリズム等観光業の振興を図ります。

さらに、こうした木材生産体制を支えるためのソフト面での高付加価値型サービス、木質バイオマスを中心とする自然エネルギー産業や地球温暖化に対応した森林環境ビジネスを促進します。

また、さまざまな公益的機能を持っている森林を

効果的かつ早急に再生するために、①林野行政と環境行政を一体的に推進する②天然林の育成を進める③森林施業の条件を整備し効率的に実施する④森林による水害防止効果や地球温暖化防止効果を向上させるために、治山治水事業を隠れ蓑とした環境破壊型公共事業を縮減し、環境・緑を守る持続可能な公共事業(=みどりのダム事業)に転換する——を積極的に進めます。なお、これらの施策と併せ、河川の自然再生事業を積極的に進めます。

これらにより、雇用機会の限られる中山間地域において、100万人の雇用を創出し、過疎化をくい止め、地域に若者を呼び戻すとともに、太陽光(熱)、風力、地熱、小水力に加え、木質バイオマスの利活用等による持続可能な自然エネルギー素材の供給という新たな役割の分担による山村の活性化を推進します。

わが国の「住」の生活様式の復活による 「木の文化」の再生

近年、環境や健康などに対する関心が高まり、住宅も、かつてのただ単に住むための住宅から快適にくつろげる住宅、健康で豊かな時間を過ごせる住宅、そして環境や景観に配慮した住宅へと関心が移りつつあります。また、21世紀には地球環境に優しい生き方が求められることから、食の世界で地産地消、旬産旬消が定着しつつあるように、住の世界でも木の地産地消、顔の見える木材による家造り(ウッドマイレージ*)を少なくする)が必要です。

このような木造家屋への回帰や国産材(地域材)へのこだわりに応え、世界に誇る「木の文化」を再評価し、伝統的な日本文化を支えるため、公共的建築(学校、官舎等)への地域材(都道府県産材、市町村産材)使用の推進などの対策を推進します。

*ウッドマイレージ:木の輸送距離

漁業の振興(資源管理漁業の重視)

わが国は世界最大の水産物輸入国であり、水産物の自給率は62%まで落ち込んでいます。また、水産物の世界的な需要が高まるなか、他国との購入競争に敗れる「買い負け」や国際的な資源管理の強化などによる国内供給への影響が懸念されています。このため、資源管理の徹底と漁業経営の活性化を図る観点から、個別の漁業者ごとに漁獲量の割当を行う個別TAC(漁獲可能量)方式の導入を行うとともに、資源管理計画に即した漁業生産を推進し、そのいずれかの対象となる漁業者に対する所得補償制度の創設を検討します。また、資源管理等の施策と併せて、わが国と競合する漁場を有する国からの輸入について合理的な規制を行います。

なお、現下の燃油価格の高騰によりわが国漁業の

崩壊が懸念される状況にあることを踏まえ、経営の安定を図るための緊急対策を実施します。

また、魚介類の産卵場である「海藻による海中の森」を公共事業で造成し、水産資源の回復を図ります。さらに、漁村を活性化するため、漁村集落が行う海の掃除、稚魚の放流などの資源回復事業に対して支援を行います。

経済産業

中小企業憲章の制定

中小企業が活力を持って光り輝き、安定的で健全な国民生活が実現するような環境を整えることを目的とした中小企業憲章を制定します。その具体的な行動指針として①人材育成・職業訓練の充実②公正な市場環境の整備と情報公開③中小企業金融の円滑化④技術力の発揮と向上⑤中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり——などを定めます。なお、この中小企業憲章は現行の中小企業基本法と異なり、経済産業省・中小企業庁のみならず、文部科学省、総務省、厚生労働省をはじめ政府全体を挙げて、経済政策の中心として中小企業対策に強力に取り組むための基本方針とします。

中小企業支援策としての 人材育成・職業訓練の充実

高度な技能を持つ「ものづくり人材」を育成するため、大学との連携を通じた職業能力開発に対する支援を行います。学校教育のあらゆる段階で、早い年齢から、勤労の尊さと企業家精神の重要性について学ぶ機会を提供するとともに、専門学校・各種学校の役割を重視し、社会人が生涯を通じて高度な技能を習得できる場として積極的に活用できるようにします。

公正な市場環境の整備・ 「中小企業いじめ防止法」の制定

不当販売や優越的地位の濫用による「下請けいじめ」を防止するため、「中小企業いじめ防止法」を新たに制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止するとともに、独占禁止法の厳格な運用を行い厳正に対処します。さらに、公正取引委員会の機能強化と体制充実を図ります。

あわせて、課徴金制度や審判制度の見直し等、独占禁止法の抜本的な改正に取り組みます。

中小企業金融の円滑化

融資の際に、不動産担保・人的保証に過度に依存することのないような資金調達体制の整備、安定的な資金供給を受けられるような多様な資金チャンネルを創設するとともに、政府系金融機関については個人保証を撤廃します。貸し渋り・貸しはがし対策として、中小企業向け融資について金融機関に対する指導監督を強化します。原油価格高騰の影響を受けている中小企業に対し、10兆円規模の特別信用保証制度を実施します。

「地域金融円滑化法」を制定し、地域への寄与度や中小企業に対する融資状況などを金融機関が情報公開するルールを設定します。

中小企業の技術力の発揮と向上

中小企業の技術力と大企業や外国企業のニーズとのマッチングを効果的に行う環境を整備します。中小企業の培った技術力が次世代に適正に継承されるよう、税制の見直しなどの環境を整備するとともに、IT、バイオ、ナノテク、環境、エネルギーなどの先端分野に対する科学技術研究費を大幅に増やします。

中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり

中小企業経営者と行政関係者と金融関係者による政策協議の場を設けるなど、中小企業経営者の声を中小企業政策の企画立案および政策評価に反映させるシステムをつくりまします。

地域の産業と雇用を守る 中小・小規模零細企業支援税制

中小企業にかかる法人税の軽減税率を当分の間、半減します。特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置は廃止します。

事業承継税制については、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の確実な運用を図るとともに、個人事業者の事業承継円滑化を促進するための支援を強化します。

中小企業支援予算3倍増

5000億円の中小企業支援予算を実現します。内訳として、現在の中小企業対策予算約1650億円に加えて、最低賃金大幅引き上げによる財政上・金融上の措置を実施するための予算約2000億円、中小企業の研究開発力の強化のための予算約480億円、などの予算措置を実施します。

地域経済の活性化

個別補助金の廃止と一括交付金化、権限の移譲など実質的な地方分権を実現することで、経済、文化、

教育等の各分野で企業・人材の地方定着を促します。自治体が権限・財源を備えることで、地場の中小企業の研究開発促進、地域の伝統的な文化・技術の活用促進などに対する税制上の優遇措置や地域ファンドの体制整備など地域ニーズに応じた施策の迅速な実現、情報の発信・集積能力の向上を進め、地域経済や地域の中小・零細企業の活力を高めます。

中心市街地・商店街の活性化

地域コミュニティ再生のため、商店街の活性化を支援します。1階に商店街、2階以上を高齢者向けケア付き賃貸住宅とする複合建築物の建設なども含め、「商住一体のまちづくり」を進めます。託児所、駐車場・駐輪場等を整備し、消費者が気軽に商店街に出かけられる環境を整備します。起業家のためのS O H O (在宅勤務の小規模オフィス)活用や行政窓口設置により、空き店舗や空き地の利用を進めます。後継者不足に苦しむ商店街の新たな担い手育成を支援します。

都市景観の向上、防災施設や情報通信基盤の整備、電線の地中化等を促進し、美しいバリアフリーな商店街をつくります。

商店街に立地する大型店やチェーン店等の積極的な地域貢献活動参画を奨励します。

知的財産立国の実現

国際競争力の強化、科学技術振興を図るために、知的財産権の強化に取り組みます。「知的財産基本法」をさらに具体化し、中小企業・ベンチャー企業に対する支援強化、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、地域をはじめとする産学の連携強化、研究開発予算の見直し、研究者の意欲向上につながる環境の改善、T L O (技術移転機関)の充実、模倣品対策や特許権侵害対策の強化を進めます。

起業・ベンチャー支援

ベンチャー企業の立ち上げを容易にすると同時に、中小企業などの技術開発を促進する制度を導入します(日本版S B I R制度の改善やS T T R制度の導入(*)。ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度の導入やエンジェルネットワークの設立・運営を支援します。また大企業からのスピアウト(リストラをきっかけとした開業等)に対して「特別融資枠」を設定することを含め、総合的な起業支援策を講じます。これらの施策を通じ、「100万社起業」を達成します。産業の競争力を再生するためのシステムをつくります。

*日本版S B I R制度/S T T R制度：いずれも中

小ハイテク・ベンチャー企業への補助金制度。

ものづくり政策の推進

わが国の製造業が国際競争力を維持していくためには、製造現場における「ものづくり力」をさらに向上させていくことが重要です。「ものづくり人材」の確保、熟練技能者の退職に伴う技能継承教育の推進、研究開発投資の促進、知的財産の利用促進などの支援を行います。

事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保

現行の事業規制はすべてゼロベースで見直し、民間事業活動に関する規制を撤廃します。他方、公正競争の環境が確保されるように、制度・組織の整備を推進します。すべての官業を納税者・生活者の視点で徹底して効率化し、質の向上を図ります。

I T、バイオ、ナノテク、環境・エネルギーなどの先端技術分野における研究者・技術者の質的・量的不足の解消に向けて、集中的に施策を展開し、民間経済の成長・拡大を支えます。

貿易・投資の自由化を主導

W T O (世界貿易機関)において貿易・投資の自由化に関する協議を促すと同時に、アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との投資・労働や知的財産権など広い分野を含むE P A / F T A (経済連携協定/自由貿易協定)締結を推進します。W T Oの理念との整合性を求めつつ、国際競争力強化の切り札として、アジアに向けて開かれた日本の実現のため、一元的・一体的な交渉窓口をつくります。

農業を含む政策を根本的に見直すことで、わが国が通商分野で国際的に主導権を発揮する環境を整えます。

W T O交渉の早期妥結

自由で多角的な貿易体制を目指すW T Oドーハラウンド交渉において、農業・N A M A (非農産品市場アクセス)のモダリティ(*)合意を目指した閣僚級会合が決裂しました。各国の利害や意見調整が難航し、多国間合意形成方式の限界が指摘される一方で、グローバル・ルールの策定、紛争解決制度の充実など、国際貿易における信頼性・安定性を確保する役割がより重要になっていることも事実です。交渉の早期妥結に向け、日本がリーダーシップを果たすよう努めます。また、W T Oの機能をさらに充実させるため、W T O協定に労働基本権、環境条項などに関わる社会条項が盛り込まれるよう努力します。

*モダリティ：関税削減等に関する方式

EPA／FTA

EPA／FTAは、世界経済や産業構造、雇用との関わりなど、多くの面において重要な影響が及ぶことから、将来の国家像を見据え、国際競争力強化の切り札と位置づけます。WTOの理念との整合性を求めつつ、アジアに向けて開かれた日本の実現のため、一元的・一体的な交渉窓口をつくります。食の安全・安定供給、食料自給率の向上を図りながら、積極的に推進します。

セーフガード発動の弾力化

貿易自由化に加えて、新ラウンドの交渉対象となったダンピング防止措置などの貿易ルールも含む幅広い分野についても議論を促進し、貿易制限的な措置や知的財産権侵害が恣意的に発動されないよう規律強化を求めていきます。また、急激な輸入自由化等により深刻な影響をこうむる場合には、WTO協定で認められる範囲内で、TGS（繊維セーフガード）をはじめとするセーフガードが十分に機能するよう、発動手続きの弾力化などに努めます。

エネルギー

エネルギー安定供給体制の確立

エネルギーを安定的に確保する「エネルギー安全保障」の確立は、国家としての責務です。このため、長期的な国家戦略を確立・推進する機関を設置し、一元的に施策を進めます。

また現在、日本のエネルギー自給率は原子力も含めて16%にすぎず、先進国では最低水準にあることから、自給率の目標を2030年に30%、2100年には50%とします。

安定的な経済成長を図るため、エネルギーやレアメタル（希少金属）等、資源の安定確保に向けた体制を確立し、資源保有国に対する戦略的な外交を強化します。

新エネルギー・省エネルギー技術の推進

持続可能な成長と地球温暖化防止の両立を図るため、環境対策技術の開発を推進し、新エネルギー、省エネルギー技術を活用した新産業を創出します。特に、風力、太陽、バイオマスなど再生可能エネルギーの1次エネルギー総供給に占める割合を、EUの導入目標をふまえて大幅に引き上げ、2020年までに10%程度の水準の確保を目指します。

天然ガス、石油、石炭、原子力に加え、再生可能エネルギー、燃料電池など未来型エネルギーの普及開発

によるエネルギー供給源の多様化を促進し、総合的なベストミックス戦略を確立します。

また、環境やエネルギー利用効率化における新エネルギー、省エネルギー技術の移転普及による国際協力を積極的に推進します。

「国際エネルギー効率化計画2030」の実現

分野別のエネルギー効率の向上度合いの数値目標を設けるとともに、その実現のため、技術協力する国際的な枠組みとして「国際エネルギー効率向上計画2030」を提案します。

京都議定書の不参加国である米国、中国等に参加を促し、国際的なエネルギー価格の高騰を抑える土壌を築くとともに、実効性のある温室効果ガスの削減に向けた国際協調体制を築きます。

原子力政策に対する基本方針

原子力利用については、将来展望を持ち、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、国際社会と連携協力して着実に取り組みます。

原子力発電所の使用済み燃料の再処理・放射性廃棄物処分は、事業が長期にわたること等から、国が技術の確立と事業の最終責任を負うこととし、安全と透明性を前提にして再処理技術の確立を図ります。また、国による原子力政策への説明責任の徹底を図るとともに、関連施設の立地自治体の十分な理解を得るため、国と自治体との間で十分な協議が行われる法的枠組みをつくることも含めて検討します。

安全を最優先した原子力行政

中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所被害や過去の原子力発電所事故を重く受けとめ、原子力に対する国民の信頼回復に努めます。安全性を最優先に考え、万一に備えた防災体制と実効性のある安全検査体制の確立に向け、現行制度の抜本的な見直しを図ります。安全チェック機能の強化のため、国家行政組織法第3条による独立性の強い原子力安全規制委員会を創設するとともに、住民の安全確保に関して国が責任を持って取り組む体制を確立します。また、原子力発電所の経年劣化対策などのあり方について、議論を深めます。

設備・機器に対する検査、さらには“ソフト面”も考慮したいわゆる「品質保証型」の検査も含めた厳正な検査体制の運用、現行の曖昧なトラブル等報告基準を抜本的に見直し事故・トラブルを原則的にすべて公開することなどの「原子力情報公開ガイドライン」の早期具体化などを実現します。

原油価格高騰への対応策

原油価格の高騰により、国民生活および社会経済が深刻な影響を受けています。緊急経済対策として、道路特定財源暫定税率の廃止、高速道路無料化の他、中小企業向けに10兆円規模の特別信用保証実施や既往借入の返済繰り延べ、漁業・農業対策としてA重油購入費補てん、営業用トラック燃料の安定供給確保、離島・半島・過疎地の公共輸送機関への助成、離島における揮発油税免除を実施します。太陽光発電など家庭用省エネ・新エネ機器設置や技術開発支援に4600億円規模の助成・投資を行います。あわせて、石油備蓄制度を抜本的に見直します。

また、投機マネーに対する監視強化、国際連帯税の検討などを国際社会に提案します。

国土交通

地方の特性を生かした国土政策

現行の画一的・縦割的な地域振興関係諸法を改め、地域独自の事情や特性に対応した振興策を実施します。地方分権の推進や都市と農山漁村との連携を図り、地域の自立化・多様化を実現し、安全で安心して生活ができる国土形成を目指します。

農山漁村は、超高齢化と若年労働者の流出が進み、過疎化による地域コミュニティ喪失など地域社会の崩壊や、農地・林地などの国土荒廃が進行しています。水源確保や土砂流出防止などの国土環境の保全機能や、伝統文化や自然との共生等の文化・レジャー機能の充実など、多種多様な機能を生かすための支援策を展開します。

一方、都市部では、密集市街地の形成や交通渋滞の発生など負の遺産が解消されていません。中心市街地の空洞化問題や大規模地震など激甚災害のリスクを解消することを重点とします。

島嶼部の揮発油税免除など過疎地域対策

過疎地域にふさわしいインフラ整備やコスト軽減に資する施策を推進します。

過疎地域は、人口減少が著しく、全国平均を上回る高齢社会ですが、面積では国土の半分強を占めています。道路等のインフラ整備の他、携帯電話やケーブルネットワークなどIT技術等を活用して高齢者に対する生活支援策を拡充します。

交通基盤整備などの公共事業については、都市部と過疎地域の格差が解消されていない状況にあります。今後は公共事業のみに頼ることなく、各地域が特色を活かし自立的に発展していくよう、地方分権の

一層の推進に重点を置いていきます。

また、島嶼(とうしょ)部では、公共施設・設備等が十分に整備されず、本土への交通にもコストがかかることから、物価高を強いられています。島民の不便、本土との物価格差を緩和するため、島嶼部の経済活動に係る揮発油税を免除します。

地域活性化に立脚した観光政策

地域・住民を観光の主体とするとの民主党の要求を全面的に盛り込み、2006年の165回臨時国会で超党派議員立法として成立した「観光立国推進基本法」を基本に観光政策を推進します。

各地域の魅力向上に向けた街づくり、景観形成、農山村や里山づくりなどを進め、地方公共団体と地域住民が主体となった観光政策への取り組みを支援します。

各地域の歴史や伝統・文化、さらには貴重な自然の保全と活用を進め、同時に住民が学ぶ機会を提供します。休暇・休日制度を見直し、より柔軟に休暇を取得できる仕組みをつくって休日の分散化を進めるとともに、総合的な交通体系の整備を進めます。そして、景観に配慮した街や交通施設、国内外からの観光客の視点に立った観光政策を推進します。

民主党の要求によって2008年10月に発足した観光庁については、文化の視点も加味し、観光立国の実現に関する施策の推進を総合的、効果的かつ効率的な運営を行います。

人にやさしい地域主権のまちづくり

これからは画一的なまちづくりではなく、それぞれの基礎自治体が街の特性を活かしたまちづくりを推進できるようにするため、地方分権・地域主権の確立が不可欠です。そのためにも自治体への大幅な権限と財源の移譲を後押しします。

道路や施設などインフラ整備のハードづくりと、土地の名産品や祭りなどコミュニティを盛り上げるソフトづくりを最適に組み合わせ、住民・NPO参加による行政等の運営を行い、「人の温かさが感じられる」まちづくりを進めます。

新たな発展を続ける大都市と商店街の空洞化、人口の過疎化や社会基盤整備の衰退などに直面する地域との格差拡大の解消に努めます。

現在の法体系を抜本的に見直し、建築基準法の単体規制への特化、大胆な地方分権を前提として都市計画法をあまねくすべての地域を対象とする「まちづくり法」に改変、景観・まちづくりの基本原則を明記した「景観・まちづくり基本法」の制定などにより、コミュニティと美しく活気あるまちの再生・保全を図ります。

少子高齢化など社会環境に対応したまちづくり

少子高齢化社会、人口減少社会に配慮したまちづくりを進めます。2006年の164回通常国会で「交通バリアフリー法」と建築物に関する「ハートビル法」は統合が実現しました。さらなる改善が必要であると考え、民主党は修正案を提出しました。その内容は、①「移動の権利、社会参加の機会」の保障②「総合的・計画的な移動円滑化の実施」を規定③高齢者・障がい者などの意見を反映する仕組みと利用しやすい施設の整備④関連施設利用については車いすの利用を拒むことができない——などです。移動制約者の自立と社会参加の促進のため、民主党は今後も引き続きバリアフリー社会の実現を働きかけていきます。

環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正

下水道整備が各自治体の大きな負担要因になっているとの認識に立ち、硬直的な接続義務を見直す法案改正を行い、下水道に偏重した汚水処理対策を正します。

合併浄化槽は、汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、過疎地域において経済効率において優れていること、循環型社会の形成に寄与する機能を有することが指摘されています。

しかし、下水道事業が供用されると、合併浄化槽のある世帯でも下水道に接続することが義務化され、家庭は合併浄化槽使用時の費用より高い下水道使用料金を支払うこととなります。

民主党は、「下水道法等の一部を改正する法律案」を2008年の169回通常国会で参議院に提出しました。その内容は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じるというものです。

多様なニーズに応じた住宅政策

持ち家偏重ではなく、借家も含め、国民の多様なニーズに応じた住宅政策を展開します。

2007年の166回通常国会で、民主党も加わり超党派で成立させた「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進法」を活用し、高齢者が公営住宅、都市機構など公的賃貸住宅に安心して住み続けられるよう住まいのセーフティネットづくりに努めます。

質・面積ともに低く抑えられてきた賃貸住宅の充実促進を誘導するとともに、中古住宅の流通促進、住宅ローン証券化、リバースモーゲージ(高齢者が持ち家を担保に生活資金を借入れること)、ノンリコース

(担保不動産の価格以上には返済を求めない融資)、職住接近のまちづくりなどを進めます。また、住宅や住環境の質向上を図るための法制度について検討します。

さらに、景気対策の視点からも、リフォーム、耐震・改修工事、環境に配慮した住宅を重点に住宅ローン減税を拡充します。住宅取得のための生前贈与、地元企業発注や国産材使用について税制上の優遇を行います。地方自治体の予算支出事業、調達業務における地元企業発注比率の目標値を定め、地場建設産業などの活性化を図ります。

安全・安心な住宅

安全・安心な住宅と建築現場の活力向上が両立するよう、法体系の抜本見直しも含め、最適な建築制度のあり方を追求していきます。

耐震偽装問題は、国民に大きな不安を与えました。民主党は、2006年の164回通常国会には、①建築の最終確認は「行政」が行うこととし行政の実務能力をアップさせる②設計・施工・管理を分離する③建築事務所の開設を建築士に限る④建築士会への強制加入を義務化する⑤建築に関与したすべての人をリスト化し公開する⑥広告に保険加入の有無を表示させる——ことを盛り込んだ法案を提出しました。

しかし、政府が取り組んだ改正建築基準法は建築現場を無視した硬直的な内容で、住宅着工の遅延を引き起こすなど、「官製不況」を招来しました。民主党は①「構造計算適合性判定制度」の充実・改善②確認申請・検査フローの見直し等③既存建築物の増改築の基準見直し——などの緊急対策を実施するよう政府に求めてきました。

また、リフォーム詐欺対策などと合わせ、住宅業界における悪徳業者の排除、各種制度の改善に取り組みます。

交通基本法の制定

「交通基本法」を制定し、国民の「移動の権利」を保障し、新時代にふさわしい総合交通体系を確立します。

日常生活に欠くことのできない安全・安心かつ円滑な移動は、高齢者や障がい者をはじめとしてすべての国民に等しく保障されなければなりません。しかし、現状では高齢者や障がい者など移動困難者の移動手段が十分に確保されているとは言い難い状態です。さらに、陸・海・空の総合交通体系も確立しておらず、縦割りで連携のない非効率的なインフラ整備が続いています。

これらの問題を解決するために、民主党は2002年の154回通常国会から「交通基本法案」を提出し続け

ています。その内容は、①国民の「移動の権利」を明記する②国の交通基本計画により総合的な交通インフラを効率的に整備し、重複による公共事業のムダづかいを減らす③環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を行う④都道府県・市町村が策定する地域交通計画によって地域住民のニーズに合致したLRT（次世代型路面電車システム）やコミュニティバスなどの整備を推進する——ものです。

各地域の特性やニーズに応じた航空政策

各地域の特性やニーズに応じた航空政策を展開します。

現在、国際拠点空港は、成田、関空、中部で、旅客ベースで日本全体の9割弱、貨物ベースで95%のシェアがあります。今後、国際的に大交流時代を迎えることを考え、この三つの空港にだけ集中させるのではなく、北海道、福岡、沖縄等の空港の機能向上に向けた空港整備を行います。

また、地方空港については、近距離の国際便、特にアジア圏内の交流を中心に、国内効率の容易性を高めるよう、総合的な航空政策を進めます。

産業政策としての物流

国際物流と国内物流の拠点の棲み分けを明確にした機動的な政策を確立します。

国際物流については、神戸港や大阪港などの関西の重要港湾を中心に、未だ阪神・淡路大震災前の取扱高に回復せず、釜山、シンガポールや香港などのアジア地域の港湾が物流のハブとしての地位を高めていることにかんがみ、日本の港湾の国際競争力回復に努めます。

国内物流については、海外から日本に到着したモノ、そして日本から海外へと出て行くモノの流れを円滑にすることと、生産地ならびに消費地としての日本の魅力を向上することに重点を置きます。

物流面での玄関口としての空港と港湾に関しては、すべての窓口において効率化を進めることを前提としつつ、特定重要港湾のうち複数の港湾、特に消費地への近接性や高規格道路等との接続性を考慮し、選択と集中の考え方のもとで特定の国際物流拠点の24時間化を進めます。なお、その他の空港および港湾は国内物流のモーダルシフトを進めます。

交通面における環境負荷の軽減

物流分野において、トラックによる輸送から、環境負荷の小さい船舶や鉄道輸送へと転換（モーダルシフト）する政策を展開します。

民主党は、荷主が輸送機関を選択する立場にあることを重視し、荷主等にモーダルシフト推進計画の

策定と実施状況の報告を義務付けることを主な内容とする「複合一貫輸送の推進に関する法律案」を2003年の156回通常国会に提出しました。これにより、効率的で環境負荷の少ない物流体系を確立します。

自転車は、環境負荷を低下させるとともに、健康増進などの点で大きな利点がある一方で、交通事故の発生、放置自転車などの問題も散見されます。自転車に係るルール・マナーの理解・順守が進むよう、自治体、民間ボランティアとも連携しつつ、安全・快適な自転車利用に向けた啓蒙活動を強化します。あわせて、自転車道の適正な整備、自転車の通行ゾーン設置に関する明確な指針づくりに努めます。商店街の空き店舗利用など駐輪場の整備を図ります。

整備新幹線

地域の活性化を図る上で、高速交通体系の整備は重要な役割を担っており、持続的な経済成長のためには、人・モノ・情報の流通量が大きく寄与するとされています。特に新幹線は、その高速性のみならず、大量輸送性、高い安全性、優れたエネルギー効率など、他の交通機関と比較して優れた機能と特性を有しています。自動車や航空機と比較して二酸化炭素の排出量も少なく、地球温暖化問題等の観点から環境にやさしい省エネ型の交通機関と位置づけることもできます。ヨーロッパにおいても、そのような観点から鉄道の評価が高まり、主要都市間を結ぶ「ヨーロッパ高速鉄道網」が整備されつつあります。

交通体系の望ましい姿は、鉄道・自動車・船舶・航空等の各交通機関が、それぞれの特性を発揮し、利用者のニーズに的確に対応できる総合的な交通サービスを提供しうる状況を確認することにあります。各地域においてどのような交通手段を整備することが最も効率的であるのかを十分考慮に入れなければなりません。

一方、国・地方の財政状況は厳しく、並行在来線の問題もあり、地域の足の確保や貨物輸送のあり方など、新幹線整備に伴って解決しなければならない問題も多くあります。

民主党は、国全体の総合交通体系を確立し、その中で新幹線整備のあり方を位置づけた上、国民の理解を得ながら整備を進めるべきであると考えます。

道路行政等の抜本改革

道路をめぐる政策を中央集権の『国のかたち』を変える突破口と位置づけ、道路その他の社会資本整備に関わる行政を根本的に改革します。

揮発油税等の暫定税率の完全廃止、道路特定財源の廃止・本則税率部分の一般財源化を図ります。国は高速自動車国道を、地方は自らが必要とする道路を

担うこととし、直轄国道、補助国道等の管理区分を見直して地方の自主性を高めます。道路特定財源を地方の自主財源とし、道路整備の権限を大胆に地方に移すことを基本とします。

そのため、①特別会計の廃止②地方財源の確保③59兆円の道路整備中期計画のゼロベースでの見直し④国土開発幹線自動車道建設会議(国幹会議)の廃止⑤道路整備における国と地方の役割の抜本的見直し⑥費用便益分析の厳格な実施を含む建設コスト・維持管理コストの徹底した見直し⑦行政経費におけるムダづかいの根絶⑧独立行政法人や公益法人など天下一団体の徹底整理——などを図ります。

高速道路無料化

高速道路は、首都高速、阪神高速を除き、原則として無料とします。多額の投資をしながら有効活用されていない高速道路を生かすことで、地方を活性化するとともに、流通コストの削減を図ります。不透明な道路特別会計や官製談合などの実態を精査し、総合的な交通体系のあり方も勘案しながら、環境面にも配慮しつつ、具体的な無料化計画を策定します。無料化によってコストを削減するだけでなく、出入口を増設できることから、地方の高速道路が暮らしに生かせる道路としてよみがえります。また雇用の拡大、通勤圏の拡大、農産物、畜産物、水産物の消費地への流通コスト、時間コスト削減は、農林漁業など生産者の基盤強化にもつながります。

「運輸安全委員会」の厳正な運用

「運輸安全委員会」を厳正に運用することをはじめとし、公共交通等の安全対策の総点検および充実に関する取り組みを進めます。

2008年の169回通常国会において、航空・鉄道事故調査委員会および海難審判庁を運輸安全委員会および海難審判所に改組する措置が講じられました。「運輸安全委員会」は陸・海・空にわたり事故原因究明を行い、原因関係者への勧告等を行う機関となりました。

民主党の提案により、①勧告を受けた関係者が正当な理由なく勧告に係る措置を講じなかったときはその旨を公表することができる②被害者等の心情に配慮し、事故等調査に関する情報を適時に適切な方法で提供する③関係行政機関の長等に対し資料・情報の提供など協力を求めることができる④法施行後5年を経過した場合、運輸安全の一層の確保の観点から委員会の機能の拡充等について検討を加え、結果に基づいて必要な措置を講じる——という法案修正が実現しました。修正項目も含め同委員会を適正に運用します。

政府は運輸行政の規制緩和を進め競争を激化させ、安全を度外視し労働条件を厳しくしながら利益追求を強いてきました。航空機、鉄道、航空、バス、タクシーなどの公共交通、さらにはトラックなどに係る行政を総点検し、そのあり方を見直します。

公共事業改革

以下の点を中心に、新しい公共事業を目指します。道路や港湾などの社会資本整備については、社会資本整備重点計画法により国土交通省関連の計画が一本化されましたが、計画が閣議決定事項とされているために国会のコントロールが及びません。また、相変わらず省庁縦割りの計画であるため、重複による無駄もあります。民主党は社会資本整備関連計画を一本化し国会承認事項とするとともに、再評価・事後評価の仕組みを盛り込んだ「公共事業コントロール法」を制定します。これにより、ムダを省き効率的で地域の実情にあった、本当に必要とされる公共事業を推進します。

大型公共事業の見直し

川辺川ダム建設事業や諫早湾干拓事業、長良川河口堰、八ッ場ダムなど、全国各地で大型公共事業や大型農林土木事業のあり方が問題になっています。例えば、川辺川ダム建設事業は、数千億円の費用をかけて利水や治水などを目的とした多目的ダムを建設する計画です。ただ、多くの人家の水没という犠牲を強いる上、受益者である地元農家の多くが利水事業計画に反対して訴訟を起こし勝訴が確定、ダムによる治水は不要であるとして学者から代替案が示されるなど、ダム計画の必要性が著しく疑問視されています。2008年9月には、熊本県知事が川辺川ダム建設反対を正式に表明しています。

民主党は川辺川ダム、八ッ場ダム建設を中止し、生活再建を支援します。

諫早湾干拓事業

諫早湾干拓事業については、干拓事業と有明海の環境変化との因果関係について科学的知見を得た上で、地域の意見によって有明海の再生に向けた取り組みを推進します。潮受堤防開門によって入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないよう万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得て行きます。

PFIの促進および検証

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)とは、道路、橋、刑務所や役場庁舎などといった公共施設の建設や運営を、資金調達を含め民間事業者に委ねることで、公共事業のコストを削減する手法

です。一番の目的は、事業にかかるリスクを民間事業者に負わせることで、民間の経営感覚を活用し、効率的でコストと品質のバランスのとれた公共サービスを提供することにあります。

PFI制度をさらに積極的に活用するため、導入する数値目標を定めるとともに、促進を阻害する法律・政省令・条例等の改正を進めます。これにより、民間の創意工夫を活かした質が高く効率的な事業を取り入れ、税金のムダづかいをなくします。

治水政策の転換(みどりのダム構想)

ダムは、河川の流れを寸断して自然生態系に大きな悪影響をもたらすと同時に、堆砂(砂が溜まること)により数十年間から百年間で利用不可能になります。環境負荷の大きいダム建設を続けることは将来に大きな禍根を残すものです。民主党は、自然の防災力を活かした「流域治水・流域管理」の考え方に基づき、森林の再生、自然護岸の整備を通じ、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能を高める「みどりのダム構想」を推進します。

なお、現在計画中または建設中のダムについては、これをいったんすべて「凍結」し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性の再検討を行うなど、治水政策の転換を図ります。

(※p.35中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大参照)

環境

環境政策(全般)

森林伐採・開発などによる自然環境や生態系の破壊、化学物質の拡散、化石燃料や鉱物資源の大量消費など、人間の活動に起因する環境負荷の増大により、「環境の許容限度」や「人体の許容限度」が限界に近づいています。このような環境問題に対応するために、現在の「大量生産、大量消費、大量廃棄」社会から、持続可能な社会へと変革し、将来世代にツケを残さないようにしなければなりません。

民主党は、「持続可能な社会」を目指し、環境容量内での循環型社会システム構築に向け、積極的に取り組んでいます。また、従来の「経済」や「成長」の質を環境の視点から見直し、さらなる環境技術、省エネ技術、省資源・リサイクル技術等の開発・普及、環境保全を事業発展に結びつけるビジネスモデルの開発など、環境への取り組みを積極的に推進することにより、環境負荷の低減と環境配慮型経済発展につながる、いわゆる「環境と経済が統合した社会」の実現を

目指します。

特に、美しい自然や生命を育む地球を将来の世代に引き継いでいくことは、いまを生活している私たちの責任です。環境問題を解決し、「持続可能な社会」をつくるために、環境意識の向上・市民参加・情報公開・公正な市場構築・良好な自然の保全と回復・公正で環境影響を内部化する市場構築・都市計画制度を含めた広範な制度の改革・N G Oによる国際貢献の積極的な促進や支援などの施策を推進します。

民主党「脱地球温暖化戦略」の推進

民主党は、環境に負荷をかけない「持続可能な社会」をつくるため、地球温暖化問題に積極的に取り組んでいます。

京都議定書で定められた削減目標(温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減)は、温暖化対策の第一歩にすぎません。地球温暖化を防止するためにはさらに大幅なCO₂の排出削減が必要となることから、国内外における温室効果ガスの削減に向けた取り組みが必要です。

政府が掲げている世界中で2050年までに50%削減するという長期目標だけでなく、日本国内においても、中長期的の目標設定が必要です。民主党は、2008年の169回通常国会で、温室効果ガス6%削減目標の達成に加え、中期的には2020年までに1990年比25%、2050年よりも早い時期に60%超の温室効果ガス排出量の削減を目標とする「地球温暖化対策基本法案」を提出しました。また、2007年5月に取りまとめた「脱地球温暖化戦略～脱温暖化で、地球と人との共生を～」の実現に全力を尽くします。具体的には、①中・長期目標の設定②国内排出量取引市場の創設③再生可能エネルギー導入の強力な推進④地球温暖化対策税の導入⑤省エネルギーの徹底⑥森林吸収源対策の推進⑦環境技術開発⑧環境外交の促進⑨脱フロンなどのさらなる推進⑩CO₂の「見える化」の推進⑪都市過熱化防止——などの措置を講じることにより、経済に与える影響をできるだけ回避しながら、地球温暖化対策を強力に推進します。

実効ある国内排出権取引市場の創設

総合的な効果が上がるよう制度設計を行い、キャップ&トレード方式による国内排出量取引市場の創設を図ります。

京都議定書が定めた第一約束期間(2008年～2012年)に、1990年を基準年として温室効果ガス6%削減を達成することがわが国の大きな課題となっています。

この課題を達成するとともに、中長期的な目標を実現するためには、温室効果ガスの削減努力が報わ

れるインセンティブのある経済的手法を導入することが不可欠であり、大規模排出源をカバーし、費用効率的な排出削減を促し、技術革新のインセンティブを与える抜本的な制度が求められています。

主導的な環境外交の展開

ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みの構築のため、エネルギー効率化の視点を踏まえ、米国および中国、インド、途上国の参加を促すべく、エネルギー効率化のための技術移転の推進とともに、ODAの環境分野への集中特化など環境外交を推進し、主導的役割を果たします。同時に、酸性雨や黄砂など国境を越えた環境被害に対しても、わが国の環境安全保障の観点から環境外交を強化します。

地球温暖化対策税の創設

経済活動の地球環境に与える影響(外部費用)を適正な市場経済における価格決定システムに組み入れる必要があります。特に、京都議定書の削減目標の達成が極めて困難な状況となっている地球温暖化対策では、いわゆる経済的措置の導入は喫緊の課題です。民主党は、国内排出量取引市場の創設とともに、化石燃料の使用抑制・効率化と、省エネルギー・新エネルギーの技術開発や環境関連投資促進に資する地球温暖化対策税の創設を目指し、これにより、環境立国として持続可能な社会を構築します。

オゾン層破壊防止・フロン回収

環境負荷の少ないフロン代替物質への転換、使用規制、フロン税の導入などを強力に進めます。

フロン類は強力な温暖化物質であり、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるなど、その回収破壊・代替物質への転換が重要になります。また、大気中での寿命も長いことから、いったん大気中に放出されると、地球環境に対して長期間大きな影響を与えることとなります。

民主党がかねてから主張していたフロンの回収義務化法が2001年に成立しましたが、OA機器などに用いられるダストブロー（ごみ吹き飛ばしスプレー）や断熱材への使用規制が十分に行われていないなどの問題があります。

グリーン契約

国などが率先して、単に価格の優位性ばかりではなく、最善の環境性能を有する物品・サービスを提供する者を契約相手とし得るよう、現行の契約制度の在り方について総合的に検討・見直す必要があります。2007年には、民主党のリードによって、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷

の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資する「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（グリーン契約法）が成立しました。

国や自治体が行う契約において、例えば、価格は安くてもCO₂排出量の多い発電による電力を契約すると、京都議定書で削減が求められているCO₂排出量が増え、削減努力に逆行するばかりか、別途対策が必要となり新たなコスト負担を招きます。

環境教育

エコツーリズム(自然や農業に親しむ観光)などを推進するためには、自然保全体制を整備するとともに、環境教育が必要であると考えます。自然保全意識の涵養を図り、自然環境の重要性、希少性、経済性を学ぶことで、自然環境が損なわれる事態が生じることがなくなるよう、国民をはじめとする各主体の意識の向上のための取り組みを進めます。

また、持続可能な社会を構築するためには、ライフスタイルの変革や意識改革が不可欠であり、家庭をはじめ、学校、地域、職場などあらゆる場と機会を通しての環境教育の推進が重要です。民主党は、学校における環境教育、環境教育へのNGOの参加、教員に対する研修制度などを柱とする「環境教育振興法案」を提出しました。この民主党案に促され、超党派により「環境教育推進法」が成立しましたが、環境教育の推進という観点は十分とは言えません。今後も環境教育の在り方について、国民的な議論を喚起し、幅広い検討を進めていきます。

環境健康被害対策

環境健康被害の認定基準は行政主導で策定され、科学的知見に過度に依存していることから、多くの被害者が行政救済の対象となっていません。また、認定を求めて訴訟を起しても裁判が長期化し、迅速な補償・救済を受けられない現状にあります。

一方で、環境健康被害の防止については、行政の怠慢と無責任主義により原因の解明と確定に長期の時間が費やされることによって、被害がより深刻に、そして、より拡大している現状があります。

そこで、民主党は、環境健康被害の回復・軽減策および被害防止対策の迅速な実施を図るため、①健康被害者救済に関する基本施策の策定②原因究明調査・研究を国などに義務付け③認定基準の緩和④行政からの独立性を高くした認定機関「環境健康被害等基準策定等委員会」の設置⑤訴訟関連支援制度(相談窓口の設置、医療専門家・科学者・海外知見等の紹介等を国等に義務付け)の整備⑥救済給付制度(医療費、療養費、交通費等)の整備——などを定めた「環境

健康被害者等救済基本法案」を国会に提出しています。同法の制定によって、これまで解決できなかった公害健康被害者の大多数が迅速に救済されることとなります。

また、水俣病、アスベストによる健康被害などの個別的な対策が求められている環境健康被害については、速やかな被害者救済と被害の拡大防止を図り、包括的な解決に向け全力で取り組みます。

水俣病問題対策

提訴された被害者とそれ以外の被害者とを差別することなく、最高裁判決を尊重した全面的な水俣病の被害者救済を図ります。

水俣病は、2004年10月の最高裁判決によって国の発生拡大責任が確定しましたが、政府が有効な対策を取らないまま、公健法による認定申請者が急増しています。

被害の全容を明らかにするための実態調査や、医療費、療養手当等の支給を中心とした特別立法の成立を目指して取り組みます。

総合的な化学物質対策

日本国内で流通している化学物質は数万種類あるといわれ、また、毎年数百種類の化学物質が新たに製造・使用されています。人工の化学物質が環境中に排出された場合の人体および生態系への影響が十分に把握されていないことから、被害の未然防止を基本としたリスク対策が必要です。

民主党はこれまで、さらなる情報公開を求め、政府の「化学物質排出把握管理促進法案」(P R T R法案)への対案を提出しました。また、環境基準の設定などを盛り込んだ「ダイオキシン対策法案」、焼却炉対策を強化した「廃棄物処理法改正案」を提出しました。今後、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を改正し、予防原則を貫いた化学物質の製造から廃棄までの全体を包括的に管理し、製造規制・表示の徹底・使用後の回収など、リスクに応じた化学物質対策を進めます。

シックハウス対策

化学物質による健康リスクを低減させるために予防を徹底し、実態調査を行うとともに、発症メカニズムの徹底解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型養療施設の建設などの対策を進めます。さらに、これまで十分に行われていなかった、ナノ粒子など微細粒子による健康被害の調査・研究を強化するとともに、化学物質の複合暴露に関する調査・研究を推進します。

生活の快適さや利便性を追求するあまり、私たちの住環境は人工の化学物質に取り囲まれ、これによる健康被害が発生しています。民主党は、建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐために、建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化して基準を超えた場合には改善を求めることができる法案と、大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定を義務付ける法案「シックハウス対策2法案」を既に提出しています。

殺虫剤による健康被害 (化学物質過敏症や急性中毒等)対策

殺虫剤や農薬、殺菌剤、除草剤などの薬剤は、農地だけではなく、住宅地や商店街、公共施設、学校、病院、公園、街路樹など、私たちの生活環境の多くの場面で使われています。もともとこうした薬剤の成分は身体に有毒であり、多くの人々が健康被害にあっています。

特に、化学物質過敏症の患者は大人だけでも70万人いるといわれ、殺虫剤などの薬剤を知らない間に吸ったり、身体に触れたりすることが生命にも関わるため不安な日々を過ごしています。

民主党は、殺虫剤などの使い方や、人の健康や生活環境にとっての危険性を明記することを義務付け、また、住宅地等で大量に撒く場合に守るべきルールを都道府県知事等が定める、安全な殺虫剤の研究開発をメーカーの努力義務とするなどの「殺虫剤規制2法」の制定を目指します。今後も引き続き、殺虫剤などによる健康被害の防止のために、積極的な取り組みを進めます。

ノンアスベスト社会の実現

「ノンアスベスト社会」の実現のため、「石綿対策総合的推進法」を制定し、既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄等一貫した総合対策を実施します。アスベスト(石綿)を含む製品および建築物等(学校や公共施設も含む)について全国調査と情報開示を行い、表示を義務付けます。有害性や飛散性、利用状況について優先順位付けをしたうえで、段階的・計画的な除去・廃棄等、およびそこに至る間の適切な管理を促進します。関連する省庁・諸法令間の不整合を是正し、必要な場合には新たな法令対応を含めて隙間を埋めていきます。アスベスト含有廃棄物の処理方法について早急な調査を行い、規制を強化します。過去の法令や通達を精査し、行政責任を総括します。被害者補償、健康管理、飛散防止、解体や廃棄に必要な財源確保のため、基金を創設します。利用状況について優先順位付けをしたうえで、飛散を防止します。また、ア

スベスト含有廃棄物の安価で安全な無害化技術の確立に向け、研究を促進します。同時に、過去の法令や通達を精査し、行政責任を総括します。

土壌汚染対策

近年、工場跡地などで化学物質による土壌汚染がみつかるケースが続いており、(食の安全・安心を含む)人の健康や生態系への影響が懸念される状況にあります。2003年に土壌汚染対策法が制定されましたが、対象となる土地や物質の範囲が狭いなど、さまざまな限界が指摘されています。

民主党は、築地市場の移転予定地である豊洲地区の土壌が汚染されているにも関わらず、法施行前に有害物質使用特定施設が廃止されているために規制の適用除外となっている問題に対処するため、2007年の168回臨時国会にこの法律の改正案を提出しています。同法の改正によって、法律の対象範囲の拡大や食の安全・安心の確保が可能となります。今後、汚染した土壌の適正処理、生活環境や生態系に対する影響への対処、情報公開等の近隣住民の安心感を得るための措置、基金の設立など、的確で確実な対応に必要な課題についての検討作業を進めます。

総合的な廃棄物・リサイクル対策

民主党は、①廃棄物・リサイクル法制度の統合②有価・無価に影響されない廃棄物の定義③リサイクル施設に対する環境規制の適用④製造者の製品引取義務(拡大生産者責任)の明記⑤デポジット・埋立税・焼却税・資源税等の導入(経済措置)——などを内容とする「資源循環・廃棄物管理法」の制定を目指します。

日本ではここ数年、年間約4億7000万トンもの廃棄物が発生しています。リサイクル率は、一般廃棄物が19.6%(2006年度)、産業廃棄物が51.9%(2005年度)であり、資源の節約と循環的な利用を一層推進しなければなりません。一方、廃棄物の不適正処理や不法投棄も後を絶たず、廃棄物に関する規制や監視を十分に行わなければなりません。また、回収した資源が国内でリサイクルされずに海外へ輸出されることにより国内の資源が不足する事態も起きています。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を省資源型の循環型社会へと転換させるため、また廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐためにも、現在の法制度を見直す必要があります。

デポジット制度の導入

デポジット制度によるリターナブルびんの普及促進を積極的に進めていきます。

環境負荷の少ない持続可能な社会を築くためには、事業者・消費者などが自主的に取り組むことが重

要ですが、それが十分に行われないう場合には、経済的措置による誘導や法的規制により環境への負荷を低減する必要があります。容器包装に関する現状は、ペットボトルなどの環境負荷の高い製品が利便性と安さから多く使用されています。しかし、環境負荷の少ない社会を構築するためには、飲食店におけるビールびんなどのように繰り返し再利用するリターナブルびんの普及が必要です。リターナブルびんの販売に当たっては、不法投棄の防止や回収率の引き上げのため預り金(デポジット)を価格に上乗せし、回収の際にそれを返却するデポジット制度に一定の効果が認められています。

個別リサイクル法の改正

現在、家電リサイクル法をはじめとして、容器包装、自動車など多くの個別法が制定されています。個々の製品リサイクルの特性に応じた仕組みになっていますが、同様の製品であっても費用負担の時期が異なるなど、現行制度が複雑で消費者に分かりにくいものとなっている部分もあります。

民主党は、これらの問題に対処するために製造業者に一定のリサイクル責任を課す拡大生産者責任を重視するとともに、行政、事業者および消費者が一緒になって負担とリサイクルのあり方を検討し、できる限りリサイクルの仕組みの共通化を図り、厳正な運用に努めるとともに、分かりやすい制度の構築を目指します。

環境アセスメント

環境アセスメント法の改正により市民参加の機会を拡充します。また、自治体による市民(住民)参加機会の拡充を支援します。

現行の「環境影響評価法」(環境アセスメント法)では、どのような項目についてどのような方法でアセスを行うのかという計画を示した「方法書」と、アセス実施の結果の原案を示した「準備書」について、市民は意見書の提出により意見を述べることが出来ます。また「準備書」については説明会を開催することになっており、この説明会への参加が市民に保障されています。しかし、環境アセスメント法で定められた市民参加の機会は大変少なく、自治体ではそれを補填すべく条例で市民参加の機会を定めています。また、アセスの実施と評価については、事業者自らが行う制度となっており、評価の客観性に疑問があります。

また、現行法は、主に事業アセスについて定めたものとなっており、個別の対象事業の実施にあたり環境アセスメントを義務付けています。しかし、あらゆる事業計画自体の見直しや代替案の検討、累積的な

環境影響への配慮をより適正に行うためには、政策立案・計画初期段階から環境に対する影響を評価する「戦略的環境アセスメント」(SEA)の導入が不可欠です。すべての事業の計画段階でのアセスメント導入により、市民参加・市民合意がより早期の段階でなされることから、環境と開発の調和を図ることが可能となります。そこで民主党は、全事業に対する国レベルでの戦略的環境アセスメント制度の導入を目指します。

調査・研究、環境保全制度の充実

環境の現状を客観的かつ科学的に正確に把握することは、環境保全を進める上で極めて重要です。特に、地球温暖化や地球レベルでの化学物質循環、生態系等については、科学的に未解明の部分も多く、環境に関する科学的知見をさらに充実させなければなりません。そして、収集されたデータや知見は、情報として広く提供されるべきです。そのための情報収集や国際協力などの予算を大幅に増額します。また、現在の環境をさらに良好なものに改善するために、科学技術を用いることも有効な手段であり、環境負荷の少ない科学技術を普及させるためにも、経済的措置等の導入による誘導策や財政支援策を積極的に行います。

生物多様性の保全(野生生物保護)

民主党が主導して超党派で成立させた生物多様性基本法を厳正に執行します。また、法律の目的を達成するために、種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)改正、野生生物の生息地の保全と農林水産業被害対策のための人材育成や技術開発のために必要な措置など、必要な法制上、財政上の措置等を講じます。また、影響評価の義務化、生物多様性に関する教育等の充実、国民への啓蒙や積極的広報、省庁間の連携強化に取り組めます。

さらに、豊かな生態系を育む自然環境を国際的に保護するための基金等への拠出を推進し、生物多様性に関する国際的な調査研究をNGOと協力しながら積極的に支援します。

動物愛護

動物愛護の徹底に向けた取り組みを一層進めます。また、飼育を放棄された犬猫が殺処分されずに生存の機会が得られるような環境整備に尽力します。

動物愛護管理法が成立していますが、この改正案の策定過程において民主党は、特に動物実験の規制等について強く主張しました。具体的には、①動物実験の3R(代替法、数の削減、苦痛の軽減)の明文化②動物虐待の定義の明確化および罰金増額③動物由来

感染症の予防と生態に応じた飼養の努力義務化④動物取扱業の範囲に移動販売業・理美容業等を追加—などの提案をまとめました。

外来生物対策(移入種対策)

国内の生態系を破壊する外国からの移入種が全国的に問題となっています。これらを規制するため、民主党は、国内生物種台帳の整備・公表、規制対象の拡大などを盛り込んだ「外来生物種規制法案」を取りまとめています。今後も、外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を行うとともに、生態系等に係る影響を効果的・効率的に評価する手法を確立します。

また、効果的・効率的な防除の実施に係る手法・体制の構築と普及啓発を推進します。そして、予防原則に基づいた移入種規制の強化・非意図的導入(他のものに混ざったりして国内に入ってくる)の実態把握と対応に取り組めます。

クマ対策

かつてヒトとクマが共生し得た時代が存在した事実を想起し、生息地管理・中山間地域の活性化・被害防除を3本柱として、ヒトの安全確保と農作物被害等の防止のための措置を確実に講じながら、可能な限りの「生態系」の再生・回復に取り組むことにより、クマ問題の抜本的解決を目指します。

近年、クマの異常出没が急増し、それに伴う人的被害や農作物被害などの物的被害が深刻化の度を増し、社会問題化していますが、その原因をたどると、最終的には「生態系」の破壊・喪失にその元凶を見出すことができます。これまでのクマ対策は、どちらかというと場当たりの応急対策、すなわち対症療法的対策の繰り返しに終始してきたきらいがあります。

民主党は、2006年11月、クマ対策として、「ヒトとクマとの共生プラン」を発表しました。同プランでは、科学的調査に基づくクマの個体数の適正管理のもとでの「人的物的被害の防止」と「個体数保護」の両立を目指しながら、当面策と中長期的な対策を提案しています。

自然環境保護

保護指定地域における管理を科学的でさまざまな主体によって行い、その取り組みを科学的に評価し、評価した結果を的確な管理のために活かす制度を確立します。また、日本に残された価値の高い自然を保護するため、こうした地域の指定を行うとともに、その所有・管理を国・自治体で進め、取得については国の費用で計画的に進めます。

日本の自然公園は、優れた自然の風景地の観点から指定されているため、最も広い範囲をカバーしている保護地域制度ですが、国や自治体が所有する部分のごくわずかで、大部分が民間の所有となっており、十分な管理ができていません。こうした自然的価値の高い核心地域は、生物が自由に移動でき、遺伝子的な生物多様性が保全されるよう、孤立した形ではなく、「緑の回廊」になっていなければなりません。

里地・里山の保全

環境体験学習、エコツーリズム、国産材の利用など消費面を含めた農山村の活性化対策などを導入しながら、ビオトープ(生物生息空間)・ネットワークとして整備を進めるとともに、地域の経済・物質循環を推進し、地域やNGO等の活動により維持されてきた里地・里山特有の自然環境を積極的に評価し、支援する仕組みを確立します。

また、日本の農業を質・量ともに再興し、有機農業の推進によって育まれる命あふれる健康な大地を取り戻さなければなりません。農薬や化学肥料の使用量を減らし、里地・里山を活用した循環的で地域の生態系を保全できるような農業を推進します。

海岸の保全

自然状態を保持した海岸は、生物の繁殖・生息の場として重要であるにもかかわらず、都市化や工業用地の確保のために、人工海岸が急速に増加しました。現在は少しずつ減少してはいますが、それでも日本の海岸のおよそ33%が人工海岸となっています。いったん人工海岸としてしまうと、もとの生態系に戻すことは不可能に近く、これ以上の人工海岸化は厳に慎むべきです。特に、干潟と珊瑚礁については、その周辺も含めた保全を図り、日本に残された貴重な自然・生態系を保全します。

憲法

国民の自由闊達な憲法論議を

「憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である」というのが近代立憲主義における憲法の定義です。決して一時の内閣が、その目指すべき社会像や自らの重視する伝統・価値をうたったり、国民に道徳や義務を課したりするための規範ではありません。民主党は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という現行憲法の原理は国民の確信によりしっかりと支えられていると考えており、これらを大切にしながら、真に立憲主義を確立

し「憲法は国民とともにある」という観点から、現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを国民の皆さんに責任を持って提案していきます。民主党は2005年秋にまとめた「憲法提言」をもとに、今後も国民の皆さんとの自由闊達(かっかつ)な憲法論議を行い、国民の多くの皆さんが改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していきます。

項目名五十音索引

DV防止法の強化……4
EPA／FTA……38
EU(欧州・EUとの関係)……15
FTA(EPA／FTA)……38
NHKの改革……10
NPO(国民の視点からの公共サービスの見直し)……9
NPO(コミュニティの再生・強化)……9
NPO(特定非営利活動法人(NPO)支援税制等の拡充)……18
NPO活動の促進・支援税制……1
NPOバンク、小規模な共済の負担軽減……17
ODAの活用・「人間の安全保障」などへの取り組み……15
PFIの促進および検証……42
WTO交渉の早期妥結……37

あ行

アイヌ民族の人権を尊重した総合的施策確立へ……3
アジア外交の強化……14
アスベスト健康対策……26
アスベスト対策(ノンアスベスト社会の実現)……45
新しい公共(国民の視点からの公共サービスの見直し)……9
あっせん(政治家によるあっせん根絶)……10
天下りの根絶でムダづかいをなくす……6
新たな地方財政調整制度の創設……8
新たな「国のかたち」の構築……7
安全・安心な住宅……40
育児休業(ワークライフバランスの実現)……5
諫早湾干拓事業……42
医師(勤務医の就業環境の改善)……24
医師等確保対策で医療従事者不足を解消……24
医師不足解消に向けた小児科・産科医療……25
いじめ問題……21
医師養成数を1.5倍に増加……24
イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて……15
一括交付金(ひもつき補助金の廃止と一括交付金化)……7
1票の価値の較差の抜本是正……9
イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備……23
医薬品(新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化)……26
イラク(航空自衛隊のイラク派遣を直ちに終了)……15
医療技術(新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化)……26
医療事故の原因究明および再発防止……25
医療従事者の資質の向上……25
医療従事者の職能拡大と定員増……25
医療の安心・納得・安全……25
インクルーシブ教育の推進……22
インターネット(有害情報から子どもを守る)……3
インターネット(情報格差の解消)……11
インターネット選挙運動解禁……10
インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進……11
「運輸安全委員会」の厳正な運用……42
永住外国人の地方選挙権……10
エネルギー安定供給体制の確立……38

冤罪防止

(取り調べの可視化、証拠開示の徹底による冤罪防止)……12
欧州・EUとの関係……15
大型公共事業の見直し……42
沖縄政策……2
オゾン層破壊防止・フロン回収……44

か行

海岸の保全……48
介護(良質な介護を可能とするマンパワーの充実)……28
介護サービス基盤の拡充……28
海洋資源の開発、海洋の安全確保……15
外来生物対策(移入種対策)……47
科学技術人材の育成強化……23
化学物質対策(殺虫剤による健康被害
(化学物質過敏症や急性中毒等)対策)……45
化学物質対策(総合的な化学物質対策)……45
学習指導要領の大綱化……20
拡大教科書の充実……21
各地域の特性やニーズに応じた航空政策……41
学童保育の拡充……3
核廃絶の先頭に立つ……16
霞が関改革・政と官の抜本的な見直し……7
過疎地域対策(島嶼部の揮発油税免除など過疎地域対策)……39
学校安全(子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備)……4
学校安全対策基本法の制定……21
学校施設耐震化の促進……21
学校施設の開放と複合利用の推進……22
学校図書館の整備等……21
学校理事会
(保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置)……20
カネミ油症被害者対策……27
肝炎総合対策……27
環境アセスメント……46
環境エネルギー
(世界最先端の環境エネルギー技術の確立)……23
環境教育……44
環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正……40
環境健康被害対策……44
環境政策(全般)……43
環境保全型農業の推進……34
観光政策(地域活性化に立脚した観光政策)……39
韓国(日韓両国の信頼関係の強化)……14
監査委員制度(自治体の監査機能の充実強化)……8
官製談合を撲滅……6
感染症対策……27
がん対策……26
官僚(国会審議における官僚依存からの脱却)……10
危機管理体制の整備……2
企業団体献金(政治献金の規制強化)……9
起業・ベンチャー支援……37
危険情報公表法
(子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備)……4
危険情報公表法の制定……1

基礎的自治体(新たな「国のかたち」の構築) ……7	
基礎的自治体の整備 ……7	
北朝鮮外交の主体的展開 ……14	
救急搬送・救急医療の連携強化 ……25	
給付付き税額控除制度の導入等 ……17	
教育委員会(中央教育委員会の設置) ……20	
教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用と 定住人口・交流人口の増大 ……32	
教育の責任の明確化 ……20	
教育の無償化 ……20	
教育予算の充実 ……20	
教員の質と数の充実 ……20	
教科書検定および採択について ……21	
行政改革(霞が関改革・政と官の抜本的な見直し) ……7	
行政刷新会議(中央政府の役割の限定) ……7	
行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化 ……12	
共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准 ……12	
漁業の振興(資源管理漁業の重視) ……35	
勤務医の就業環境の改善 ……24	
金融(健全な金融市場の育成) ……17	
金融サービス(包括的な金融サービス・市場法の制定) ……17	
金融所得課税改革の推進 ……18	
国と地方の協議の制度化 ……8	
国の役割(中央政府の役割の限定) ……7	
クマ対策 ……47	
グリーン契約 ……44	
警察改革 ……2	
芸術文化活動への支援 ……22	
契約の適正化(国が行う契約の適正化) ……6	
下水道法(環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正) ……40	
研究開発(中小企業の研究開発力の強化) ……23	
研究開発 (イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備) ……23	
原子力行政(安全を最優先した原子力行政) ……38	
原子力政策に対する基本方針 ……38	
健全な金融市場の育成 ……17	
憲法(国民の自由闊達な憲法論議を) ……48	
原油価格高騰への対応策 ……39	
広域自治体のあり方の見直し ……7	
公開会社法の制定 ……17	
後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化 ……26	
公共サービス(国民の視点からの公共サービスの見直し) ……9	
公共事業(大型公共事業の見直し) ……42	
公共事業改革 ……42	
航空政策(地域の特性やニーズに応じた航空政策) ……41	
公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定 ……36	
高速道路無料化 ……42	
交通基本法の制定 ……40	
交通面における環境負荷の軽減 ……41	
校庭の芝生化 ……23	
高等教育の機会の保障 ……20	
後発医薬品(ジェネリック薬品) ……26	
公務員制度の抜本改革と労働基本権の回復 ……6	

「国際エネルギー効率化計画2030」の実現 ……38	
国際連帯税の検討 ……19	
国籍選択制度の見直し ……13	
国民の視点からの公共サービスの見直し ……9	
国連改革 ……15	
個人通報制度 (人権侵害の救済へ向け国際機関への個人通報を制度化します) ……13	
子育て(出産・子育てにかかる経済的・精神的負担の軽減) ……3	
国会議員の定数1割以上削減 ……9	
国会審議における官僚依存からの脱却 ……10	
国家公務員総人件費の削減 (地方分権推進と国家公務員総人件費の削減) ……6	
子ども家庭政策の一元的取り組み ……3	
子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備 ……4	
子ども手当(月額2万6000円の「子ども手当」創設) ……3	
個別間接税改革の推進 ……19	
個別リサイクル法の改正 ……46	
コミュニティの再生・強化 ……9	
雇用政策(長期安定雇用を基本とする雇用政策) ……30	
雇用政策(若者の雇用就労支援) ……30	
雇用政策(中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大) ……35	
雇用保険制度をはじめとするセーフティネットの整備 ……31	

さ行

災害対策 ……2	
財政健全化(自治体の監査機能の充実強化) ……8	
財政構造改革の推進 ……16	
財政調整(新たな地方財政調整制度の創設) ……8	
最低賃金の大幅引き上げ ……31	
歳入庁(社会保険庁解体と歳入庁創設) ……29	
裁判員制度の円滑なスタートに向けた環境整備 ……12	
再犯防止の取り組みの強化 ……13	
殺虫剤による健康被害(化学物質過敏症や急性中毒等)対策 ……45	
里地・里山の保全 ……48	
産科医療(医師不足解消に向けた小児科・産科医療) ……25	
産業政策としての物流 ……41	
死因究明制度改革の推進 ……12	
自衛権の行使は専守防衛に限定 ……16	
ジェネリック薬品(後発医薬品(ジェネリック薬品)) ……26	
歯科医療改革 ……27	
事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保 ……37	
死刑(仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直し) ……12	
仕事と家庭の両立支援 ……31	
自殺予防対策 ……1	
自然環境保護 ……47	
自治区(基礎的自治体の整備) ……7	
自治体の監査機能の充実強化 ……8	
市町村合併(基礎的自治体の整備) ……7	
シックハウス対策 ……45	
実効ある国内排出権取引市場の創設 ……43	
シティマネージャー (住民自らによるガバナンス形態の決定) ……8	
児童虐待防止対策の充実 ……4	

自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、 地球温暖化対策税……19	
児童ポルノ(性的搾取・性的虐待から子どもを守る) ……4	
司法制度改革(法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進) ……11	
社会保険庁解体と歳入庁創設……29	
社会保障制度(国の責任で社会保障制度を安定維持) ……24	
社会ルールの学習……22	
銃器犯罪対策 (総合的な銃器犯罪対策の推進・合法銃の所持許可基準の見直し) ……2	
重国籍(国籍選択制度の見直し) ……13	
終身刑(仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直し) ……12	
住宅政策 (わが国の「住」の生活様式の復活による「木の文化」の再生) ……35	
住宅政策(安全・安心な住宅) ……40	
住宅政策(多様なニーズに応じた住宅政策) ……40	
住民投票による民意のくみ上げ……8	
就労支援(若者の雇用就労支援) ……30	
首長の多選制限……10	
出産・子育てにかかる経済的・精神的負担の軽減……3	
出産時助成金の支給……3	
主導的な環境外交の展開……44	
生涯学習の充実……22	
障がい者の教育環境(インクルーシブ教育の推進) ……22	
障がい者差別禁止……1	
障がい者福祉政策の改革……28	
奨学金制度改革……20	
少子高齢化など社会環境に対応したまちづくり……40	
商店街活性化(中心市街地・商店街の活性化) ……37	
小児科(医師不足解消に向けた小児科・産科医療) ……25	
少人数学級の推進……20	
少年犯罪の防止……12	
消費者権利官が行政をチェック……1	
消費者団体訴訟制度など消費者政策の充実……1	
消費税改革の推進……18	
情報格差の解消……11	
情報の収集分析・管理保全の適正化……16	
条例(政省令による義務付け等の見直し) ……8	
職業能力開発支援 (若年層から中高年層まで職業能力開発支援) ……30	
食の安全・安心の確保……33	
食料の完全自給への取り組み……33	
女性支援(農山漁村を支える女性の支援) ……33	
女性の健康(生涯を通じた女性の健康保障) ……5	
女性も安心な年金制度の確立……4	
所得補償制度の導入による農業経営の安定化……32	
私立学校改革……20	
新エネルギー・省エネルギー技術の推進……38	
新型インフルエンザ対策……27	
人権侵害救済機関の創設……13	
人権侵害の救済へ向け国際機関への 個人通報を制度化します……13	
水田の持つ機能のフル活用および米の棚上備蓄体制の確立……33	

スクールカウンセラーおよび ガイダンスカウンセラー制度の充実……21	
スポーツ(国民総スポーツの推進) ……22	
スポーツ(地域密着型の拠点づくりを推進) ……22	
スポーツ(世界レベルでのスポーツを推進) ……23	
スポーツ医学振興政策……23	
スポーツリーダー(地域スポーツリーダーの育成) ……23	
生活保護制度の充実……28	
性教育(生涯を通じた女性の健康保障) ……5	
性差医療(生涯を通じた女性の健康保障) ……5	
政治家によるあっせん根絶……10	
政治献金の規制強化……9	
政治資金の透明化……9	
税・社会保障共通の番号制度の導入……17	
政省令による義務付け等の見直し……8	
生殖補助医療に係わる法整備……4	
性的搾取・性的虐待から子どもを守る……4	
性同一性障がい者の人権……13	
政と官の抜本的見直し (霞が関改革・政と官の抜本的な見直し) ……7	
成年年齢の18歳への引き下げ……13	
整備新幹線……41	
生物多様性の保全(野生生物保護) ……47	
セーフガード発動の弾力化……38	
選挙運動(インターネット選挙運動解禁) ……10	
選挙権年齢の引き下げ……9	
戦後処理問題……1	
専修・各種学校の充実……21	
選択的夫婦別姓の早期実現……5	
臓器移植のあり方について検討……27	
総合的な農山漁村の活性化……33	
相続税・贈与税改革の推進……19	
租税特別措置透明化法の制定……18	
た行	
大学改革と国の支援のあり方……21	
台湾問題……14	
多選制限(首長の多選制限) ……10	
縦割り行政(子ども家庭政策の一元的取り組み) ……3	
多様なニーズに応じた住宅政策……40	
男女共同参画の視点に立った国際協調……5	
男女平等(真の男女平等のための基盤づくり) ……5	
治安対策……2	
地域活性化に立脚した観光政策……39	
地域金融円滑化法の制定……17	
地域経済の活性化……36	
地域の産業と雇用を守る中小・小規模零細企業支援税制……36	
地球温暖化対策(民主党「脱地球温暖化戦略」の推進) ……43	
地球温暖化対策税 (自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、 地球温暖化対策税) ……19	
地球温暖化対策税の創設……44	
地上デジタル放送への円滑な移行……11	
治水政策の転換(みどりのダム構想) ……43	

知的財産立国の実現……37

地方議会(住民自らによるガバナンス形態の決定) ……8

地方交付税(新たな地方財政調整制度の創設) ……8

地方財政(ひもつき補助金の廃止と一括交付金化) ……7

地方財政(新たな地方財政調整制度の創設) ……8

地方財政(自治体の監査機能の充実強化) ……8

地方支分部局(中央政府の役割の限定) ……7

地方選挙権(永住外国人の地方選挙権) ……10

地方の再生……8

地方の特性を生かした国土政策……39

地方分権(新たな「国のかたち」の構築) ……7

地方分権(国と地方の協議の制度化) ……8

地方分権推進と国家公務員総人件費の削減……6

嫡出推定制度の改善……5

中央教育委員会の設置……20

中央政府の役割の限定……7

中国(日中友好協力関係のさらなる促進) ……14

中国残留邦人支援……28

中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大……35

中小企業いじめ防止法
(公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定) ……36

中小企業金融の円滑化……36

中小企業憲章の制定……36

中小企業支援策としての人材育成・職業訓練の充実……36

中小企業支援税制……18

中小企業支援予算3倍増……36

中小企業の技術力の発揮と向上……36

中小企業の研究開発力の強化……23

中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり……36

中小企業向け金融検査マニュアルの策定……17

中小・小規模零細企業支援税制
(地域の産業と雇用を守る中小・小規模零細企業支援税制) ……36

中心市街地・商店街の活性化……37

長期安定雇用を基本とする雇用政策……30

調査・研究・環境保全制度の充実……47

長時間労働(ワークライフバランスの実現) ……5

徴税の適正化……19

著作権
(インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進) ……11

通信・放送委員会(日本版FCC)の設置……11

通信・放送行政の改革……11

定数削減(国会議員の定数1割以上削減) ……9

出先機関(中央政府の役割の限定) ……7

デポジット制度の導入……46

テロ根絶と真の和平実現——新テロ特措法延長への対応……15

電子投票制度の導入……10

伝統文化(伝統文化の保存・継承) ……22

電波の有効利用……11

道州制(広域自治体のあり方の見直し) ……7

島嶼部の揮発油税免除など過疎地域対策……39

動物愛護……47

道路行政等の抜本改革……41

道路特定財源
(自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税) ……19

特定非営利活動法人(NPO)支援税制等の拡充……18

特別会計改革……17

独立行政法人等の改革……6

都市型農業の振興……34

土壤汚染対策……46

都道府県(広域自治体のあり方の見直し) ……7

取り調べの可視化、証拠開示の徹底による冤罪防止……12

トレーサビリティ
(輸入牛肉に対するトレーサビリティの義務付け) ……34

な行

難治性疾患対策……27

難民認定委員会の創設・難民の生活支援……13

日本国教育基本法案……19

日本語教育(国内外における日本語教育の充実) ……22

年金受給者の税負担を軽減する……29

年金制度(女性も安心な年金制度の確立) ……4

年金制度(公平な新しい年金制度を創る) ……29

「年金通帳」で「消えない年金」 ……29

年金保険料は年金給付以外に使わない……29

年齢差別禁止(募集・採用における年齢差別禁止) ……31

農業振興(都市型農業の振興) ……34

農山漁村の「6次産業化」 ……32

農山漁村を支える女性の支援……33

納税者権利憲章の制定……18

農地制度の改革……34

農地面積の確保……34

は行

バイオマス関連産業の育成……32

廃棄物・リサイクル対策(総合的な廃棄物・リサイクル対策) ……46

排出権取引(実効ある国内排出権取引市場の創設) ……43

パレスチナ(イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて) ……15

犯罪(再犯防止の取り組みの強化) ……13

P K O(国連平和活動への積極参加) ……16

非正規労働者の労働条件確保……30

人にやさしい地域主権のまちづくり……39

ひとり親家庭への自立支援策……4

被爆者援護……27

ひもつき補助金の廃止と一括交付金化……7

夫婦別姓(選択的夫婦別姓の早期実現) ……5

不妊治療(生殖補助医療に係わる法整備) ……4

米国(新時代の日米同盟の確立) ……14

ベンチャー支援(起業・ベンチャー支援) ……37

保育サービス(学童保育の拡充) ……3

防衛省改革……16

貿易・投資の自由化を主導……37

包括的な金融サービス・市場法の制定……17

包括払い制度の推進……26

法人税改革の推進……18

法曹養成(法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進) ……11

ホームレス自立支援……28
母子世帯(ひとり親家庭への自立支援策) ……4
募集・採用における年齢差別禁止……31
補助金(ひもつき補助金の廃止と一括交付金化) ……7
北方領土問題……3

ま行

まちづくり(人にやさしい地域主権のまちづくり) ……39
まちづくり
(少子高齢化など社会環境に対応したまちづくり) ……40
麻薬・薬物対策……29
ミサイル防衛への対応……16
みどりのダム構想(治水政策の転換(みどりのダム構想)) ……43
水俣病問題対策……45
民法改正(選択的夫婦別姓の早期実現) ……5
民法改正(嫡出推定制度の改善) ……5
ムダづかい(天下りの根絶でムダづかいをなくす) ……6
ムダづかい(財政構造改革の推進) ……16
ムダづかい(予算編成のあり方の見直し) ……17
「無年金障がい者」救済の拡充と「無年金高齢者」救済の創設……29
木材自給率の向上……34
木材による家造り
(わが国の「住」の生活様式の復活による「木の文化」の再生)
……35
ものづくり政策の推進……37

や行

靖国問題・国立追悼施設の建立……1
有害情報から子どもを守る……3
郵政事業の抜本的見直し……10
輸入牛肉に対するトレーサビリティの義務付け……34
輸入検疫体制の強化・拡充……33
幼保一本化の推進……3
予算編成のあり方の見直し……17

ら行

領土問題の早期解決……14
両立支援(仕事と家庭の両立支援) ……31
林業、木材関連産業等地域産業の活性化……35
臨床研修の見直し……24
労働基本権の回復
(公務員制度の抜本改革と労働基本権の回復) ……6
労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決……31
労働者派遣法の見直し……30
ロシア(日露関係の促進) ……14

わ行

ワークライフバランスの実現……5
ワークライフバランス(仕事と家庭の両立支援) ……31
わが国の「住」の生活様式の復活による「木の文化」の再生……35
若者の雇用就労支援……30

この政策集は、民主党の政策議論の到達点を 2008 年 10 月 1 日現在でまとめたものです。

民主党 政策 INDEX 2008

発行日 2008 年 10 月 10 日

発行 民主党

民主党本部 〒 100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

電話 03-3595-9988 (代)



www.dpj.or.jp